

海技協資(海セ)第24号

ウガンダ小規模工業技術訓練センター

実施調査団調査報告書

昭和43年3月

海外技術協力事業団

Overseas Technical Cooperation Agency

JICA LIBRARY



1063817[9]

国際協力事業団

受入 月日 '84. 3. 16	418
登録No. 00425	60
	EX

は し が き

日本政府は海外技術協力の一環として、ウガンダに小規模工業技術訓練センターを設置することとなり、当事業団は、政府の委託をうけて、労働省職業訓練局管理課長中田定士氏を団長とする5名の実施調査団を派遣した。同調査団は、昭和42年10月27日本邦を出発、約1ヶ月にわたり、ウガンダに滞在し、センター設置ならびに運営の具体的方法について、ウガンダ政府関係者と話し合いを行なうとともに、設置に必要な技術的事項についての調査を行なった。

本書はその報告である。

ウガンダ国の工業化の発展過程は現在、農業・農産加工を中心とする初期段階から、中間製品生産の第2段階への過渡期であるが、1966年の政変により、オボテ現大統領の就任以来、とくに近代国家の形成と工業化による経済の再編成を急いでいる。このためウガンダ政府の工業化推進に対する熱意はきわめて強く、小規模工業の振興とともにウガンダ人の熟練労働者の養成を重要施策として、その推進に力を注いでいる。

わが国は、このようなウガンダ政府の重要施策推進の一翼を担つて、本訓練センターの設置を具体化すべく、今回の実施調査団の派遣となつたものである。ここに本調査の任にあたられた調査団の方々さらに調査団の派遣に御協力いただいた関係機関の方々に対し、深甚の謝意を表する次第である。

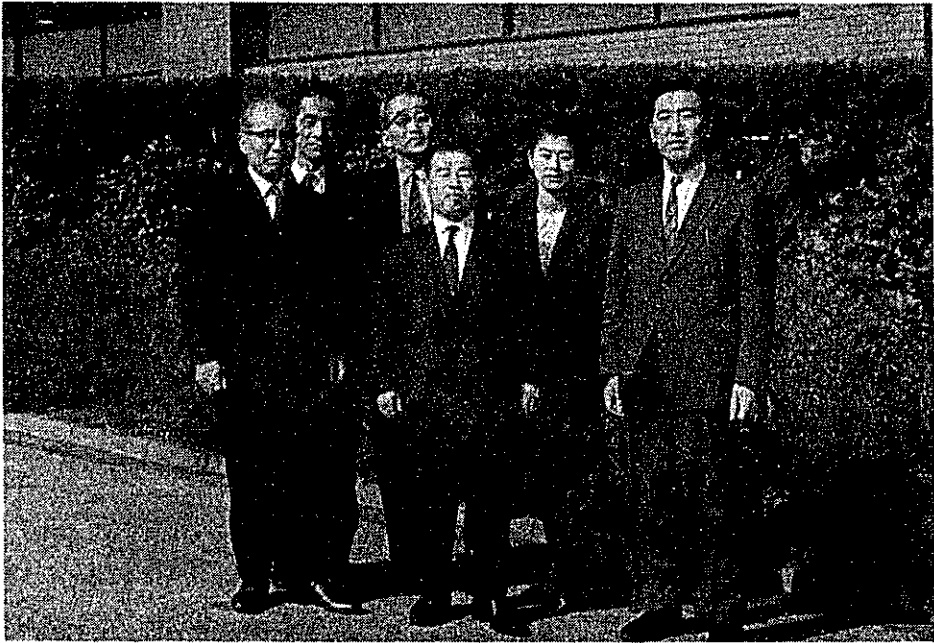
昭和43年2月

海外技術協力事業団

理事長 沢 沢 信 一

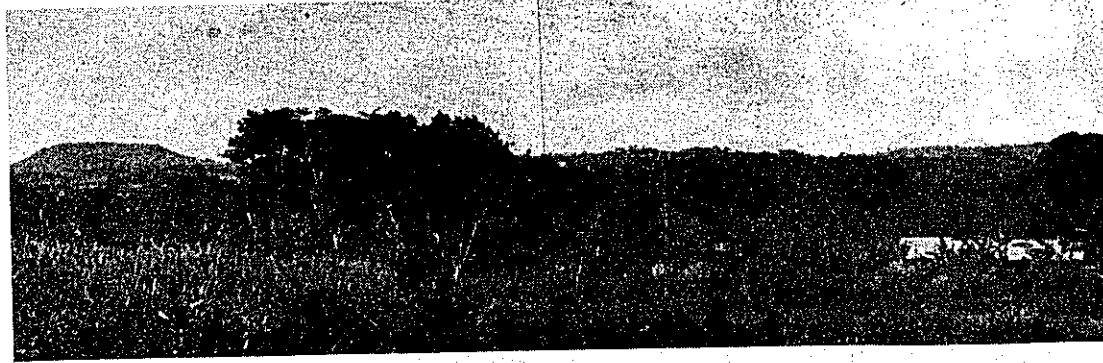
ウガンダ小規模工業技術訓練センター
実施調査団名簿

団 長	中 田 定 士 労働省職業訓練局管理課長
団 員	奥 野 有志磨 海外技術協力事業団海外事業部海外センター課長
団 員	工 藤 侃 労働省職業訓練局指導課課長補佐
団 員	木 全 ミ ッ 労働省職業訓練局管理課国際協力係長
団 員	奥 村 胖 八千代エンジニアリング株式会社常務取締役
同 行	檜 垣 正 忠 外務省経済協力局技術協力課

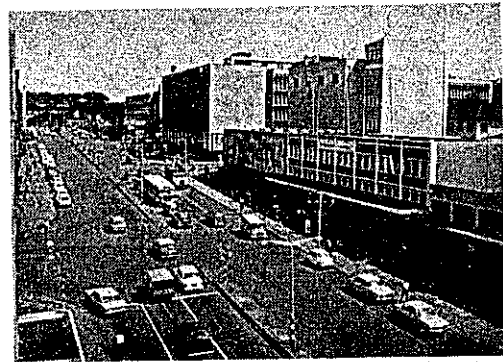
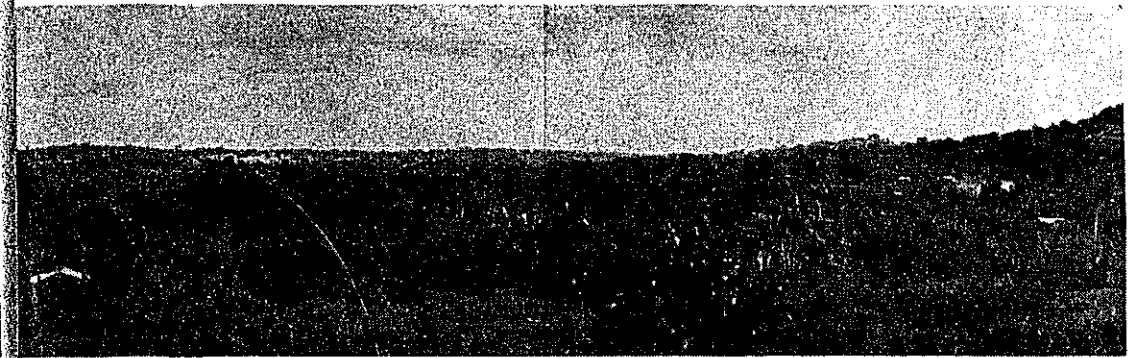


実施調査団一行

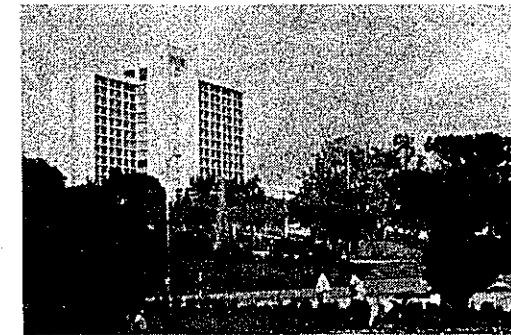
左より外務省檜垣事務官，工藤団員，奥村団員，
中田団長，木全団員，奥野団員



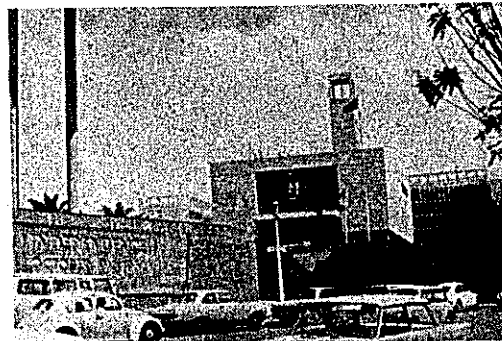
Nakawaのセンター建設予定地



Kampala Road Kampala



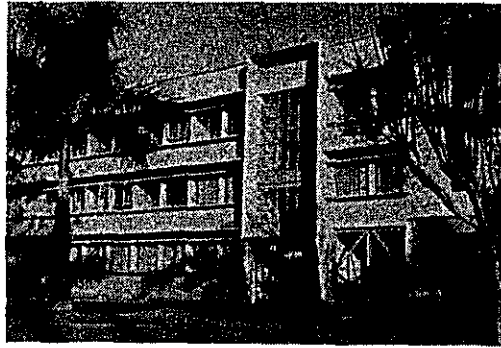
アポロホテル (Kampala)



国会議事堂 (Kampala)



4.391-KAMPALA, AERIAL VIEW



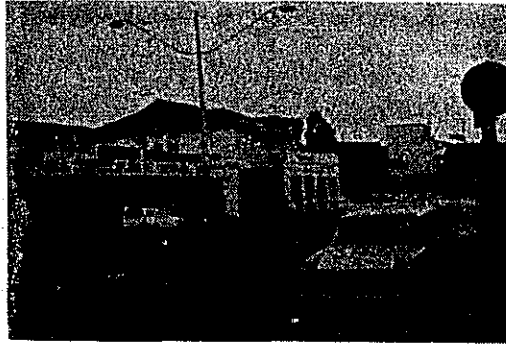
労働省 (Kampala)



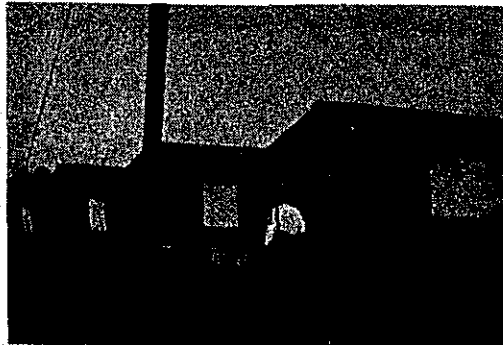
Apprenticeship and Trade Testing Center (Kampala)



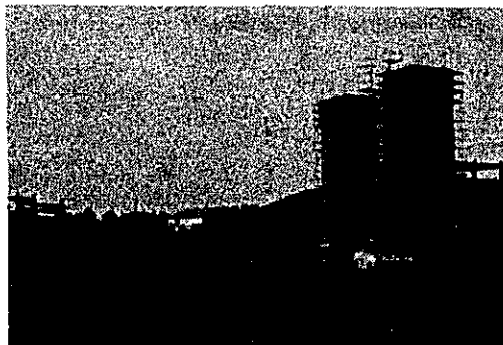
Trade Testing Center の内部



Kampala 市街
(正面の建物はスーパーマーケット)



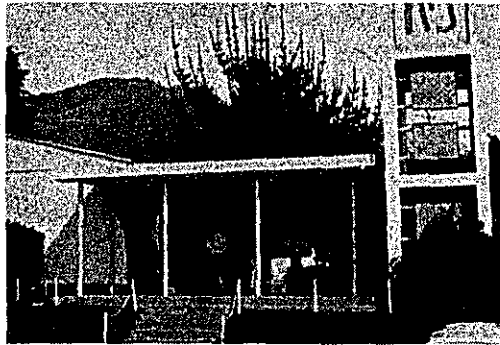
Kampala 駅の倉庫



建築中のビルディング
(Kampala)



Technical College (Kampala 郊外)



Kichwamba Technical School



機械実習
(Kichwamba Technical School)



木工部門でボート製作実習中
(Kichwamba Technical School)



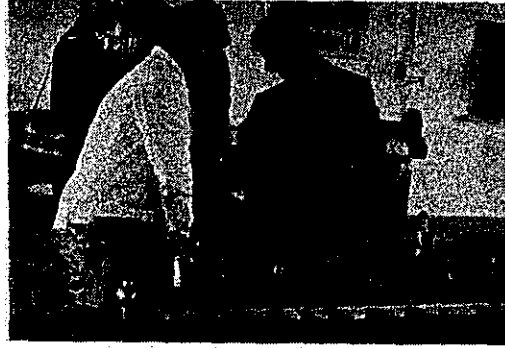
Masaka Technical School



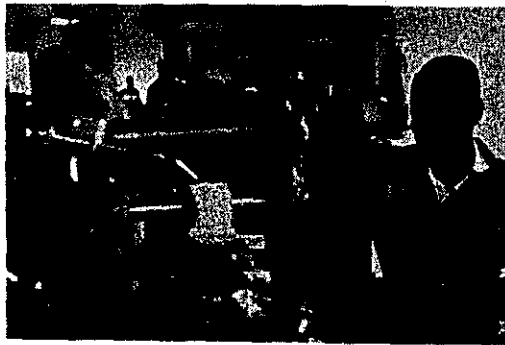
厨房施設
(Masaka Technical School)



Elgon Technical School
の機械実習場 (Mbale)



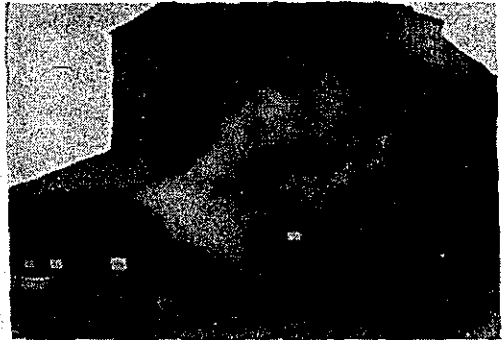
訓練生の製品
(Elgon Technical School)



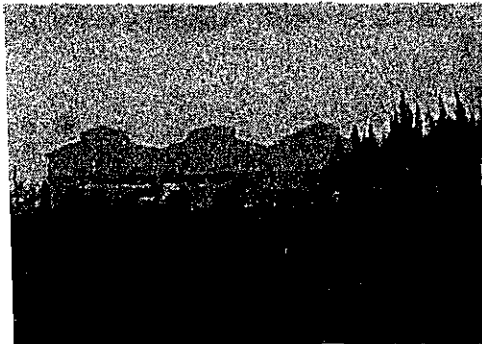
機械実習
(Elgon Technical School)



Kilembe 銅山
企業内訓練施設

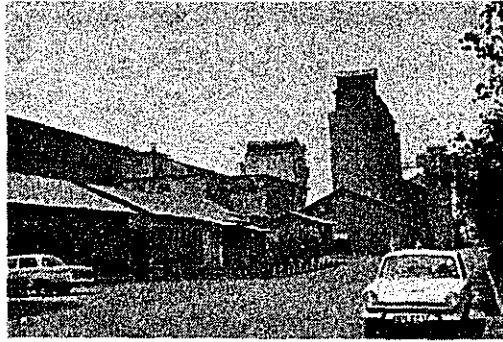


Kilembe
銅山の Jinja 精錬所

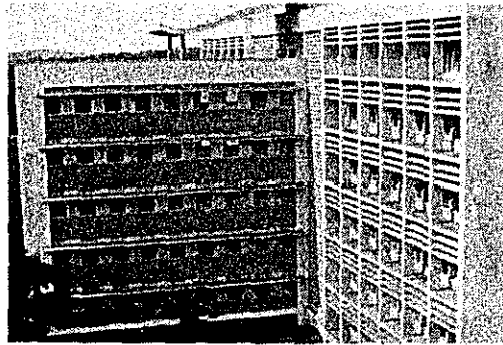


Uganda Steel Corporation Ltd. (Jinja)





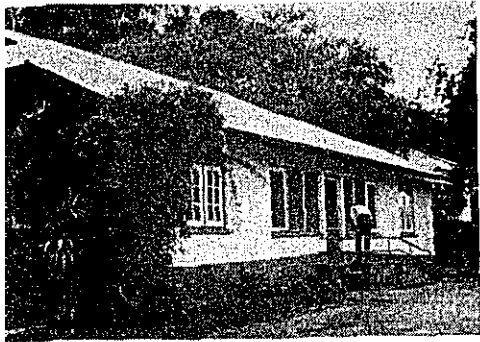
Uganda Cement Industry Ltd. (Tororo)



Kampala の国立病院
(Meelago)

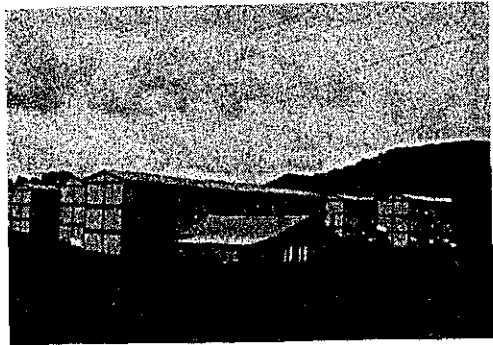


国立病院の病室



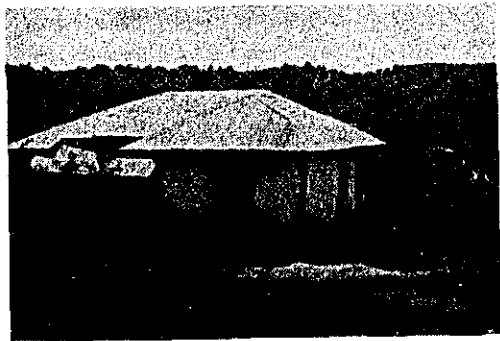
Kampala の公務員官舎
(Nakasero)

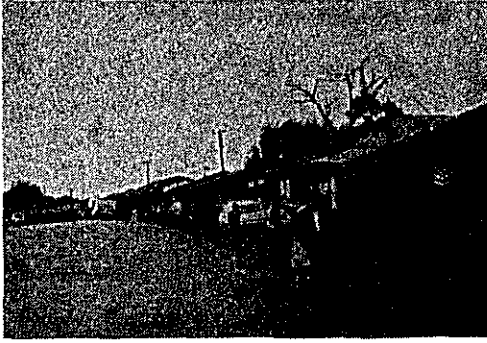
官舎の内部



最近建てられた一般住宅 (Kampala)

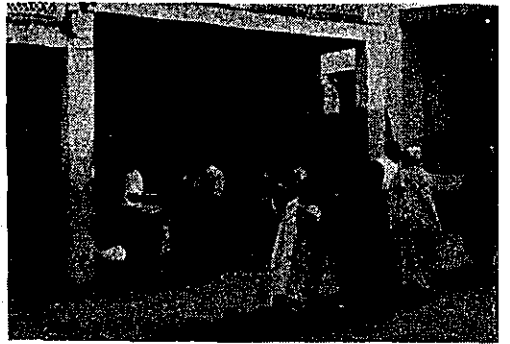
Kampala 郊外の一般住宅





地方の街 (Mityana)

地方の街(Mubende)

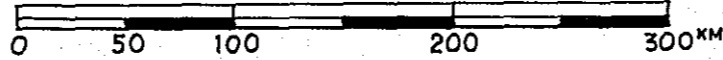
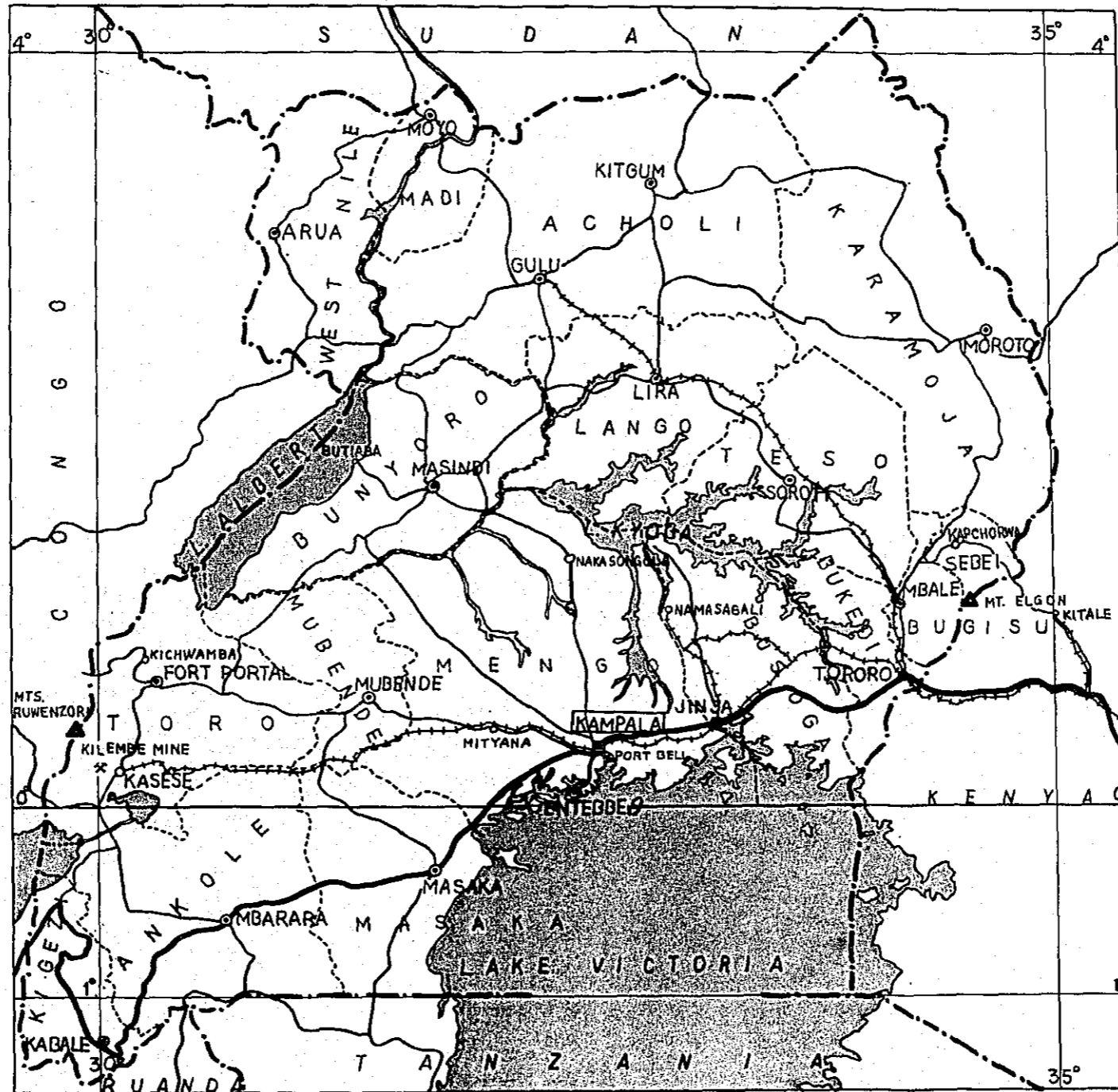


地方の小学校

Nakawa のマーケット



UGANDA



目 次

は し が き	
討 議 議 事 録	21
1. 日本政府の基本的方針	36
2. ウガンダ小規模工業技術訓練センターに関する了解事項	37
3. 調査交渉方針	39
4. 調査日誌	43
5. 調査交渉の概要	53
6. 設置構想	77
7. ウガンダ概観	101
8. 参考資料	149
(1) 建築関係打合せ録	149
(2) 公務員住宅区分	153
(3) 公務員給与区分	154
(4) 物価事情	159
9. 添付資料	164
(1) 日本政府の基本方針(英文)	164
(2) ウガンダ小規模工業技術訓練センターに関する了解事項(英文)	166
(3) ウガンダ小規模工業技術訓練センター設置に関する実施調査団の 確認事項(英文)	169

RECORD OF DISCUSSIONS

This is the Record of Discussions between the Japanese Implementation Survey Mission and the Uganda Government Authorities Concerned with the establishment of a Vocational Training Centre in Uganda.

Under instructions from the Government of Japan, the Japanese Implementation Survey Mission, organized by the Overseas Technical Cooperation Agency and headed by Mr. Sadashi Nakata, visited Uganda for the purpose of implementing the survey of technical matters concerning the establishment of a Vocational Training Centre.

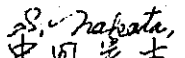
The Mission stayed in Uganda from 1st to 27th November, 1967, and exchanged views and discussed the above subject with the Uganda Government Authorities concerned.

The Record of Discussions between the Mission and the Uganda Government Authorities is given in the following paper.


The matters recorded herein are not legally binding either to the Government of Japan or to the Government of Uganda, as the final decision will be made after both Governments have studied the contents of this Record of Discussions after the departure of the Japanese Mission.

It is understood however, that this Record of Discussions would form the basis for arrangement, including the formal Agreement, required for the establishment of the Centre by both Governments.

Uganda ; dated the 26th day of November, 1967.


Mr. Sadashi Nakata
Chief of the Japanese
Implementation Survey
Mission.

Japan.


Mr. M.J.B. Kpyisi,
Permanent Secretary/Labour
Commissioner, Ministry of
Labour.

Uganda.

The Japanese Implementation Survey Mission and the Uganda Government Authorities concerned, promising the mutual cooperation for the establishment of a Vocational Training Centre in Uganda, have reached the following conclusions through discussions :

1. The Centre.

The proposed Vocational Training Centre shall be established at Nakawa, Kampala in Uganda and shall be called "Vocational Training Institute" (hereinafter referred to as the "Institute").

The function of the Institute shall be to provide practical and theoretical training for Ugandan artisans in Uganda.

Refresher Courses for those who finished the foregoing training will be set up in due course.

(1) The subjects in which Vocational Training will be given at the Institute are as listed below :

- (a) Machining
- (b) Sheet metal working
- (c) Welding and flame cutting
- (d) Machinery fitting
- (e) Electrical fitting
- (f) Motor vehicle mechanics (Automobile)

(2) The number of trainees to be admitted to the Institute, the period of training and training method are stated in Annex 1. The curriculum in which training will be performed will be decided upon later after discussions between the experts concerned of the two Governments.

(3) Minimum qualifications for the trainees to be admitted to the Institute will be Grade II Trade Test Certificate or its equivalent.

2. The Japanese Staff attached to the Institute.

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures to provide at their own expense the services of a Japanese Principal (Expert-Administrator) and of requisite Japanese staff mentioned in Annex II (hereinafter referred to as "the Japanese staff").

The Government of Japan will also provide, under its Technical Cooperation Plan for Near and Middle East and Africa, requisite number of architectural experts to give technical advice to the Uganda Government Authorities on the construction of the Institute buildings referred to in paragraph 8. (1) below.

Note : (1) The Government of Japan will bear the necessary expenditure including their salaries and transportation cost to and from Uganda.

(2) The Japanese staff (which will consist of about 10 experts) will be despatched to the Institute in accordance with the Schedule in Annex III.

3. Treatment for Japanese Staff.

The Japanese staff and their families shall be granted in Uganda the privileges, exemptions and benefits mentioned in Annex IV and shall be granted privileges, exemptions and benefits no less favourable than those already accepted by the Government of Japan in respect of other experts from Japan.

4. Equipment, machinery and materials to be provided by the Government of Japan.

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures to provide at their own

expense, articles such as training machinery and equipment required for the establishment of the Institute as well as certain construction materials which are not locally available in Uganda and required for the construction of the Institute buildings listed in Annex V. After observation of industry in Uganda and consultations with the Chief Architect and Chief Quantity Surveyor of the Ministry of Works, Communications and Housing, the Japanese Implementation Survey Mission estimates that the cost of providing building materials not locally available in Uganda, shall not exceed 30,000,000 Yen (Approximately £30,000). However the total capital cost to be provided by the Government of Japan shall not be less than 140,000,000 Yen (Approximately £140,000) (values before devaluation of fsterling).

(1) The articles and construction materials referred to above shall become the property of the Government of Uganda upon being delivered c. i. f. at port of Entry to the Uganda Government Authorities concerned. The Japanese Implementation Survey Mission propose that the Port of Entry should be Mombasa. The Uganda Government Authorities consider that the port of Entry should be Tororo. It is agreed that this matter will receive attention of both Governments and clarification made later.

(2) The articles referred to above shall be utilized exclusively for the purpose of the Institute with the advice of the Japanese Principal (Expert-Administrator).

(3) The construction materials referred to above shall be utilized exclusively for the construction of the Institute building with the advice of the Japanese architectural experts referred to in paragraph 2 above.

5. Training of Ugandan nationals in Japan.

In accordance with the procedure under its Technical Cooperation Plan for Near and Middle East and Africa, the Government of Japan will

grant awards to the Ugandan counterparts for further technical training in Japan, at the expense of the Government of Japan.

6. Replacement of materials and equipment in use at the Institute.

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures to provide at their own expense training and teaching machinery and equipment required for the establishment of the Institute (Appropriate quantities of spare parts required for the training shall be included in the initial requisitioning of the machinery and equipment)

7. Claims against Japanese staff.

The Government of Uganda shall undertake to bear claims, if any arise, against the Japanese staff resulting from occurring in the course of, or otherwise connected with the bona fide discharge of their functions in Uganda covered by this cooperation.

8. Contribution of the Government of Uganda.

(1) It was understood during the discussions that the Government of Japan no longer wishes to undertake the responsibility of constructing the Institute and auxiliary buildings but will provide construction materials not locally available and architectural expert advice to the Uganda Government. The Uganda Government Authorities will review the changed circumstances with a view to considering undertaking the responsibility of constructing the Institute.

(2) The Government of Uganda shall provide at their own expense:

(a) a Ugandan Deputy-Principal and requisite Ugandan counterparts and other personnel as listed in Annex VII;

(b) supply or replacement of machinery, equipment, tools and any other materials necessary for the operation of the Institute after the expiry of the 3 year period of technical assistance.

(c) Suitable accommodation furnished according to comparable Uganda Government quarters free of charge and travelling allowance at the current rates applicable to Uganda Civil Service. (Current rates attached in Annex IX).

(3) The Government of Uganda shall meet :

(a) expenses necessary for the transportation of the articles, construction materials provided by the Government of Japan from the port of entry to installation, operation and maintenance thereof, see paragraphs 4, 6, and 8(1) above.

(b) all running expenses necessary for the operation of the Institute.

Note : "All running expenses necessary for the operation of the Institute" includes ;

(i) Expenses for official travel of the Japanese staff within Uganda ;

(ii) Electricity and water charges ;

(iii) Raw materials for training.

9. Responsibilities and functions of the Principal and Deputy-Principal.

The Japanese Principal shall be responsible with the assistance of the Ugandan Deputy-Principal for all technical matters. The Ugandan Deputy-Principal shall be responsible for the general administration and operation of the Institute with the advice of the Japanese Principal.

There shall be close cooperation between the Japanese Principal and Ugandan Deputy-Principal in connection with the operation of the Institute.

10. Schedule for the implementation of the Institute.

The Japanese Implementation Survey Mission and the Uganda Government Authorities concerned consider it desirable that the Institute should be inaugurated not later than 31st March, 1969 and tentatively propose the Time-Table as set forth in Annex III, as a guide to both Governments.

11. The period of the Japanese cooperation in the operation of the Institute will be three years, but by mutual agreement the period of the services of the Japanese staff may be extended for further specified period. The Uganda Government Authorities concerned shall take over the responsibilities of the Institute after the departure of the Japanese staff from the Institute.

Annex 1

Number of trainees, period and method of training

(1) Number of trainees

Subject	Number of trainee	Number of trainee in a fiscal year
Machining	10	20
Sheet metal working	10	20
Welding and flame outting	10	20
Machinery fitting	20	40
Electrical fitting	20	40
Motor vehicle mechanics	10	20

(2) Period and method of training

(a) At the Institute the training will be conducted on the base of a "Sandwich system" with 6 months at the Institute alternatively with a total training period of one year.

(b) Trainees will be sponsored by their respective employers.

(3) Target of training

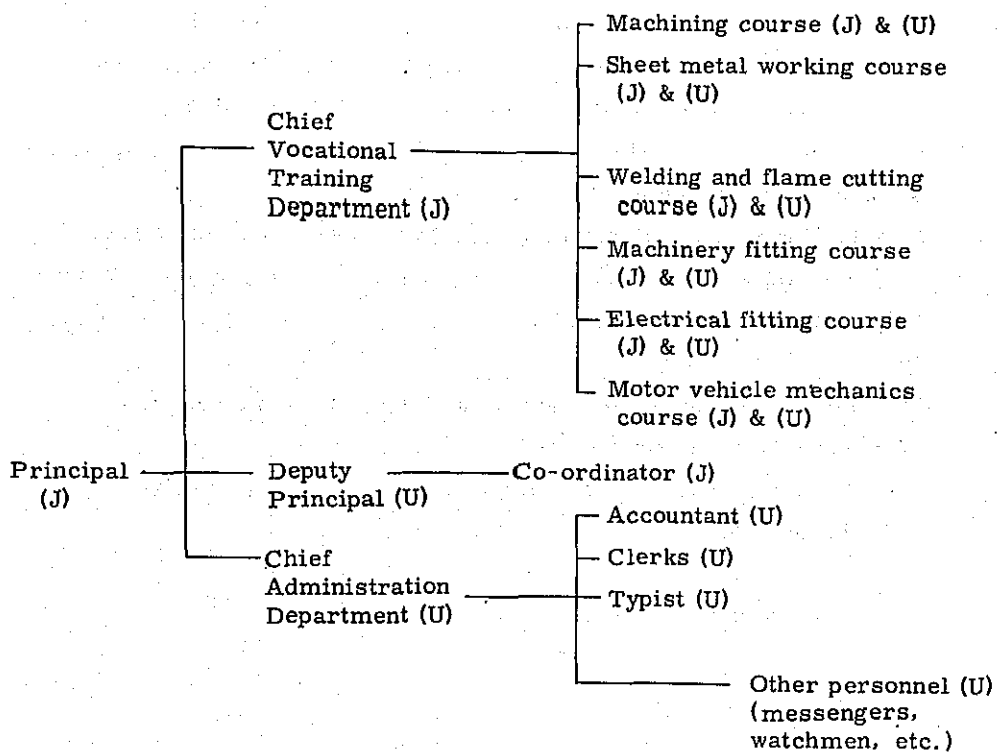
It is expected that the trainee will attain at the end of 1 year a standard higher than Grade 1 Trade Test Certificate.

Annex II

List of the Japanese staff at the Institute

- (1) Principal 1
- (2) Chief, Vocational Training Department 1
(This position is filled by an expert on the vocational training method)
- (3) Technical training instructor 7
- (4) Co-ordinator 1

Note : Chart of the organisation of the proposed Institute will preferably be such as the following :



(J) : The Japanese staff

(U) : The Ugandan staff

Annex III

Time Table for the establishment of the Institute.

The date of the inauguration of the Institute is temporarily set as 1st April, 1969 and both Governments shall cooperate with each other for the attainment of that target date in accordance with the following schedule :

- (1) Designing of the Institute site as well as of the Institute buildings should be completed on or by 31st January 1968.
- (2) Conclusion of the Agreement between the two Governments should be by the end of February, 1968.
- (3) Ugandan counterparts should be in Japan by 1st May, 1968.
- (4) Delivery of construction materials provided by the Government of Japan should be made at port of entry* by 15th June, 1968.
- (5) Institute site should be levelled and be ready for the construction work on or about 30th June, 1968.
- (6) Machinery and equipments provided by the Government of Japan should be delivered at port of entry* on or about 15th February, 1969.
- (7) Japanese staff should arrive in Uganda on or about 15th February, 1969.
- (8) The construction of all Institute buildings should be completed on or around 28th February, 1969.
- (9) The installation of the machineries should be completed by 20th March, 1969.

* See para 4 of Main Record.

Annex IV

The Government of Uganda shall accord to the Japanese staff and their families the following privileges, exemptions and benefits :

- (1) Exemption from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the remuneration received from abroad.
- (2) Exemption from import and export duties and any other charges in respect of reasonably necessary personal and household effects, including one electric refrigerator and other electric goods brought within three months of arrival and the motor vehicle brought within six months of arrival.
- (3) Professional equipment required for the use of the expert for his assignment.
- (4) Free medical services and facilities will be provided to the Japanese staff on terms similar to those accorded to comparable Ugandan Public officers.
- (5) Such other privileges, exemptions and benefits as admissible to the experts assigned to Uganda under similar circumstances.

Annex V

PROVISIONAL LIST OF CONSTRUCTION
MATERIALS TO BE PROVIDED BY THE
GOVERNMENT OF JAPAN

The Government of Japan shall provide the following construction materials : -

- (1) Shape steel
- (2) Plate glass
- (3) Electrical fittings
- (4) Locks and general hardware
- (5) Sanitary fittings
- (6) Facing materials (soft board)
- (7) Paints
- (8) Other fixtures to the dormitory building.

Note :

(1) The Government of Japan shall submit to the Government of Uganda a preliminary design together with specifications.

Upon receiving the preliminary design mentioned above, the Government of Uganda shall check it in the light of regulations and rules enforced in Uganda as well as from the architectural point of view and shall inform the Government of Japan whether or not any alteration is to be made on the preliminary design. In case any alteration is made the Uganda Government shall forward the design to the Government of Japan.

Thus informed, and with the conclusion of the formal agreement between the two Governments on the establishment of the "Institute", the Government of Japan will, in accordance with laws and regulations enforced in Japan, take necessary steps for the shipment of the construction materials listed above in quantity based upon the working drawing.

Upon the arrival of those materials, the Government of Uganda having undertaken the responsibility shall start the construction of the Institute buildings at their own expenses in conformity with the working drawing for which the Government of Uganda is also made responsible in collaboration with the Japanese architect.

(2) Since the Uganda Government considers the dormitories an intergral part of the Institute, the Mission has agreed in principle to provide the construction materials listed above for the dormitories.

Annex VI

Building for the Institute.

- (1) Main building
 - (a) Principal's room
 - (b) Deputy-Principal's room
 - (c) Instructor's room
 - (d) Office
 - (e) Accountant's room
 - (f) Co-ordinator's room
 - (g) Meeting room
 - (h) Sick bay
 - (i) Servant quarters
 - (j) Classroom
 - (k) Audio visual room
 - (l) Drawing room
 - (m) Library

- (2) Workshop
 - (a) Machine shop
 - (b) Welding and flame cutting shop
 - (c) Sheet metal shop
 - (d) Forging shop
 - (e) Machinery fitting shop
 - (f) Electrical fitting shop
 - (g) Motor vehicle mechanics shop
 - (h) Testing room
 - (i) Materials and tools store
 - (j) Locker room
 - (k) Store

(3) Dormitory

(a) Bed room

(b) Dining hall

(c) Kitchen

(d) Shower and washing room

(4) Guard box

Annex VII

List of the Uganda staff at the Institute

- (1) Deputy-Principal 1
(preferably a person who is well versed in administration and has knowledge and experience of vocational training)
- (2) Assistant technical training instructors 7
(must be persons who have undergone special training in Japan to become assistants to the Japanese technical training instructors)
- (3) Administrative staff
- | | |
|---|---|
| Accountant | 1 |
| Clerks | 2 |
| Typist | 1 |
| Watchman | 1 |
| Messengers | 2 |
| Driver | 1 |
| Warehouse or tool-room keeper (requisite numbers) | 6 |

Annex VIII

Provisional List of Machinery to be provided by the Government of Japan.

1. Machining and machinery fitting shop

Lathe, Surface grinding machine, Universal cylindrical grinding machine, Universal tool grinding machine, Hobbing machine, Milling machine, Shaping machine, Drilling machine, Metal cutting hand sawing machine, Boring machine, Planer, Tools and instruments etc.

2. Sheet metal shop

Shearing machine, Bending machine, Power press, Bending roll, High speed cut grinder, Drilling machine, Tools and instruments etc.

3. Welding and Flame cutting shop

Welding rod dryer, A.C. arc welder, D.C. arc welder, Spot welder, Argon gas welder, Automatic gas cutting machine, Gas welding and cutting set, Tools and instruments etc.

4. Electrical Fitting shop

Switch board (for practice), Insulating testing equipment, Testing generator, Motor, Rectifier, Coil winding machine, Tester, Tools and instruments etc.

5. Testing room

Universal testing machine, Hardness tester, Surface roughness measuring instrument, others etc.

6. Forging shop

Forging furnace, Heat treatment set, Spring hammer, Tools and instruments etc.

7. Motor vehicle mechanics Shop

Auto lift, Vehicle cleaning equipment, Machine (Lathe, Drilling machine, Grinder, Cylinder boring machine, Cylinder honing machine, Surface grinder etc.), Brake reliner, Jacks, Cleaners, Tester (Brake, Headlight, Wheel alignment, Side slip, Speed meter, Phone) Engine analyser, Motor vehicle, Engines,

Shear, Arc welder, Air compressor, Tools and instruments etc.

8. Design and Drawing Room

Drawing instrument, Drawing table, T-square, Blue-printing machine etc.

9. Audio Visual Room

Projector, Screen, camera, Tape recorder, Slide, Re-copy machine etc.

Note : (1) In selecting machinery the Government of Japan will give consideration to make them the latest model in Japan and to enhance the effectiveness of training.

(2) All the machinery should be equipped with safety devices to meet with the requirements of Regulations in Uganda.

(3) All the reading scale on the machinery and tools should be of metric system.

(4) All the electric installation should meet with the requirements of Regulations in Uganda.

(5) Work bench, tool box etc. shall be provided by the Government of Uganda.

Annex IX

MILEAGE ALLOWANCES

Classification of Vehicles.

46. (1) For the purpose of these Standing Orders motor vehicles will be classified as follows:-

- Class I. Motor vehicles other than motor cycles of a cylinder capacity of 1950 c. c. and over.
- Class II. Motor vehicles other than motor cycles of a cylinder capacity of 1300 c. c. to 1949 c. c. inclusive.
- Class III. Motor vehicles other than motor cycles of a cylinder capacity of less than 1300 c. c.
- Class IV. Motor cycles of a nominal cylinder capacity of 125 c. c. and over.
- Class V. Motor cycles of a nominal cylinder capacity of 35 c. c. to 124 c. c. inclusive.

Motorised bicycles of a nominal cubic capacity of not more than 35 c. c. are classed as bicycles for the purpose of mileage allowances.

(2) Three wheeled vehicles with an unladen weight of up to 8 cwt. will be included in either Class IV or V according to their engine capacity but will be treated for the purpose of these instructions as motor cycles with side cars.

(3) In the classification no account will be taken of any increase of cylinder capacity effected by re-boring the cylinders of an engine.

Rates of Allowances.

47. (1) Subject to the terms and conditions of these Standing Orders the following allowances are payable to officers for the use of motor transport on official duty :-

<u>CLASS</u>	<u>ANNUAL MILEAGE</u>	<u>TARMAC</u>		<u>MURRAN</u>	
		Shs.	Cts.	Shs.	Cts.
I	First 2,400 miles	1	30	1	45
	Over 2,400, up to 10,000 miles	-	85	1	-
	Thereafter	-	60	-	70
II	First 2,400 miles	1	10	1	25
	Over 2,400, up to 10,000 miles	-	75	-	85
	Thereafter	-	55	-	65
III	First 2,400 miles	-	95	1	10
	Over 2,400, up to 10,000 miles	-	65	-	75
	Thereafter	-	50	-	55
IV	First 2,400 miles	-	45	-	50
	Over 2,400, up to 7,000 miles	-	35	-	35
	Thereafter	-	25	-	25
V	Flat rate	-	17 $\frac{1}{2}$	-	17 $\frac{1}{2}$

Note : In the case of an expert who does not own a car, and it is necessary for him to travel on duty the Ministry of Labour will provide transport.

討 議 議 事 録

これは、ウガンダにおける職業訓練センターの設置についての、日本国実施調査団とウガンダ政府関係当局との間の討議議事録である。

日本国政府の命により、海外技術協力事業団により編成された中田定士氏を団長とする実施調査団は、職業訓練センターの設置に関する技術的事項の調査を実施する目的をもつて、ウガンダ共和国を訪問した。

調査団は1967年11月1日より27日までウガンダに滞在し、ウガンダ政府関係当局と意見を交換し、上記問題について討議を行なった。

調査団とウガンダ政府関係当局との間で行なわれた討議議事録は下記のとおりである。

本議事録に記録された事項は、日本国政府またはウガンダ国政府のいずれをも法的に拘束するものではなく、最終決定は実施調査団の帰国後両国政府が本議事録の内容を検討のうえなされるものである。

しかし、本議事録は、正式協定を含め、両国政府によるセンター設置のために必要な取りきめの基礎をなすものである。

ウガンダ; 1967年10月26日

日本実施調査団長

中 田 定 士

日 本

ウガンダ労働省労働事務次官兼労働担当委員

E. J. B. Mpyisi

ウガンダ

実施調査団とウガンダ政府関係当局は、ウガンダにおける職業訓練センターの設置のため、相互に協力することを約束し、討議を通じ次の結論に達した。

1. センター

職業訓練センターは、ウガンダの首都カンパラのナカワに設置されるものとし、職業訓練所 (Vocational Training Institute) (以下「訓練所」という。) と呼称される。

訓練所の機能は、ウガンダにおけるウガンダ人工員に対して、実際の・理論的訓練を行なうことである。

上述の訓練を終了した者に対する再訓練課程は将来適当な時期に設けることとする。

(1) 訓練所で行なう職業訓練の職種は次に記載するとおりである。

- (a) 機 械
- (b) 板 金
- (c) 溶接および溶断
- (d) 機械仕上
- (e) 電気仕上
- (f) 自動車整備

(2) 訓練所に入所する訓練生の数、訓練期間および訓練方法は附表Ⅰに掲げる。訓練のカリキュラムは両国政府の関係専門家間の討議ののち、後日決定される。

(3) 訓練所に入所する訓練生の最少限度の資格は、技能検定 2 級の資格取得者かあるいはそれと同等のものとする。

2. 訓練所の日本側職員

日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、附表Ⅱに掲げる日本側の理事長 (Expert-Administrator) 並びに必要な日本側の職員 (以下「日本側職員」と総称する。) の役務を自己の負担において供与するため必要な措置をとる。

日本国政府は、また、中近東・アフリカ技術協力計画により、訓練所の建物の建築 (8(1) 参照) に関し、ウガンダ政府関係当局に対し、技術的助言を与えるため、必要な数の建築専門家を提供する。

註：(i) 日本国政府は、これら職員および専門家の俸給とウガンダ往復旅費を含む必要経費を負担する。

(ii) 日本側職員 (約 10 名よりなる) は、附表Ⅲの予定表に従って訓練所に派遣される。

3. 日本側職員の待遇

日本側職員およびその家族は、ウガンダにおいて附表Ⅳに掲げる特権、免除および便宜を与え

られ、かつ日本から派遣される他の専門家に関し、日本国政府が受諾した専門家の待遇よりも不利でない、特権、免除および便宜を与えられる。

4. 日本国政府によつて供与される設備、機械および資材

日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、訓練所の設置に必要な訓練用機械および設備等の物品および附表Vに掲げる訓練所の建物の建築に必要でかつウガンダ国内で入手出来ない一定の建築資材を、自己の負担において供与するため必要な措置をとる。実施調査団は、ウガンダにおける工業を視察し、また公共企業省の建築技師長および主任積算士と協議した結果、ウガンダ国内で入手出来ない建築資材の供与に要する費用は80000000円(約米80000)を超えないと算定する。しかし、日本国政府によつて供与される総額は140000000円(約米140000)(スターリングポンド切下げ以前の価値)よりも少なくないものとする。

(1) 前記の物品および建築資材は、輸入港においてC. I. F 建てでウガンダ政府関係当局へ引渡されたときに、ウガンダ国政府の財産となる。実施調査団はこの輸入港をモンバサにすべきであると提案する。ウガンダ政府関係当局は輸入港はトロロにすべきであると考える。本件は、両国政府が留意のうえ、後日明確にすることに同意する。

(2) 前記の物品は日本側理事長(Expert-Administrator)の助言により、訓練所の目的のみ使用される。

(3) 前記の建築資材は、前述の第2項の日本側建築専門家の助言により、訓練所の建物の建築にのみ使用される。

5. 日本におけるウガンダ人の訓練

日本国政府は、中近東・アフリカ技術協力計画に基づく手続きに従つて、ウガンダ人のカウンターパートに、日本国政府の負担で、日本における技術訓練のための手当を支給する。

6. 訓練所において使用する資材および設備の代替品

日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、訓練所の設置のために必要な教育訓練用機械、設備を自己の負担において供与するため必要な措置をとる。(訓練に要する適量の予備部品は、機械および設備の当初の調達分に含まれる。)

7. 日本人職員に対するクレーム

ウガンダ国政府は、日本人職員のこの協力に定める職務のウガンダにおける善意の遂行に起因し、その遂行中に発生しまたはその他その職務の遂行に関連する日本人職員に対する請求が生じた場合には、その請求に関する責任を負う。

8. ウガンダ国政府の負担

(1) 日本国政府は、訓練所およびその附属建物の建築に責任を負うことを希望しないが、しかし、ウガンダ国内で入手出来ない建築資材およびウガンダ国政府に対する建築専門家の助言を与えることが討議の中において了解された。ウガンダ政府関係当局は訓練所の建築に責任を負うことを考慮する

という目的で事情の変化を再検討する。

(2) ウガンダ国政府は、自己の負担において次のものを提供する。

(a) 附表Ⅶに掲げるウガンダ側副理事長および必要なウガンダ人カウンターパートおよびその他の職員。

(b) 8年間の技術援助満了後、訓練所の運営に必要な機械、設備、工具およびその他資材の供給或いは代替品。

(c) ウガンダ国政府住宅に匹敵する、無料による家具付の適当な宿舍およびウガンダの公務員に適用される現行レートによる旅費。(現行レートは附表Ⅹに掲げる。)

(3) ウガンダ国政府は、次のものを負担する。

(a) 日本国政府により供与される物品、建築資材の輸入港よりの輸送および据付、運転、保守に必要な経費。前記項目4、6および8(1)参照。

(b) 訓練所の運営に必要なすべての運営費。

註：訓練所の運営に必要なすべての運営費とは次のものを含む。

(i) 日本側職員のウガンダ国内での公務旅行のための経費

(ii) 電気、水道料

(iii) 訓練用原材料

9. 理事長、副理事長の責任および職務

日本側の理事長はウガンダ側の副理事長の補佐により、技術的事項全般について責任を負う。日本側の理事長の助言により、訓練所の一般事務および運営について責任を負う。ウガンダ側の副理事長は日本側の理事長およびウガンダ側の副理事長は、訓練所の運営に関して密接に協力する。

10. 訓練所の開所に関するスケジュール

実施調査団およびウガンダ政府関係当局は、訓練所を1969年8月31日までに開所すべきことが望ましいと考え、両国政府の指針として、附表Ⅲに掲げる予定表を仮に提示する。

11. 訓練所の運営に関する日本側の協力期間

本協力期間は8カ年とするが、相互の合意により、日本側職員の役務期間をさらに特定の期間延長することが出来る。ウガンダ政府関係当局は、訓練所から日本側職員が引きあげたあと、訓練所の責任を引継ぐものとする。

附 表 1

訓練生の数，期間および訓練方法

(1) 訓練生の数

訓練職種	訓練生数	年間訓練生数
機 械	10	20
板 金	10	20
溶接および溶断	10	20
機械仕上	20	40
電気仕上	20	40
自動車整備	10	20

(2) 期間および訓練方法

(a) 訓練所における訓練は，6カ月おきの“サンドイツチ・システム”により合計1年の訓練期間で行なわれる。

(b) 訓練生は夫々の雇主により保証される。

(3) 訓練目標

訓練生は1年の終了時に技能検定1級資格より高い水準に達することが期待される。

附 表 II

訓練所における日本側職員一覧表

(1) 理事長 1

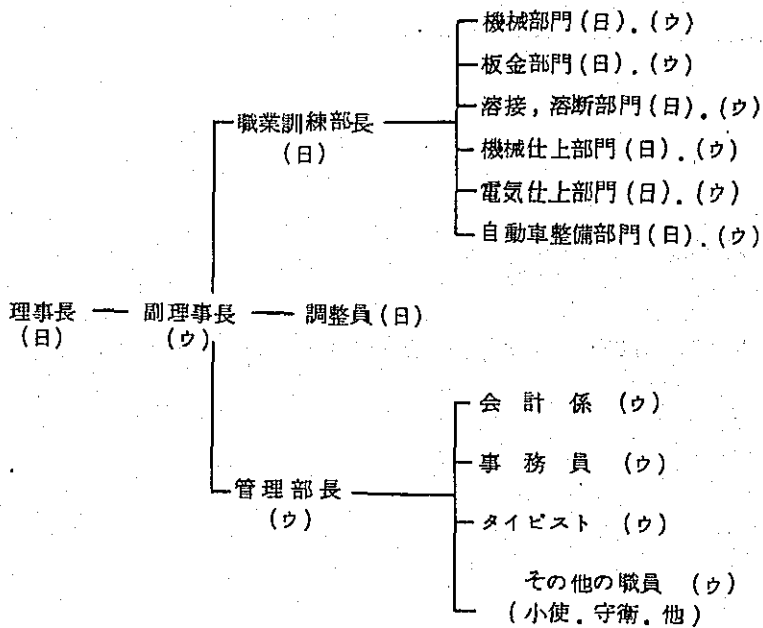
(2) 職業訓練部長 1

上記部長職は職業訓練方法の専門家が当たる。

(3) 技術訓練指導員 7

(4) 調整員 1

註：訓練所の組織図は次の如きものが望ましい。



(日)：日本側職員

(ウ)：ウガンダ側職員

附 表 III

訓練所設置予定表

訓練所開所日は、一応1969年4月1日と定める。

また、両国政府は次のスケジュールに従つてこの目標日に開所が実現するよう相互に協力するものとする。

- (1) 訓練所の建物の設計と同様に訓練所の敷地の設計は1968年1月31日までに完了のこと。
- (2) 両国政府間の協定は1968年2月末までに締結のこと。
- (3) ウガンダ人カウンターパートは1968年5月1日までに来日のこと。
- (4) 日本国政府により供与される建築資材は1968年6月15日までに輸入港[※]において引渡しのこと。
- (5) 訓練所の敷地は1968年6月30日頃にレベリングされ、建築工事のため準備されること。
- (6) 日本国政府により供与される機械および設備は1969年2月15日頃に輸入港[※]において引渡しのこと。
- (7) 日本側職員は1969年2月15日頃にウガンダに到着のこと。
- (8) 訓練所のすべての建物建設は1969年2月28日頃に完成のこと。
- (9) 機械の据付は1969年3月20日までに完了のこと。

※ 本議事録4参照。

附 表 N

ウガンダ国政府は、日本側職員および家族に対し、次の特権、免除および便宜を与える。

- (1) 海外から受けとる報酬に対する所得税およびすべての課徴金の免除。
- (2) 到着後 3 カ月以内に持込まれた電気冷蔵庫 1 個、およびその他の電気製品、および到着後 6 カ月以内に持込まれた自動車を含む、合理的な範囲で必要な身の廻り品および家庭用品についての輸入税、輸出税その他の課徴金の免除。
- (3) 専門家が職務遂行のために使用するに必要な専門機材。
- (4) ウガンダ人公務員に与えられると同等の条件で、日本側職員に対し、無料の医療の便宜が供与される。
- (5) 同様の状況下において、ウガンダに派遣される専門家に認められると同様のその他特権、免除および便宜。

附 表 V

日本国政府により供与される建築資材予定リスト

日本国政府は、次の建築資材を供与する。

- (1) 形 鋼
- (2) 板ガラス
- (3) 電気設備機材
- (4) 錠材および一般建具金具
- (5) 衛生設備機材
- (6) 内装材料（軟質板）
- (7) 塗 料
- (8) その他寄宿舎建物の造作

註：(i) 日本国政府は、仕様書とともに基本設計をウガンダ国政府に提出する。

上記基本設計を受領のうえ、ウガンダ国政府は、ウガンダ国において施行されている法令に照し合わせ、かつ建築上の見地から、これを検討する。そして基本設計に関し、変更の有無を日本国政府に通報する。変更のある場合、ウガンダ国政府は、その設計を日本国政府に送付する。

上記通報並びに訓練所の設置に関する両国政府の正式協定締結のうえ、日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、設計図に基づいた量の前掲リストの建築資材の船積みに対する必要な措置をとる。

本資材到着のうえウガンダ国政府は、その責任において日本側の建築技師の協力のもとに、ウガンダ国政府が責任をもつ設計図に従つて、自己の負担において、訓練所の建物の建築を開始する。

(ii) ウガンダ国政府は、寄宿舎を訓練所の不可分の一体をなすものとみなしているので、実施調査団は、上記に掲げた寄宿舎のための建築資材を提供することに原則として同意した。

附 表 VI

訓練所の建物

(1) 本 館

- (a) 理事長室
- (b) 副理事長室
- (c) 指導員室
- (d) 事務室
- (e) 会計員室
- (f) 調整員室
- (g) 会議室
- (h) 休養室
- (i) 使用人室
- (j) 教室
- (k) 視聴覚教室
- (l) 製図室
- (m) 図書室

(8) 寄 宿 舎

- (a) 寝 室
- (b) 食 堂
- (c) 炊 事 場
- (d) シヤワ-付洗面所

(4) 守 衛 所

(2) 実 習 場

- (a) 機械実習場
- (b) 溶接，溶断実習場
- (c) 板金実習場
- (d) 鍛造実習場
- (e) 機械仕上実習場
- (f) 電気仕上実習場
- (g) 自動車整備実習場
- (h) 試 験 室
- (i) 材料，工具倉庫
- (j) ロツカー・ルーム
- (k) 倉 庫

附 表 Ⅶ

訓練所におけるウガンダ側職員一覧表

(1) 副理事長 1

(事務に通曉し、また職業訓練の知識、経験を有するものが好ましい。)

(2) 補助技術訓練指導員 7

(日本側技術訓練指導員のアシスタントとなるため、日本において特別な訓練を受けた者でなければならない。)

(3) 事務職員

会 計 員 1

事 務 員 2

タイピスト 1

守 衛 1

小 使 2

運 転 手 1

倉庫・工具室管理人 (必要な数) 6

附 表 Ⅷ

日本国政府により供与される機材の予定リスト

1. 機械および機械仕上実習場

旋盤，平面研削盤，万能円筒研削盤，万能工具研削盤，ホブ盤，フライス盤，形削り盤，ボール盤，弓のこ盤，中ぐり盤，平削り盤，器工具類，等。

2. 板金実習場

せん断機，折り曲げ機，パワー・プレス，三本ローラー，高速度と石切断機，ボール盤，器工具類，等。

3. 溶接，溶断実習場

溶接棒乾燥機，交流アーク溶接機，直流アーク溶接機，点溶接機，アルゴンガス溶接機，自動ガス切断機，ガス溶接および切断機器セット，器工具類，等。

4. 電気仕上実習場

配電盤（訓練用），絶縁試験装置，試験用発電機，電動機，整流器，巻線機，試験機器，器工具類，等。

5. 試験室

万能材料試験機，かたさ試験機，平面あらさ測定器，その他。

6. 鍛造実習場

鍛造炉，熱処理装置，スプリングハンマー，器工具類，等。

7. 自動車整備実習場

オートリフト，洗浄設備，機械（旋盤，ボール盤，研削盤，シリンダー中ぐり盤，シリンダーとき上げ盤，平面研削盤，等。）

ブレーキ張り替え機、ジャッキ、洗淨機器、試験機器、(ブレーキ、前照燈、ホイール・アライメント、サイドスリップ、スピード・メーター、音量)、エンジン・アナライザー、自動車両、エンジン、せん断機、アーク溶接機、空気圧縮機、器具類、等。

8 設計・製図実習場

製図機、製図台、T定規、青図焼付機、等。

9 視聴覚教室

映写機、映写幕、写真機、テープレコーダー、スライド、複写機、等。

註：(1) 機材の選定に当つて、日本国政府はこれら機材を日本における最新型のものとし、訓練の効果を挙げることに留意する。

(2) 機材はすべてウガンダにおける法規によつて安全装置を装備すること。

(3) 機材および工具の目盛はすべてメートル法によること。

(4) 電気関係の据付けはすべてウガンダにおける法規によるものとする。

(5) 作業台、工具箱等はウガンダ国政府が提供すること。

附 表 K

マイル当りの手当支給について

車両の分類

(1) 規定により自動車両を次の如く分類する。

- 1級 シリンダー容積1,950CC以上の自動二輪車を除く自動車両
- 2級 シリンダー容積1,800CCから1,949CCまでの自動二輪車を除く自動車両
- 3級 シリンダー容積1,800CC以下の自動二輪車を除く自動車両
- 4級 呼称シリンダー容積125CC以上の自動車両
- 5級 呼称シリンダー容積85CCから124CCまでの自動車両

85CCを超えない呼称容積のモーター付自転車はマイル当りの旅費支給の目的としては、自転車として分類される。

(2) 不載荷重量80Wtまでの三輪車は、そのエンジン容積により4級か5級に含まれるが、これらの基準によりサイドカー付自動二輪車として取扱われる。

(3) 分類上は、エンジンのシリンダーをリポーリングすることによつて生じるいかなるシリンダー容積の増加も計算に入れられない。

手当支給率

(1) 規定の条件により公務により自動車を使用する場合については、公務員に対して次の手当が支給される。

	マイル当りの年間支給	舗装道路		非舗装道路	
		シリング	セント	シリング	セント
1級	最初の2,400マイル	1	80	1	45
	2,400以上, 10,000マイルまで	-	85	1	-
	10,000マイル以上	-	60	-	70
2級	最初の2,400マイル	1	10	1	25
	2,400以上, 10,000マイルまで	-	75	-	85
	10,000マイル以上	-	55	-	65
3級	最初の2,400マイル	-	95	1	10
	2,400以上, 10,000マイルまで	-	65	-	75
	10,000マイル以上	-	50	-	55
4級	最初の2,400マイル	-	45	-	50
	2,400以上, 7,000マイルまで	-	35	-	85
	7,000マイル以上	-	25	-	25

5級 均等率

- / 17 $\frac{1}{2}$

- / 17 $\frac{1}{2}$

註： 車を所有していない専門家が、公務出張が必要な場合は、労働省が車を提供する。

1 日本政府の基本方針

わが国は海外経済協力施策の一環として、東南アジア、中近東、アフリカ等開発途上にある諸国に対して、海外技術研修員の受入れ、技術専門家の派遣、海外技術訓練センターの設置・運営等の技術協力を積極的に行なっている。

ウガンダ小規模工業技術訓練センターについては、1965年ウガンダ国オボテ首相（現大統領）が、わが国を訪問した際、佐藤首相に対して援助の要請があり、わが国としては大いに協力する方針となつた。

海外技術訓練センターの設置についてのわが国の協力は、国連方式（土地・建物は被援助国負担、援助国は機材供与及び専門家派遣）を原則とするが、ウガンダ小規模工業技術訓練センターについては、ウガンダ政府の要望もあり、わが国としては、最初のケースとして、ウガンダが行なう建物建設について協力することになつた。

1966年2月にわが国より8名の予備調査団が派遣され、ウガンダ政府と基本的な打合せが行なわれた。

今回の実施調査団は、センターの設置、運営に関する具体的方法等についてウガンダ政府当局と協議すると共に、設置に必要な技術的事項について調査を行ない、ウガンダ政府と実施調査団の合意事項についてセンター設置に関する2国間協定の基礎となる討議議事録を作成することを目的としている。

わが国政府としては、ウガンダ政府と実施調査団の間における協議が、円滑にかつ有意義に行なわれ、実施調査団の帰国後できるだけ早い時期に協定が調印され、おそくとも1968年度（19684～19698）中に、ウガンダ小規模工業技術訓練センターが開所され、このセンターがウガンダの産業経済の発展のみならず、日本とウガンダ両国間の親善に寄与することを切望する。

2 ウガンダ小規模工業技術訓練センターに関する了解事項

1966年2月に派遣した8名の予備調査団と、ウガンダ政府との間の話し合い及び覚書並びに、予備調査団の帰国後今日迄わが国政府（在ケニア日本大使館）とウガンダ政府間で交換された口上書等に基づき、われわれが了解している諸点をまとめたものである。これらの諸事項については、今後更に実施調査団と貴国政府の間で話し合いをすめ検討したいと考えている。

1 センターの性格

小規模工業育成に必要な、金属加工部門に関する技術訓練センターを設置

ウガンダ外務省同意
(1966.3.2付)
予備調査団覚書
(以下予)覚書)

ウガンダ人に対して金属加工部門における技術指導及び実技訓練を行ない、熟練技能者（Foremanを含む）を養成することを目的とする。

(予)覚書

2 訓練職種

鍛造部門

鋳造部門

機械部門

板金部門

溶接部門

(予)覚書

3 訓練生の資格

金属加工に関し、相当の知識と経験を有するものでテクニカルスクールの卒業者であることが好ましい。

(予)覚書

4 訓練期間

原則として1年 必要に応じて2年とする。

(予)覚書

5 訓練定員

各部門10人 但し機械部門30人

(予)覚書

6 訓練効果を高めるために生産工程をセンターに併設する。生産物品は市場性のあるものとする。

(予)覚書

7 ウガンダ政府におけるセンター所管省及び関係省

所管労働省

関係省庁 経企省

(TA) 89570

(10/5 発)

8 センター設置予定地

カンバラ, ナカワ

同種施設の近くに設置し、内的及び外的経済効果を上げること。

(TA) 89570

(10/5 発)

9 センター設備、運営に関して

① センター建物建築については、ウガンダ国政府は、現地で入手する建築用資材及び労働力を提供し、日本政府は、その他の資材を提供する。

② ウガンダ政府は、日本側派遣技術専門家用宿舎を責任をもつて無料で提供する。

③ センター協定期間中は、センターは、日本人理事長 (Japanese expert-administrator) の管理下におく。

10 国連センター (Management Training and Advisory Centre) との関係

国連担当者によれば国連センターは、中小企業を中心とする企業の経営方法を改善し、その生産性の向上を促進することを目的とする。従つて教室、実習場等を設け特定職種に必要な技術、技能の訓練を行なうのではなく、各個別企業の実情に即し生産技術向上のための現場指導及び短期かつ实际的セミナーを行なうもので、わが国政府の協力によるセンターとは競合しない。

(TA) 89570

T/XC 1841

(3/29 '66)

経協技ジュネーブ発

(1966.1.6)

(予) 調査結果

3 調査交渉方針

本センター設置については、昭和40年来日したウガンダ国オボテ首相（現大統領）が佐藤首相と会談した際要請があつたものであり、その後事務当局の検討、予備調査の実施を経て、設置の方針を決定、42年度に設置関係予算を計上した。本センター設置については、とくに問題点として次の2項目がある。

(1) センター最初のケースとして、センター建物建設について協力を行なう。

(2) UNSFとUganda政府との協力により、ILOを実施機関とする国連センター-Management Training and Advisory CentreがUgandaにあり、これとの関係を如何にすべきか考慮する必要がある。

（予備調査等により、国連センターはManagementが主体であり、わが方協力のセンターとは競合せず、相互の協力により大きな成果をあげうるとの見解が出ている。）

本調査団は上記2項にとくに留意し、下記のとおり調査交渉方針を定め、これに基づき「現地政府に対する質問書」「討議議事録（案）」を用意し、交渉を進めることとする。

1. 訓練

(a) 訓練職種

予備調査報告では、①鍛造 ②鋳造 ③機械 ④板金 ⑤溶接 の5部門をあげているので一応この線で話し合いを行なう。但し、予算その他の関係もあり、鋳造を削ることも考えられ、また現地産業事情等を勘案し、ケニアセンターの如く縫製、木工、皮革等を加えることも考えられるが、職種決定については指導員人選の難易も考慮する必要がある。なおこの職種については、実施調査団がこれら事情を勘案のうえ決定することとする。

(b) 訓練内容

予備調査報告では、金属加工部門において或程度の知識と経験を有するものを対象として訓練を行ない、熟練技能者を養成するとともに、Production Lineも組入れることとなつている。

これについては、養成される熟練技能者に対し十分な給源需要があるか、自営者の育成に考慮を払う必要はないか、Production Lineは如何なる形にすべきか等の問題があり、他センターの例、現地産業事情等を勘案して、最も効果的な訓練内容を定めることとする。また訓練生数についても現地労働市場の現況および将来の見通しのうえに立つて現地で決定することとする。

(c) 国連センターとの関係

国連センターはManagementを中心とすると云われているが、この内容、実施状況を確認し、競合を避け、また効果的な協力関係を考慮することとする。その他第8国の技術協力との関係を考慮することとする。

2. 施 設

(a) 土 地

本センターは、とくに建物建設について、資材供与、建築技術者の派遣のかたちで協力を行なうので、敷地の選定については、地形、地質、地耐力、面積、電力供給、給排水等を勘案して日本側の希望をできるだけ受け入れさせることとし、従来他センターの例で見られたような、途中での敷地の変更は行なわないよう約せしめることとする。なお、土地は目下カンバラのナカワと指定されているが、最終的には前記諸事情、ウガンダ側の意向等を勘案の上、調査団が現地決定する。

(b) 建 物

本館、実習場、訓練生寄宿舎、日本側要員宿舎のうち、日本側要員宿舎はすべてウガンダ側で建設するものであり、前者8者について寄宿舎はできるだけ現地産資材をもつて建設する方向に進め、主として本館、実習場について協力することとする。

なお、わが国より協力する建物については、わが方で設計し、工事管理もすることとする。日本側要員宿舎については、必要な建坪、部屋数乃至は間取り程度の要望申入れにとどめ、設計はわが方では行なわないこととする。

(i) 日本側負担の供与資材、派遣技術者

供与資材は現地入手困難と認められるもの（鉄骨、ルーフィング、タイル、建具、給排水衛生設備、電気配線材料等）とし、派遣技術者は建築設計技師、総監督および大工、左官、トビ等各部門の監督者数名の範囲とする。

供与資材はO.I.F.モンバサでウガンダ側に引渡すこととする。

上記のための経費は設置費予算140000千円のうちより、訓練用機材の充実、建築用資材の節減の方針のもとに現地事情等も勘案の上現地において決定する。

(ii) ウガンダ側負担の資材および技能者、労務者

現地で入手可能な建築資材（木材、煉瓦、石材、砂、砂利、セメント等）建築工事に必要とする機械器具、資材類については、ウガンダ側の負担により、最大限にこれを提供せしめることとする。

大工、左官、トビ、土工、煉瓦工、鉄筋工、飾工、鉄工、塗装工、タイル工、電工、配管工等の技能者、労務者については、技術、能率の水準等を調査のうえ優秀なものを提供せしめることとする。

(iii) 工事施工の方法

（設計、工事監理、責任、工事開始時期、工期等）を確認し、ウガンダ側工事責任者を明確にさせておく。

(iv) 給排水、電気配線、変電等の設備は出来るだけウガンダ側に負担せしめることとするが、止むを得ぬときは、予算を勘案の上可能であれば夫々の供給源よりセンターまでの資材をわが方で負担することとする。

(v) 建築関係のウガンダ側計画予算を確認する。

3. 日本人要員

(a) 人員および分担

これは一に訓練職種如何にかゝっているが、チーフ1名、各部門1～3名の指導員、調整員1名をもつて構成することとする。但し人数については10名の範囲内にとどめる。

(b) 派遣時期

建物建設時期の見通し如何によるので、これとの兼合いで、派遣予定時期を具体的に掲げるかどうかを決めることとする。

(c) 待遇

基本的に、第3国(国連を含む)の専門家に与えられているものより不利でない特権、免除および便宜が与えられるよう申入れる。

具体的には、所得税・関税の免除、宿舍の提供、無料診療、公務旅費の負担、通勤の便宜提供等であるが、すでに同じ東アフリカ3国の1国であるケニアに小規模工業技術訓練センターがあるので、ここにおける日本人要員の待遇と同等のものは提供せしめ得るものと思われる。

但し、宿舍については、当初ウガンダ側からわが方に対し、センター-建物と同様、建設の援助要請があり、最終的にわが方はこれを拒絶した経緯があるので、交渉が多少難行することも予想される。

面積、部屋数、家具、その他附帯施設等明細を掲げて申入れることとする。

建物建設要員の待遇も上記に準ずる(但し、宿舍は除く。)よう申入れることとする。

4. 供与機材(建物関係を除く。)

(a) 品目

本供与機材は訓練職種と建物関係経費の兼合いにより、品目を決定するものであり、またあくまでも日本側の計画にもとづいて供与するものであるので、その選択は出来る限りわが方に一任せしめ、調査団交渉の段階では、品目、数量等の提示は避けることとする。

建物の関係で機械配置図を提示する必要があるが、この場合は、将来の拘束をうけることのないよう註書をつける。

(b) 輸送

下記の点を確認する。

(i) 機材の引渡しはC.I.Fモンバサで行ない、以降センターまでの輸送はウガンダ側の負担とする。但し保険のみはextensionによりセンターまで日本側で付保する。

(ii) 保管場所、荷受人、輸送方法、輸送責任者を確認する。

(iii) 据付等はウガンダ側負担とし、その工事能力を調査する。(但し、据付開始の点までに日本人専門家を赴任せしめる。)

5. ウガンダ側負担

(a) 建 物

前述のとおり

(b) 訓練用機材

日本側供与機材以外の所要機材はウガンダ側が負担するものであるが、これについてのウガンダ側の計画、予算を確認する。

(c) 運 営 費

運営費についてもウガンダ側の予算を確認する。

6. 日本側専門家とウガンダ側専門家の責任区分

(a) チーフの責任区分

両国側の理事長が夫々行政的事項と技術的事項を分担するセンターの一般原則に従うのが最も妥当と考えられるが、相手国の事情、第8国の援助の方法等、現地事情によつては、日本人専門家が理事長となり、ウガンダ側は副理事長となるケニア方式、日本側が副理事長となる方法、アドバイザー方式等をとらねばならぬことも考えられる。

その何れを採用するかは実施調査団が折衝のうえ決定する。

(b) その他要員

協定期間中は日本側要員がInstructorとなり、ウガンダ側Counter partはAssistant Instructorとなるのが望ましいが、ケニアの例もあり、止むを得ぬときは両者同格とする。但し、この場合技術的責任はわが方が保有することとすることが必要である。

7. ウガンダ側Counter partの日本における訓練

ウガンダ側Counter partを中近東アフリカ計画によりわが国に受入れ、効果的な訓練を行なうべく打合せをすることとする。

8. 討議議事録

本交渉には建物問題等困難な事項が多いが、もし双方において了解に達しない事項が生じた場合は、討議議事録に双方の意見を併記するにとどめることとする。

以 上

4 調 査 日 誌

10月27日(金)

12:00 羽田発(BA921便)
21:05 Bombay 着

10月28日(土)

01:30 Bombay 発(EC837便)
09:50 Nairobi (KENYA)着

在ケニヤ日本大使館 伊藤書記官, ケニヤ技術訓練センター山口理事長等の出迎えをうけ, 直ちに在ケニヤ日本大使館を訪問。

渡辺臨時代理大使, 伊藤書記官に調査団来訪の主旨を述べ, ケニヤセンターの運営並びにウガンダセンター設置の実施調査に関する諸問題について打合せを行なう。

16:30

ケニヤセンター山口理事長, 河西調整員より同センター運営の一般事情を聴取。

(Nairobi 泊)

10月29日(日)

09:30 Nairobi 発

14:30 Nakuru 着, ケニヤセンター日本側要員全員に対し, 調査団来訪の主旨を述べ, 引続き同センター運営に関する諸問題について全要員と意見交換。

16:00 中田団長, 奥野, 木全団員は, 同センター要員に個人面接, 工藤, 奥村団員は, 同センターの施設を視察, その後全要員と会食, 懇談。

(Nakuru 泊)

10月30日(月)

09:30 ケニヤセンター視察。

11:00 同センター訓練修了者の自営する皮革製品製造業(Nakuru Leather Craft Shop)及び洋服, 洋裁業(High-class Tailoring Shop)を視察。

12:10 Nakuru Provincial General Hospital を訪問。

O. T. C. A 派遣医療専門家 金子, 石崎両医師及び松武, 大田両看護婦に面接, ケニヤ及びウガンダの医療について事情聴取後同施設を視察。

13:00 要員宿舍及び理事長宿舍を視察

14:00 ケニヤセンター運営の諸問題について理事長及び河西調整員と協議

17:15 Nakuru 発

20:00 Nairobi 着

(Nairobi 泊)

10月8日(火)

- 09:30 在ケニヤ日本大使館を訪問。吉田元首相の国葬日にあたり調査団一同弔問記帳。
引続き伊藤書記官にケニヤセンターの視察調査の結果について報告を行ない協議。
- 10:00 ケニヤ政府商工次官補 Mr. MULIRO を訪問、ケニヤセンターの諸問題について協議。
- 11:00 再び大使館において、ケニヤセンターの諸問題について、伊藤書記官、山口センター理事長、河西調整員と最終的打合せを行なう。
- 19:30 渡辺臨時代理大使の招待により、日本大使公邸において、来訪中のMAIZ調査団とともに会食、伊藤書記官等大使館員と懇談。(Nairobi 泊)

11月1日(水)

- 10:00 在ケニヤ日本大使館を訪問、ウガンダセンターの設置について伊藤書記官と協議
- 12:00 Nairobi 発 (EC320便)
- 18:30 Entebbe (UGANDA) 着
経済企画省 Mr. J. NDURU 及び労働省 Mr. A. SETTENDA の出迎えをうける。
- 14:45 Kampala 着
- 15:00 Mr. A. SETTENDA と日程その他の打合せを行ない、Kampala 市内及び Port Bell 等を視察。

(Kampala 泊)

11月2日(木)

- 10:00 労働省 (Ministry of Labour) 訪問。
Permanent Secretary & Labour Commissioner
Mr. E. J. B. MPYISI
Under Secretary Mr. MUWANGA
Assistant Secretary Mr. A. SETTENDA
Superintendent Apprenticeship & Trade Testing
Centre Mr. F. H. SCHOLEY
に会見、労働事務次官 Mr. MPYISI より歓迎のあいさつ後 中田団長あいさつ。

日本側団員の紹介後、本センター設置に関する日本政府の基本方針、両国政府間における現在までの了解事項及び当調査団の質問書並びに調査日程予定等を手渡し、本センター設置の担当省は労働省であることを確認し、今後の調査日程等について協議。

- 11:00 商工省 (Ministry of Commerce & Industry) 訪問。
予備調査団来ウ当時の担当官であり国連の専門家である Dr. M. A. OKSAL に会い、センター設置予定地及び当時の覚書等について説明をきく。
- 14:30 センター予定地域である Kampala 郊外 Nakawa 地区とその周辺にある Uganda Technical College 及び Uganda Commercial College を視察。

(Kampala 泊)

11月8日(金)

- 10:00 Entebbe にある経済企画省 (Ministry of Planning & Economic Development) を訪問。
Under Secretary Dr. P. T. R. LUZZI-MUSOKE
Chief Economist Dr. I. FRISCIC
に会い、本センター担当の労働省と経済企画省との関係について説明をきくとともに Planning Commission の事務局として、本センター設置について、今後の協力を依頼。
- 11:00 公共企業省 (Ministry of Works, Communication and Housing) を訪問。
Permanent Secretary Mr. AGUMA
Acting Assistant Engineering Chief Mr. KALALI
に会い、本センター設置について今後の協力を依頼するとともにウガンダの建築事情について聴取。
- 12:25 Entebbe よりの帰途 KATAMBWA BLOCK FACTORY を訪れ、
コンクリート・ブロックの製造方法を視察。
- 14:30 Kampala にある文部省 (Ministry of Education) を訪問。
Senior Education Officer, Technical
Mr. R. J. KELLY
に会い、ウガンダの技術教育事情について聴取。

(Kampala 泊)

11月4日(土)

- 08:40 見習工教育及び技能検定センター (Apprenticeship & Trade Testing Centre) を訪問。
Superintendent Mr. F. H. SCHOLEY
Trade Testing Officer Mr. LUKONGE

より見習工教育の将来計画及び現在行なわれている技能検定の実施状況等について聴取。

10:30 自治省 (Ministry of Regional Administrations) を訪問。
Chief Planner, Town & Regional Planning
Mr. H. MORGAN に会い、Nakawa 地区のセンター設置予定地について説明をうけるとともに今後の協力を依頼。

11:00 ウガンダ経営者協会 (Federation of Uganda Employers) を訪問。
Senior Director, the Motor Mart Group Member,
Technical Training Committee Mr. L. E. ADAMS
Executive Officer Mr. RHODES
より、ウガンダ経営者協会として、本センター設置についての期待及び希望意見を聴取。

(Kampala 泊)

11月5日(日) 休日

(Kampala 泊)

11月6日(月)

10:00 ウガンダ国内視察旅行に出発。

17:00 Fort Portal 着

(Fort Portal 泊)

11月7日(火)

09:40 Kichwamba 技術学校 (Technical school) 訪問。
Deputy Principal & Trade Testing Officer
Mr. GOODING

より同校の現状について説明を受け、同校内を視察。

14:35 Fort Portal 発

16:00 Kilembe 着

(Kilembe 泊)

11月8日(水)

10:00 Kilembe Training School, Kilembe 鉱山(株)を訪問。
Training Officer Mr. D. THOMPSON より同鉱山(銅)の企業内訓練実施状況について説明を受け、現場実習場等を視察。

18:26 Kilembe 発

15:20 Mweya Safari Lodge 着

(Mweya Safari Lodge 泊)

11月9日(木)

現在までの交渉経過及び視察状況等について全員で協議。まとめを行なう。

(Mweya Safari Lodge 泊)

11月10日(金)

08:30 発 Mbarara 経由

15:00 Masaka 技術学校を訪問。

Principal Mr. HEYWOOD より同校の現状について説明を受け同校内を視察。

(Masaka 泊)

11月11日(土)

08:20 Masaka 発

11:15 Kampala 着

国連の設置する Management Training & Advisory Centre を訪問。

U. N. Expert, Chief Mr. F. R. FORD

U. N. Expert Mr. R. RIESBECK

より同センターの機能について聴取。

このセンターは、国連の特別基金で設立され、I. L. O. がその運営を担当しているもので、ウガンダ商工省が関与し、ウガンダ国における中小企業の経営管理方法の改善を目的としており、わが方センターと競合するものでないことを確認した。

13:00 ウガンダ日刊紙 "The Uganda August" 記者会見。

19:00 HOTEL APPOLO において 労働大臣 Mr. LAMECK LUBOWA 招待の Reception に出席。(参集人員 関係各省 団体より約70人程度)

(Kampala 泊)

11月12日(日)

1週間にわたる視察旅行のまとめを行なう。

(Kampala 泊)

11月13日(月)

10:00 労働省訪問。

労働事務次官 Mr. MPYISI より11月2日当調査団より提出した質問事項の回答を受け、両者で第1回の討議を行なった。

14:00 本回答に対し、調査団のみの討議を労働省会議室で20:00まで行ない、ひきつづき宿舎において当方意見を調整し、さらに労働省に対する質問事項を再度提出することにし、資料を作成した。

(Kampala 泊)

11月14日(火)

10:00 労働省訪問。

ウガンダ側に対し再度の質問書を提出し、その説明を行ない、第2回の討議を行なった。

なお、そのうちの懸案事項については、ウガンダ側において関係機関と連絡調整の状況
11月20日(月)にさらに検討することとなつた。

17:00 労働省を辞し、調査団は宿舎において建築関係を中心に意見の調整を行なった。

(Kampala 泊)

11月15日(水)

09:00 U. E. B. (Uganda Electricity Board) を訪問。

Chief Engineer Mr. A. WALIGO

Commercial Engineer Mr. W. LUBOGO

に会い、ウガンダにおける電気事情を聴取し、本センター設置について協力を依頼。

11:00 Uganda Clay Ltd 訪問。

Clay's brick の製造工場を視察。

14:00 中田団長、奥野、工藤団員は Uganda Company Ltd. を訪問。

Training Officer Mr. A. F. YOUNG より当工場(自動車整備工場)の概況について説明を受け現場を視察。

同じく、奥村、木全団員は Entebbe にある公共企業省を訪問。

Assistant Engineer in chief Mr. B. KALALI に会い、建築に関する設計、工事資材等の諸問題について聴取。

16:00 中田団長、奥野、工藤団員は United Government Industry Ltd. を訪問。

General Manager Mr. E. K. W. MUSOKE に会い、ウガンダ国情について説明を受け、Factory Manager 柏田氏より日本人要員派遣の際、参考と

なるべき事項について聴取，同工場を視察。

17:30 奥村，木全団員は宿舎にて公共企業省から聴取した諸問題を検討，整理。

19:00 柏田氏他日本人職員と会食懇談。

(Kampala 泊)

11月16日(木)

10:30 Jinja, Tororo 方面へ視察旅行に出発。

12:00 Jinja 着

12:10 Uganda Steel Corporation Ltd. 訪問。

電気製鉄，圧延工場を視察。

14:00 Kilembe Mines Smelting Site 訪問。

Superintendent Mr. S. J. MERRICK

の案内にて銅製錬工場を視察。

15:00 Owen Falls Power Plant 訪問。

本発電所は Victoria 湖の落口を利用し，1954年に開設されたもので，最大出力15万KW。なお，この水はNile 河の源である。

Mr. K. D. PATEE の案内にて発電所を視察。

18:10 Tororo 着

(Tororo 泊)

11月17日(金)

09:00 Uganda Cement Industry Ltd. を訪問。

Personnel Manager Mr. A. E. OPIO の案内にてセメント工場視察。

引続き Universal Asbestos Manufacturing Co. Ltd. を訪問。
アスベスト工場視察。

11:10 Mbale に向う。

14:00 Elgon 技術学校を訪問。

Principal Mr. GALE より同校の現状について説明を受け，同校内を視察。

18:20 Jinja 着

(Jinja 泊)

11月18日(土)

08:30 中田団長，奥村，木全団員はセンター建築について公共企業省との打合せのため

Kampala に出発。

09:00 奥野, 工藤団員は Kampala へ直行。

10:30 Kampala にて外務省 檜垣事務官に会い, 現在までの情報分析及び今後の交渉方針等について打合せを行なう。

11:00~13:00

奥野, 木全団員は Kampala 市内の Ugand Garden Supply Nakasero Market 及び Cashco Super Market 等において市場調査を行なう。

14:30 調査団全員により討議議事録(案)について検討。

(Kampala 泊)

11月19日(日)

中田団長, 檜垣事務官, 奥野, 木全団員は討議議事録(案)について討議原案を作成。工藤, 奥村団員はそれぞれセンターにおける機械, 建築関係のレイアウトに着手

(Kampala 泊)

11月20日(月)

10:00 労働省訪問。

11月14日当調査団より提出した第2次質問事項の回答を受け両者で討議を行なう。

15:00 自治省を訪問し, 主任計画官 Mr. H. MORGAN 及び労働事務次官, 同次官補等立合いのもとにセンター設置場所を最終的に決定, その後 Nakawa 地区の現地視察を行なう。

16:00 以降 討議議事録(案)の作成及び建築, 機械配置等のレイアウトを行なう。

(Kampala 泊)

11月21日(火)

10:00 労働省訪問。

センター設置についての懸案事項について討議。ウガンダ側においてさらに検討することとなる。

14:00 中田団長, 檜垣事務官, 工藤団員は Trade Testing Centre を視察。奥野, 奥村, 木全団員は要員宿舍モデル調査(Nakasero, Kampala)を行なうとともに, Mulago 国立病院を訪問 Hospital Secretary, Mr. POBYCARP W.K. RUZHWENGYIBWA, の案内, 説明を受く。

18:00 調査団全員により討議議事録(案)及び建築機械配置等のレイアウトの検討を行なう。

(Kampala 泊)

11月22日(水)

11:00 公共企業省を訪問。

Chief Architect Mr. P. WOOLFENDEN

Chief Quantitist Surveyor Mr. G. T. BARNES

に会い、ウガンダにおける建築状況、特に、ウガンダ政府で負担できる建築用資材
建築コスト等について説明を受く。

午後、建築費負担とのからみ合いにより自動車整備工の職種が追加される見通し
となり、工藤団員は同職種の供与機材及びレイアウトに着手、奥村団員は建築資材
の負担区分及び自動車整備部門増設の建築案等に着手。

18:00 中田団長、檜垣事務官、奥野、木全団員はウガンダの国情聴取のため、在ウガン
ダ・アメリカ大使館 Deputy Chief of Mission,
Mr. EARLE RICHEY に会見。

(Kampala 泊)

11月23日(木)

討議議事録(案)及び付表等について事務的にウガンダ政府側と終日連絡調整。

19:30 Restaurant "Canton" において、当調査団よりウガンダ側労働事務
次官、同次官補以下関係者を招待し、会食懇談。

(Kampala 泊)

11月24日(金)

討議議事録(案)の事務的連絡調整。

15:45 労働省において労働事務次官以下討議議事録(案)の正式討議を20:40まで
行なうも、一部ウガンダ側において、さらに内部調整をすることになり、最終討議
を11月26日(日)午後を持ち越す。

(Kampala 泊)

11月25日(土)

05:30 Murchison Falls に向う。

12:30 Paraa Lodge 着

(Paraa Lodge 泊)

11月26日(日)

08:00 Murchison Falls 発

16:30 Kampala 着

- 17:30 GRAND HOTEL において労働事務次官以下討議議事録の最終討議にはいる。
20:00 中田団長と労働事務次官 Mr. MPYISI は合意に達し、討議議事録に署名を行
なう。引き続き労働大臣招待により会食懇談。

(Kampala 泊)

11月27日(月)

- 07:00 Kampala より Entebbe に向う。(檜垣事務官は DAR ES SALAMへ)
08:30 Entebbe 発 (E0732便)
09:30 Nairobi 着
10:15 在ケニア日本大使館において渡辺臨時代理大使、伊藤書記官に
The Vocational Training Institute in Uganda の交渉経
過、設置構想等について口頭報告。さらに今後の問題点等について協議。
14:00 ケニア政府に伊藤書記官同行のもとに商工次官補 Mr. MULIRO を訪れケニ
ヤセンターの期間延長問題等について話合う。

(Nairobi 泊)

11月28日(火)

- The Vocational Training Institute in Uganda の件に
ついて、今後の交渉に処するため問題点を整理して、書類を作成。在ケニア日本大
使館へ提出。渡辺臨時代理大使、伊藤書記官と打合せ。
19:30 渡辺臨時代理大使の招待により、日本大使公邸において伊藤書記官等と会食懇談。
(Nairobi 泊)

11月29日(水)

- 11:00 在ケニア日本大使館に帰国のあいさつ
18:45 Nairobi 発 (A1204便)
Bombay 経由 帰国の途につく。

5 調査交渉の概要

本調査団の任務は、1965年ウガンダ国オボテ大統領が、わが国訪問の際、佐藤首相に対し要請があつた、ウガンダ小規模工業技術訓練センターの設置に関し、その具体的実施細目について調査交渉を行ない、将来締結されるであろう日、ウ两国間の正式協定のための基本的事項をとりまとめることである。

本調査団は、わが国を出発するにあたり、外務省並びに海外技術協力事業団が協議決定した調査交渉方針（前記8）に従い、ウガンダ国政府関係責任者と交渉を行なうこととし、10月27日、日本国を出発した。

翌10月28日、ケニア国ナイロビ空港に到着、直ちに在ケニア日本国大使館を訪問し、渡辺臨時代理大使並びに伊藤書記官とウガンダ小規模工業技術訓練センターの設置に関連する諸般の問題について協議を行なつた。その際両氏から大使館として把握している実情及び現在までにウガンダ政府と折衝をもつた諸事項について、詳細なる説明があつたが、このことはその後本調査団がウガンダ国を訪問し、調査交渉を行なうにあつて極めて適切なる指針となつた。

又本調査団は、ケニア国ナクル市に所在するケニア小規模工業技術訓練センターの施設、設備、その他運営状況について、実情調査の機会を与えられ、数多くの貴重な資料を得ることができた。

11月1日、本調査団は、ウガンダ国エンテベ空港に到着、労働省並びに経済企画省係官の出迎えをうけ、首都カンバラ市の宿舎に到着後、ウガンダ国労働省の Assistant Secretary（参事官）Mr. A. SETTENDA からウガンダ政府の調査交渉に関する意向を聴取し、その結果を総合的に判断して、本調査団としての調査交渉に望むべき基本的態度について協議を行ない、大要次のごとき順序に従いこれを行なうこととした。

① 第1に、ウガンダ国政府、政府関係機関及び関係産業団体等の意向を正確に把握すること。

② 第2に、技術訓練センターの設置計画をウガンダ国の産業経済、教育訓練及び労働事情等に、より適応させることにより技術協力の実効を確保すること。

またそのため必要に応じ可能な限りの実情調査を行なうこと。

③ 第3に、技術訓練センター設置に関する具体的交渉にあつては、一般的、技術的問題点について、実質的に責任を有する者と十分の協議を行ない、問題を事後に残さないよう措置すること。

なお、問題点の質問については、文書をもつて先方に提示するとともに、これに対する回答についても文書をもつて行なわしめることとする。

④ 第4に、討議議事録作成段階においてなお問題が残ることも想定されるが、その際は、形式的な文書表現のみの問題か、あるいは実質的な問題か、先方の真意を確認し、将来の正式協定締結の際の資料とすること。

以上の方針を決定し、翌11月2日午前10時、本調査団全員は労働省を訪問、ウガンダ政府を代表する労働省事務次官 Mr. E. J. B. MPYISI の歓迎を受け調査交渉の第一歩をふみ出した。

当日の出席者及び話し合いの内容は次のとおりである。

出席者

日本側 調査団全員

ウガンダ側 Ministry of Labour

Permanent Secretary / Labor Commissioner

Mr. E. J. B. MPYISI

Under Secretary Mr. MUWANGA

Assistant Secretary Mr. A. SETTENDA

Superintendent, Apprenticeship &

Trade Testing Centre Mr. F. H. SCHOLEY

席上まず労働事務次官 Mr. MPYISI より本調査団に対し、ウガンダ小規模工業技術訓練センターの設置は、日本政府並びに日本国民の絶大なる好意によるものである。ウガンダの経済発展と人的能力の開発のために、きわめて有意義であり、かつこの技術訓練センターの設置運営を通じて、日本国との友好親善関係を一段と推進したいとの歓迎の辞が述べられ、ついで調査団を代表して団長から来訪の趣旨並びに本調査団の役割りに対するウガンダ側の協力を要請する旨の挨拶があり、引続き、日本側からウガンダ小規模工業技術訓練センターの設置に関する「日本政府の基本的方針」、「ウガンダ小規模工業技術訓練センターに関する了解事項」及び「実施調査にあたり確認を要する事項」を提示し、これに対するウガンダ側の回答を求めた。

これに対し、事務次官 Mr. MPYISI は、「日本政府の基本方針」並びに「ウガンダ小規模工業技術訓練センターに関する了解事項」については、日本側提示のとおりであり、「実施調査にあたり確認を要する事項」については、質問の内容が広汎にわたっており、関係各省庁等と協議を要するので、11月13日まで猶予してもらいたい旨の要望があつた。本調査団としては事情やむを得ないものと認め、その間にさきに述べた手順にしたがい、関係方面の意向打診、実情調査を行なうこととした。

なおこの日の交渉において事務次官 Mr. MPYISI は、技術訓練センターに関する事務は、予備調査の時点においては、商工省の所管であつたが、最近に至り、労働省に移管されたものであり、従前の経緯等について十分なる理解がなされていない部分もあるかと思うが、労働省としては誠意をもつて最善の協力をいたしたい旨強調した。

1) ウガンダ政府、政府関係機関及び関係団体等の意向

本調査団は、11月2日午後から11月4日までの間、ウガンダ政府、政府関係機関並びに関係産業団体等の技術訓練センターに対する意向を把握することとした。

このことは、さきに実施された予備調査後においてどのような変化があつたか、また関係各方面において、技術訓練センターに対し果してどのような期待をもっているか、さらに技術訓練センターの設置に関し技術的、一般的協力はどのようにあるべきかなど、本調査団として決定すべき基本的諸問題の判断資料とするためのものである。

(1) 商工省の意向

本調査団は、11月2日商工省において Dr. M. A. OKSAL (United Nations Expert) と会談し、従前の経緯、特に国連センターとの関連、技術訓練センターの予定地についての説明を聴取した。その結果国連センターとの関連は、予備調査団の報告どおり、後記のように重複することはないとの結論を得た。また、技術訓練センターの予定地については、ガンバラ市ナカワ地区に計画されている工業用地約150エーカーの内本調査団の調査結果にもとづいて、適地を選定できるものであることが判明したので、直ちに Mr. OKSAL 及び労働省の Mr. SETTENDA, Mr. SCHOLEY と現地視察を行ない、敷地についての一般的理解を得た。

(2) 経済企画省の意向

本調査団は、11月8日経済企画省を訪問し、事務次官補 Dr. L. MUSOKE 及び主任計画官 Dr. I. FRISIC と会談し、技術訓練センターの実施計画と財政上の諸問題を中心として、話し合いを行なつたが、その結果次の諸点が明らかとなつた。

① 技術訓練センターの設置計画は、本調査団とウガンダ政府労働省が協議した内容どおり決定されるものであり、現時点において、ウガンダ側としては、何等の構想をも有しておらず、今後の話し合いの結果から生れるものであること。

② 本調査団との話し合いの窓口は、労働省であるが、経済企画省としても重大な関心を有しており、特に実施計画並びに予算については、これを Planning Commission に諮ることとなるが、その際提案する主管省は経済企画省であること。

(注) Planning Commission とは、政府の行政委員会で、議長は、オボテ大統領委員は経済関係及び U. E. B (Uganda Electricity Board), U. D. C (Uganda Development Corporation) の総裁等約10人より構成される最高級の委員会で、Planning Commission が了解すると、内閣も、国会もそのまま承認されるという。

③ 最終的に国会の承認を得なければならないが、この提案は両国間の正式協定締結後、随時行なうことができるものであること。

以上に対し本調査団として、ウガンダ側の意向は了とするが、次の諸点はきわめて重要であるから、経済企画省において十分の理解をしてもらいたいと強調した。

① 本調査団は、技術訓練センターの設置に関する各部門の専門家をもつて構成し、一般的、技

術的事項のすべてについて、適切なる判断と指導ができると考えており、本調査団と労働省が協議の上策定した技術訓練センターの設置計画については、これを全面的に実現されるよう要望するものであること。

② 日本国政府としては、今回のウガンダ国に設置される技術訓練センターに対しては、他の開発途上にある諸国に対する援助と事情を異にし、手厚く措置する方針を決定しているため、ウガンダ国としてもこのことを理解し特に建物関係について、自国供給可能な資材の最大限の活用、技能者その他労務の提供、日本人要員宿舎等財政上の措置について十分なる配慮をされたいこと。

③ 日本国政府としては、この技術訓練センターに援助すべき予算措置について、すでに1967～1968会計年度においてこれを完了しているところであり、本センターの開所は、予算上の制約から1969年4月とすべきであると考えるので、ウガンダ国労働省並びに経済企画省の協力を要請するものであること。

(3) 公共企業省の意向

公共企業省においては、事務次官 Mr. AGUMA より主として建築技術、建築資材に関連する事項並びに住宅事情について、実情聴取を行なった。建築技術については、設計、施工ともにウガンダ国において実施可能であるが、技術者及び監督的技能者の大部分は外国人（ヨーロッパ人、インド人等）に依存することとなり、建築資材については、現地生産の資材と輸入資材によつて施工されているのが現状であり、資材調達にあつては、価格の変動に留意しなければならないこと。また敷地の整地はウガンダ側において実施可能であるが、3カ月ないし6カ月を要し、電気、ガス、水道及び排水工事については、センター施設のみならず宿舎についても提供可能であるとの概括的意見が述べられた。

さらに住宅事情については、カンバラ市並びにその周辺地区においては、極度に不足しており、これが解決を図るための計画を立案中であるとのことであつた。

(4) 文部省の意向

文部省においては上級教育技術官 Mr. R. J. KELLY と会談し、主としてウガンダの教育事情一般、技術学校における教育内容について説明を聴取した。そのねらいは技術訓練センターにおける訓練内容と技術学校における教育内容をどのように調整するか、また技術訓練センターの特色をどう現わすか等について、その判断資料を得るためであつた。

ウガンダにおける教育は、満6才で始まり18才をもつて終る7カ年の初等教育があるが、この初等教育は義務教育でなく任意の教育であり、大部分はキリスト教系である。この初等教育の上に第二段階としての教育制度として、中学校があり、普通課程、教員養成課程、技術課程に区分される。通例として生徒の能力は、普通課程の中学校に最も優秀な者が入学し、逐次教員養成課程、技術課程の順に入学する実情にある。

技術課程をおく中学校が技術学校 (Technical School) と称せられている。

技術学校における教科基準は、英国のロンドン市組合協会 (City and Guilds of London Institute) の見習工訓練基準が全面的に採用されており、学科と実技の割合は概ね6対4とな

つている。注目すべきことは見習工訓練基準が技術学校の教科基準となつていることである。当然の結果として、技術学校においては技能教育がなされ、卒業者は生産現場の技能工となるべきであるが、現実には学校教育という看板を掲げていることから、教育理念の支配を受け、教育行政を担当する者もまた教育を担当する者も、実質的な見習工訓練を学校教育におき替えて実施している現状である。

この点は、開発途上にある国において過渡的にやむを得ないとしても、人間形成を主目的とする学校教育と生産技能を附与すべき技能訓練とは、明確に割り切るべきであるとの印象をもつた。

また、第二段階における教育に対する魅力が普通課程から教員養成課程、技術課程へと順次及ぶことは、ウガンダにおける社会一般の認識がホワイトカラー優先を意味するものであり、殊に、技術課程を終了した多くの青年が現実にホワイトカラーとなつていることを勘案するならば、今回設置される技術訓練センターの位置づけは、技能訓練に徹し卓越した熟練労働者の養成を行なうべき性格をもたせ、さらにこのセンターの終了者に対する社会的評価を高めるための手段として、入所資格、終了時の資格を適正に定め、賃金その他の労働条件をも合せ、総合的に検討を加えるべき数多くの問題点のあることを認識した。

なお、ウガンダの教育事情については、後記7(5)を参照されたい。

(5) 見習工教育及び技能検定センターの意向

11月4日、本調査団は、ウガンダにおける企業内訓練、技能検定の実情を聴取するため、見習工教育及び技能検定センターにおいて所長 Mr. SCHOLEY、技能検定官 Mr. LUKONGE と会談した。そのねらいとするところは、今回設置する技術訓練センターの訓練目標、訓練対象、教科内容、終了者の資格など訓練の専門的事項について、どのようにすべきか概略の知識を得ることにあつた。聴取した意見の要旨は次のとおりである。

① ウガンダにおける企業内訓練について

現在、ウガンダにおける組織的企業内訓練は、企業の必要性に応じ任意に行なわれており、この場合の訓練については、英国のロンドン市組合協会 (City and Guilds of London Institute) の基準により行なわれている。

ウガンダにおいては、将来見習工訓練制度を設ける構想があり Mr. SCHOLEY が中心となつて検討を進めているがその要点は、次のとおりである。

(イ) 見習工の訓練期間は、概ね5カ年とし、その内最初の1カ年は技術学校において全日制の基礎訓練を行ない、その後の4カ年は定時制の On the Job Training として行なうこと。

(ロ) 訓練内容は、実技訓練に重点をおき、学科は当該職種に必要な専門的学科に限定すること。

(ハ) 訓練方法として、最初の1カ年は、技術学校において、普通科目及び技能者となるべき基礎的学科目を教習し、この基礎の上になつて、企業内の訓練計画を進める。

(ニ) 学校教育と制度的な連けいをとる。

(ホ) 事業者に対しては、英国のロンドン市組合協会の定める技能検定基準を参考とした一定の技能検定を実施する。

以上の見習工制度は、今回設置を予定されている技術訓練センターときわめて密接な関連

を有するので、慎重に検討を要するとの認識をもつた。

② 技能検定について

ウガンダにおける技能検定制度は、1962年労働省内にこの部門が設けられて以来、現在までに主要な32職種について行なわれている。もともとウガンダにおける技能検定制度は、英国のロンドン市組合協会の検定制度が導入され、当初3段階に区分されて行なわれていたが、ウガンダの産業界における実情から、現在はこれを2段階に統合整理して実施されている。

技能検定の直接の実施機関としては、労働省の直轄部局である同センターがあたることとなつているが、年間の受検者は約800人であり、合格率は約60%である。同センターは、ウガンダにおける技能労働者の能力判定について唯一の機関となつている。

なお、技能検定不合格者に対し、訓練を行ない、ウガンダ産業界の技能向上を図りたいが、その役割を日本側のセンターに期待したいとのことであつた。

技能検定については、技術的専門的事項が数多くあるので、詳細なる資料を後記7(8)口に掲げてあるので参照されたい。

(6) 自治省の意向

本調査団は、自治省を訪問し、都市計画主任官 Mr. H. MORGAN と会談、技術訓練センターの予定地であるナカワ地区の都市計画並びに工業用地の整備計画について意見を聴取した。

Mr. MORGAN の説明によれば、ナカワ工業用地は Jinja Road に面して、150エーカーの用地が確保されており、すでにこの用地の用地配分として、①国連計画による中小工業経営指導センター（予備調査団の調査の際、今回設置する技術訓練センターとの競合関係が問題となつた、いわゆる国連センター）②モデル中小工業用地、としてそれぞれ決定済みであり、残余の用地については、直接生産を伴う分譲工業団地とするものであることが明らかとなつた。

本来技術訓練センターは、学校教育と趣きを異にし、訓練センターの手近なところに現実に生産を行なっている現場が存在することが、訓練生にとつて生産現場の雰囲気を感じさせることとなり、訓練効果の確保の上にならざるを得ないとの観点から、本調査団は、センターの設置場所として最終的にナカワ工業用地内に敷地を求めるとし、その旨先方に対し意思表示を行なつた。

なお、都市計画の概要については、道路について現在の Jinja Road の拡張計画があること、ナカワ工業用地内の道路敷設については、未だ決定をみていないこと、電気、水道、排水については問題がないこと等の説明がなされた。

(7) ウガンダ経営者協会の意向

本調査団は、カンバラ市に所在するウガンダ経営者協会を訪問して、主任理事及び技能訓練審議会委員 Mr. L. E. ADAMS 及び事務局長 Mr. RHODES と会談し、ウガンダ経営者協会並びに傘下の企業が技術訓練センターに対し、果してどのような期待を寄せているか、またセンター運営にあつて、将来どのような配慮をすべきか等について先方との意見交換を行なつた。席上述べられた経営者協会側の意見は①ウガンダにおいては、技能労働者の量的、質的不足が顕著であり、今回設置される技術訓練センターに多大の期待を寄せていること、②訓練の対象は、現に就労している勞

働者の レベルアップ に重点をおき、おおむね6カ月程度の短期間に集中的に訓練を行なうような仕組みにしてもらいたいこと、③企業としては、訓練生の訓練期間中における賃金の支給、訓練受講中の労働契約の特例等、訓練受講について積極的に協力するものであること、④技術学校の卒業者はその殆んどがホワイトカラーを希望し、また学校における技術教育も基礎的一般教育が中心となっており、産業界としては学校教育に多くの期待をかけていないこと、⑤ウガンダ人労働者の大多数は、無技能者であり社会的地位もきわめて低いので、技術訓練センターにおいては、無技能者の技能化並びに技能者のレベルアップのための再訓練をも実施してもらいたいこと、等の諸点であつたが、さらに技術訓練センターで行なうべき訓練職種についても希望意見を聴取した。

(8) 国連センターの意向

11月11日、本調査団は国連センターを訪問し、国連、主任専門家 Mr. R. FORD 及び国連、専門家 Mr. R. RIESBECK と会談し、国連センターと本技術訓練センターの目的及び業務内容の競合関係について意見の交換を行なつた。その結果国連センターにおいては、経営管理者教育を主体とする各種管理関係の講習会の開催、モデルショップの設置及び標準レイアウトの展示等を行なう施設として、国連の特別基金によつて設置されたものであり、技能訓練センターの業務が技術訓練そのものにおかれていたのに対し、国連センターにおける施設では展示を主目的としているので、重複競合はあり得ないものと認識を得た。

なお、国連センターは、1965年11月より5年間の協力を約しており、現在は、カンバラ市内に仮設しているが、1968年中には、さきに述べたナカワ地区の工業用地に本格的に建設される予定である。

(9) その他

本調査団は、11月15日ウガンダ電気公社を訪問し、主任技師 Mr. A. WALIGO 商務技師 Mr. W. LUBOGO と会談し、ウガンダにおける電力事情及び電力の供給、電気工事等技術的事項について、説明を聴取するとともに技術訓練センターに対する電力供給について協力を要請した。

また、11月22日公共企業省を訪問し、建築技師長 Mr. P. WOOLFENDEN 主任積算士 Mr. G. T. BARNES と会談し、ウガンダにおける建築一般事情及び政府建築物の設計施工に関する技術的事項、その他建築用資材の現地調達について、具体的説明を聴取した。

2) 技術訓練センターの設置計画をウガンダの産業経済、労働力事情等に 適応させるための実情調査の概要

本調査は、11月6日から11月11日まで及び11月16日から17日まで前後2回に分けて、ウガンダ国内の実情調査を行なった。調査の目的は、技術訓練センターの業務内容をウガンダの産業経済、労働力その他雇用事情により適応させるために、①学校教育、とくに技術学校における教育の実態を調査し、技術訓練センターにおける訓練の位置づけを行なうこと、②企業内訓練の実情を調査して、技術訓練センターにおける訓練水準の調整決定を行なうこと、③訓練の対象となるべきウガンダ人雇用労働者の現場における作業の実態を調査し、訓練修了者の現場配置はいかにあるべきかを判断すること、④ウガンダ産業界における生産技能の実態を把握すること、⑤ウガンダ産業の概括的知識を得ること、等に重点をおいて、技術学校については Kichwanba, Masaka, Elgon の3校を、企業内訓練施設としては Kilembe Mines Training School を、また工場事業場については、Uganda Steel Corporation 外教社を視察したが、その概況は、次のとおりである。

1. 技術学校

ウガンダにおける技術学校は、第2段階の学校教育として、政府により設置運営されており、現在国内主要地に5カ所設置されている。教科基準、教育内容等については、さきに文部省において調査を行なったとおり、英国のロンドン市組合協会の作成にかかるところが一般的に使用されている。

学科目は、技術学校の立前から職業に関する科目が殆んどあつて、学科と実技に区分され、学科は教室で、実技は実習場で、それぞれ行なう方式がとられておるが、教育水準はわが国の高等学校における職業課程と比較するとはるかに低位にある。そのことは、①技術学校の在学者が、7カ年の初等教育を終えた段階で入学しており知能程度が低いこと、②初等教育そのものも必ずしも充実されていないこと、③優秀な者は普通課程の中学校に入学する傾向にあり、水準の低い者が技術学校に入学すること、等が特色としてあげられる。

技術学校の施設設備については、学校別にみると相当の格差があり逐次計画的に整備していることがうかがわれた。

教育を担当する者は一定の資格を要することとなつているが、責任ある教師はすべてヨーロッパ人であり、現地のウガンダ人は、その殆んどが補助的教育を担当するにすぎない。ウガンダ人がより責任ある教育を担当するためには、英国その他の国に留学し、教師として定められた要件に合致する資格を取得することが絶対的な条件となつているが、ウガンダにおける技術教育推進のうえに、教師の養成は大きな問題である。

技術学校を卒業した者が生産現場で働いている姿は、限られた調査の範囲では見ることができなかつた。さきに各方面で説明をきいたとおり、卒業者の殆んどはホワイトカラーを希望し、事務系の職場に就職する傾向にあるが、基本的には技術学校における技術教育の内容が低調であることと、技術学校を卒業しても職長にもなれない制度上の問題と、産業界の封鎖性を根本的に改善しない限り、ウ

ガンダの青少年が夢と希望をもつて生産現場の作業に従事することは、望むべくして不可能に近いことであるとの感を深くした。

2. 企業内職業訓練

ウガンダにおける企業内訓練は、いわば企業の独自性に委ねられている。労働省の見習工教育及び技能検定センター所長 Mr. Scholey から説明をきいたとおり、企業内訓練の中核ともなるべき見習工制度についても今後の課題として研究されている段階にあり、企業内訓練は単に法の規定に基づき届出を行なう程度になつている。本調査団が視察した、Kilembe Mines Training School は、英国系資本による企業がロンドン市組合協会の訓練基準と教材を用い、英国人指導員によつて実施されていた。しかしながら、キレンベ銅山における企業内訓練は、注目して値するものが数多く見受けられた。すなわち、①訓練方法として訓練施設と現場との連携措置が極めて合理的に仕組まれていること、②訓練進捗について徹底したチェックシステムを導入して、訓練水準の向上、訓練意欲の刺激をはかっていること、③各種の視聴覚教材を豊かに活用していること、④訓練効果が賃金とリンクしていること、⑤訓練を担当する英国人指導員が深い理解と情熱をもち、訓練生との一体感がにじみ出ていること、等の諸点が見受けられ、ウガンダの職業訓練を進めるにあつて、きわめて有益な資料となつた。また、訓練目標は、この企業における多能的熟練工を養成することに重点をおき、現在訓練を開始して第2年目を迎えているが、企業内訓練としての期間は、4カ年を予定しており、訓練生の技能の進捗を予測するならば訓練終了時点においては、相当高度な熟練工が育つことが推測される。

3. 工場、事業場

本調査団は、ウガンダ国内における産業の実態、特に、生産現場における技能工の技能程度及び労働配置、その他作業の実態を把握して、これを技術訓練センターの設置構想に反映させるため、金属製品製造、土石製品製造、建築材料製造等の企業について、調査を実施した。ウガンダにおける産業は、農林漁業、建設業が主体となつており、訓練の対象となるべき製造業関係は、企業数、雇用労働者数ともに、ウガンダにおける企業数の1割程度を占めるにすぎない。しかしながら政府の方針としては、第2次産業中特に、製造業の開発振興に重点がおかれていることから、この分野における熟練労働者の養成が必要となることは、現場視察の結果うかがい知ることができた。

工場事業場の生産現場において、第1線作業に従事する労働者の大半は、ウガンダ人であるが、職長等の監督者は、インド、パキスタスその他ヨーロッパ人によつて占められており、ウガンダ人は第1線において単能的、未熟練的、単純作業に従事しているにすぎない。労働力の投資は、きわめて高く、いわゆる人海生産の様相を呈している。その結果必然的に、賃金に影響し、彼等の生活は外国人である職長あるいは第1線監督者に比較して、極度の格差を生じている。

生産設備の状況は、外国援助によるものが多数を占め、部分的にオートメ化された機械があるかと思えば、その隣りでは、旧式の手作業が行なわれているなど、生産設備のアンバランスが見受けられる。

現場視察の結果、今回設置される技術訓練センターにおける訓練は、ウガンダ人に対し、将来少な

くとも戦長となりうる素地を有する熟練労働者を養成することにより、ウガンダの生産は、ウガンダ人によつてなされることを期待し、適切な措置を講ずべきであると思料された。

3) 技術訓練センター設置に関する具体的交渉

本調査団は、11月2日、ウガンダ政府に対し、確認を要する事項として、59項目にわたる質問を行なったところであるが、この確認事項を具体的に話し合い合意に達することにより、結果的に討議議事録作成に至るものと考え、特に重点をおいてそれより生じる問題点の解明、並びに先方との意思の疎通を図る方針のもとに、具体的交渉に入つた。

また、交渉にあつては、ウガンダ側の権限を有する責任者と話し合うことを原則とし、かつ、先方の考え方を正確に把握することに努めた。

最初の交渉は、11月18日及び14日にわたり行なわれたが、先方の都合もあり、その後11月20日及び21日の両日にわたり第2回目の交渉をもつに至つた。

1 確認事項を中心とする最初の回答及び交渉要旨

11月18日午前10時、本調査団は、労働省に、事務次官 Mr. E. J. B. MPYISI を訪問し、さきに本調査団が提示した確認事項に対する回答を求めた。

なお、当日の出席者は、次のとおりである。

日 本 側 調査団全員

ウガンダ側 Permanent Secretary/Labour Commissioner

Mr. E. J. B. MPYISI

Under Secretary Mr. MUWANGA

Assistant Secretary Mr. A. SETTENDA

Assistant Labour Commissioner Mr. KABITO

Superintendent, Apprenticeship and Trade

Testing Centre Mr. F. H. SCHOLEY

席上、事務次官 Mr. E. J. B. MPYISI は、①本調査団から提示した確認のための質問事項に対し、ウガンダ政府部門の連絡調整に時日を要し、遅延したことについて遺憾の意を表し、②ウガンダ国労働省並びに関係各省は誠意をもって、本調査の実施調査に協力しているので理解してもらいたい、③本回答は、調査団の質問にすべて答えることができなかつたが、未回答の部分については、さらに関係各省と協議を行ない、可能な限り早い時期に回答するものである、との趣旨が述べられ、両者の意見交換を行なうこととしたところであるが、その内容は広汎にわたり、かつ 具体的事項が数多く有するので後記「実施調査団及びウガンダ政府間の往復書簡」において詳しく述べることとする。

如上の交渉経緯に鑑み、本調査団としては、さらにウガンダ側の理解を深め、さらには一層の協力を求める必要を認め、11月18日の交渉終了後、引き続き同14日早朝に及びウガンダ側第1次の回答に対する分析検討を行なった結果、技術訓練センター設置に関する詳細確認事項を作成し、11月14日午前10時労働省事務次官 Mr. E. J. B. MPYISI を訪問、質問書を手交し話し合いを行なった。

なお、当日の出席者は、次のとおりである。

日本側 調査団全員

ウガンダ側 Permanent Secretary/Labour Commissioner

Mr. E. J. B. MPYISI

Under Secretary Mr. MUWANGA

Assistant Secretary Mr. A. SETTENDA

Assistant Labour Commissioner Mr. KABITO

Superintendent, Apprenticeship and

Trade Testing Centre Mr. F. H. SCHOLEY

席上、日本側調査団を代表し、団長より、昨13日のウガンダ側回答については技術訓練センター関係業務がウガンダ政府内部において労働省に移管されて未だ日が浅いにもかかわらず、最善の努力をされたことに対し敬意を表するが、なお数多くの問題点が残されていることについて、今後一層の協力を願いたいとし、①設置場所についての具体的提示、②建築資材の分担に関する日本側の考え方、③技術訓練センター建物建築にあたり日本側が提供する図面等、④訓練職種、定員、訓練方法、訓練対象等訓練に関する技術的事項、⑤訓練生寄宿舎、⑥日本側要員及び家族の待遇、⑦日本側が供与する建築用資材及び訓練用機械等の輸送その他修理に関する事項等について、本調査団としての意見を述べるとともに具体的協議を行なった。その結果再度提示した確認、質問事項に対する回答は、11月21日に先方からとりまとめ回答することを約し、本調査団としてはその間前述のとおりウガンダ国内における実情調査を行なうこととした。

11月16日外務省、檜垣事務官が現地、カンバラに到着、同氏は本調査団が現地実情調査のため旅行中であつた関係上、とりえず討議議事録の原案作成にあたり、11月18日本調査団のカンバラ帰還にあたり、本調査団全員とともにさらに検討修正を加え、11月19日日本側として原案を作成し、ウガンダ側にこれを提示することとした。

日本側がさきに提示したウガンダ労働省の解答に関する註釈及び詳細確認事項（第2回質問書）に対する先方の回答は、11月20日及び21日の両日にわたり、文書をもつてなされ、引き続き協議の形において問題点の検討が進められた。

両日にわたり日本側は、調査団全員及び外務省檜垣事務官が出席し、ウガンダ側は、労働事務次官 Mr. E. J. B. MPYISI 以下が終始出席して実質的な問題点の調整にあたつたところであるが、その状況は、別紙「実施調査団及びウガンダ政府間の往復書簡」に掲記する要旨のとおりである。

なお、技術訓練センターの敷地については、11月20日15時、自治省において、ウガンダ側、主任計画官 Mr. H. MORGAN 及び労働省事務次官 Mr. E. J. B. MPYISI 同次官補・外務省 Mr. MUWANGA と、日本側、本調査団全員及び外務省檜垣事務官出席のもとに、カンバラ市ナカワ地区の工業用地内に設置することの決定を行なった。

4) 討議議事録の作成

本調査団の現地における最終的役割りとしての討議議事録は、さきに外務省楡垣事務官によつて原案が作成され、その後本調査団全員とともに協議検討の結果作成された。調査団は、この日本側原案を予め先方に提示し、ウガンダ側に対し事前に十分検討せしめることとし、これを11月22日先方に送付、こえて11月28日表現その他について事務的交渉を行なうこととし、労働省事務次官補 Mr. MUWANGA、参事官 Mr. SETTENDA、見習工教育及び技能検定センター所長 Mr. SCHOLEY と終日話し合いを行なつた。

討議議事録の作成についての正式交渉は、11月24日、15時45分から労働省特別会議室において、日本側調査団全員及び外務省楡垣事務官と、ウガンダ側労働事務次官 Mr. E. J. B. MPYISI、次官補、参事官以下出席のもとに、同日の深更にわたり続けられた。席上話し合いを行ない、問題となつた諸点及び相互に理解した主要項目をあげれば次のとおりである。

1. 建物、建築関係について

(1) 技術訓練センターの建物(管理棟、実習場、寄宿舍、その他の附属建物)について、当初ウガンダ側としては、日本政府がプレハブ様式による建物を供与してくれるものと理解しており、この点本調査団の提言は事情変更によるものとし、ウガンダ国労働省としては同国の関係各省と協議する必要があるが、誠意をもつてこれにあたる方針であるから、議事録中にウガンダ国が責任をもつて建築する、との表現は差し控えてもらいたいこと。

〔注〕 ウガンダ国労働省としては、技術訓練センターの設置計画及び予算について、経済企画省、大蔵省と折衝を行なう必要があり、現段階においてはその見通しがつかなくなつたと想定される。

(2) 建築用資材の供与に要する費用を円貨30000000円に限定することは、具体的に建物の細目設計を行なわない限り、妥当か否かの判定が困難であるので、現段階においては概略30000000円とすべきであること。

〔注〕 この点に関しては、最終的に議事録において30000000円を超えないと算定する、との表現を行なうこととなつた。

2. 訓練用機械、設備に附随する部品の供与について

ウガンダ側においては、協定期間中の訓練用機械、設備の部品は、日本側で負担すべきであると主張であり、本調査団としては、部品類は当初に供与するものであり、8カ年の協定期間中日本側が提供することは、技術訓練センターに対するわが国政府の予算措置とも関連するので不可能であるとの主張を行ない、議事録においては「訓練に要する適量の予備部品は、機械及び設備の当初の調達分に含まれる」との表現としたこと。

3. 供与機材(訓練用機械、建築用資材)の引渡しについて

ウガンダ側は、ウガンダ国の輸入港はトロロであると主張している。その理由として、モンバサはケニアの領土であり、国内法上ケニアの領土にある港を指定することは、不可能であるとして

いるが、真意は、機械の倉庫料、積荷積降しの経費、その他内陸輸送に要する経費が相当多額にのぼり、その予算的見通しがかからないことに原因があるように想定せられる。

日本側としては、日本国政府が援助を行なつた前例からみても、また、すでに措置されている政府の予算においても、至近の港において引渡すこととなつており、特例を認めることはできないとの説得を行ない、かりに、ウガンダ側の要望をうけ入れてトロロとした場合は、日本政府が供与する機械を減らさざるを得ない結果となるので再考せられたいと主張し、最終的には、了解点に達せず、やむを得ず双方の意とするところを併記することとしたこと。

〔注〕 労働事務次官 Mr. E. J. B. MPYISI は、関係各省と協議して最善の努力をすると言明しており、推測によれば、ウガンダ国政府部内の意見調整が十分行なわれておらず、そのためこのような態度をとつたものと予測され、多少の期間をおくことにより、本調査団の主張どおりモンバサ港引渡しを了解するものと思われる。

4. 日本人要員に対する特権、免除及び便宜について

(1) 特権、免除及び便宜について、A1フォーラムによることなく、両国間の協定によつて定めることとし、議事録本文中に相当の表現を行ない、かつ予測される事例について、議事録付表に列記することとしたが、

(1) 本調査団としては、「その他第三人専門家に与えられる特権、免除及び便宜より不利でないこと」、の表現を議事録本文中に挿入すべきであると主張した。

(2) ウガンダ側は、この点に関し、議事録本文「3 日本側職員の待遇」の項に、附表に掲げる特権、免除及び便宜が与えられ、かつ、日本から派遣せられる他の専門家の待遇よりも不利でない特権及び免除及び便宜が与えられるとし、その意味は、当然第三人専門家に与えられるものより不利でない」と主張をした。

〔注〕 労働事務次官 Mr. E. J. B. MPYISI は、日本人に対し、第三人と比較して、悪い待遇を与えることはあり得ないと述べており、本調査団としての感触は、議事録上の表現の如何にかかわらず、第三人と比較して、不利益を取扱いは行なわないとの意図が十分察知できるが、正式協定の締結にあつては、前列ともなることであるから検討を要するものと考えらる。

(2) 日本人要員に対する便宜について、ウガンダ側は、ウガンダ国の国家公務員と同等に取扱うと主張し、ウガンダ国における国家公務員の待遇は学歴によつて相当の格差があり、日本から派遣される理事長その他の専門家の学歴、経験が明らかでないため、この段階において具体的に決定することができないとのことであつた。

5. 職業訓練の技術的事項等について

(1) 訓練基準、教科、指導方法等訓練の技術的事項については、基本方針について話し合いを行ない、具体的細目は今後技術訓練センターを開所するまでの間、日本側専門家と、ウガンダ側専門家と協議を行なつて定めることとしているが、これは訓練の対象、訓練目標、訓練修了後の訓練生の待遇等とも関連する重要な問題であるので、双方相協力して慎重に行なうこととしたところである。

(2) 訓練期間について、ウガンダ側は、当初8カ月のサンドイッチ・システムを主張したが、本調査団としては、訓練効果を勘案してこれを6カ月のサンドイッチ・システムとすることとした。

(8) 訓練職種及び定員について

(イ) ウガンダ側は、予備調査において一応決定をみていた、機械30人、板金10人、溶接10人、鍛造10人、鋳造10人を機械10人、板金10人、溶接10人、機械仕上50人、電気仕上20人に変更方申入れたが、日本側専門家の定数、訓練実施上の効果等を勘案して、機械10人、板金10人、溶接10人、機械仕上20人、電気仕上20人とすることと了解した。

(ロ) 本調査団が実施調査を行ない、ウガンダ国産業の現状及び将来を推測し、かつ、ウガンダ政府関係者の意向をも参酌して、新たに、自動車整備10人を追加することとした。

〔注〕 これは、わが国が予定している援助総額とも関連する。すなわち、

総額140000000円の範囲内で建築用資材を適正限度額とし、残余を訓練用機械に対し援助する場合、他の開発途上国にある諸国に対する援助内容と対比して、機械に対する援助が過度にわたることを意味する。

また、ウガンダ産業を既観するとき、職業訓練としては自動車整備を念頭におかざるを得ない実情にあり、将来ウガンダ国から追加要請がなされることが政府関係者の発言からうかがわれた結果によるものである。

6 技術訓練センターの開所予定について

本調査団としては、技術訓練センターの開所を、1969年4月とすることを原則とし、ウガンダ側の協力を求めたところ、先方は、設計、整地、工事の施工等相当の時日を要するものとして難色を示したが、最終的には、ウガンダ国政府並びに政府関係機関の最大限の協力を得て、本調査団の要請に応ずることとなり、議事録附表Ⅲに掲げる日程により相互に誠意をもって実行することとした。

以上のとおり討議議事録についての正式討議を終え、11月25日議事録正文を作成し、翌11月26日最終的に討議、照合のうえ署名した。

実施調査団及びウガガンダ政府間の往復書簡

日本郵船1回質問書 1967.11.2(水)	ウガンダ側 解答 1967.11.18(月)	日本郵船2回質問書 1967.11.14(火)	ウガンダ側 解答 1967.11.20(月)	参考事項
<p>1 設置場所について</p> <p>(1) センターを設置する予定敷地について</p> <p>(2) 位置(カンバラ、ナカワでよいか)</p> <p>(3) 土地の面積及び地形(1:500地図を入手したい。)</p>	<p>(1) 了解</p> <p>(2) 1:500地図は現在提供出来る。その他の断面のものも必要ならば入手出来る。別紙の地図は、調査団と相談の上現場で決定したい。</p>	<p>(1) 設置場所は、別紙図面のとおりとした。その図面については500縮図を入手したい。(但し都合については(38)を参照のこと。)</p>	<p>(1) 土地測量形の意見では、相違された土地の入手については問題はない。1:500縮図の敷地が必要であることは了解するが、寧ろ敷地外に建設される場合は、それ以下でよい。500縮図は、土地測量部が提供する。</p>	
<p>(1) 地勢、地質、地耐力及び地下水</p> <p>(2) 交通の便</p>	<p>(1) 地勢、地質、地耐力及び地質はわかる。地質、地耐力は、まだ決定していないが、センター選り地が決定したら測定したい。</p> <p>(2) カンバラ-ジンジャ道路からマーケットの中を通っている道が臨時では利用出来る。最終的には、カンバラ-ジンジャ道路から、工業団地全体を通る道を道路が通られることになっている。</p>	<p>(1) 土地は、何時入手出来るか、郵船は何時出来るか。</p>	<p>(1) 出来るだけは早く入手したい。通常、地所が決って立ちのかせるときは、居住者に対して6カ月の暫予期間が与えられる。</p>	
<p>(1) 隣接地の状況</p> <p>(2) 土地確保に必要な手続きをいし手続簡便状況</p>	<p>(1) 隣接地ともウガガンダ土地委員会の所管で、入財については問題はない。しかしながら現在その土地に住んでいない居住者に対しては、立退き補償金を支払わねばならない。価格が査定されたら手続簡便をとる。</p>			
<p>(2) 受電線における電力事情について</p> <p>(1) 電力源</p> <p>(2) 電圧</p> <p>(3) 周波数</p> <p>(4) 変更所</p> <p>(5) 地位</p> <p>(6) 燃料の供給状況</p> <p>重油、石炭、コークス、ガス、天然ガス、電熱等の供給状況</p>	<p>(1) U. E. B. がセンターまでは、容易に電力を供給する。電圧、電力容量については、センターに設けられる程度にしよう。U. E. B. の主任技師と相談する必要がある。</p> <p>(2) すべての池、ガスは、国内で利用でき。石炭は、石油会社(例えばSHELL, B. P.) から入手出来る。</p>			<p>11月15日 U. E. B. 訪問 NAUGO 主任技師より次の回答あり、 (1) ナカワ地区に訓練施設を建設されるならば必要なる電力量は供給できる。 (2) 約力用 415ボルト 一般用 240ボルト (3) 50サイクル (4) 変更所は U. E. B. が設置する (5) 8相、単相 なお、次のようなりドバイエあり。</p>

<p>II. センターの建物及び付帯施設について</p> <p>(4) 予算措置状況</p> <p>(5) 追加見積りについて</p> <p>(a) 現地で入手し得る建築資材の種類、供給力、品質及び調達条件</p> <p>(b) 現地で入手し得る建築用機械、器具の供給力、品質、性能及び調達条件</p> <p>(c) 土工用機械器具（掘さく、敷地、運搬、突進等）</p> <p>(d) 打撃機</p> <p>(e) 起重機</p> <p>(f) 動力機、ポンプ類</p> <p>(g) 鉄工機</p> <p>(h) スプレ、モメントガン類</p> <p>(i) 配管工用機器</p> <p>(j) 電気工用器具（電鋸、手鋸）</p> <p>(k) 建築技術者、職種別技能者と労働者等の技術、技能程度、一日の労働時間、稼働可能人員</p>	<p>(4) ウガンダ舞動相額に関しては Planning Commission に諮り決定される。</p> <p>(5) 予備調査団は、現地で入手し得る建築資材は豊富であると報告している。予備の建築資材の価格は、在ナイロビ日本大使館から1967年10月17日付 EPO/858/1で提出してある。</p> <p>(6) 調査団が、必要としている機械器具が調達可能かどうか詳細出来るように、至急供給先の見字（訪問）を依頼する。その他については、公共企業省と相談されたい。</p>	<p>(5) 建築資材の分類に関する日本側の考案として、ウガンダ舞は国内で入手可能な資材を具担し、日本側はウガンダ国内で入手困難な形鋼、棒鋼、鋼製立具、板ガラス、至縮縮尺鉄板等の資材を供与する。</p>	<p>(5) 両国政府が授けずる建築資材については、「プレハブ」という表現については更に明確にする必要がある。</p>	<p>(5) 案が案内があれば、引き込みもできる。</p> <p>(6) 高圧線は 11.0 kv である。</p> <p>(7) 電気工作物関係の法規は次のものを参照するとよい。</p> <p>14th Edition of the Institution of electrical engineers Regulations for the electrical equipments of Buildings (I. E. E. Savoy place London W-C, 2)</p>
--	---	---	---	---

<p>(6) 給水状況（給水施設、給水能力、水質等）</p> <p>(7) 排水状況（排水施設、排水能力等）</p> <p>(8) 法規の有無</p> <p>(9) 実習場に関連する機械及び装置について重量、聲音、動じん、ガス等に関する法的制約</p> <p>(10) 機械及び装置の構造についての法的制約</p> <p>(11) 電動機、開閉器、電線器、その他電気用品等およびこれらの構造、容量、配線方式、配線色彩等についての法的制約</p> <p>(12) 蒸気物（空気機、ボイラー等）装置およびその取扱いについての法的制約</p> <p>(13) 火器及び可燃物の取扱いについての法的制約</p> <p>(14) 液体物の取扱いについての法的制約</p> <p>(15) 汚水、屎尿、厨ガスの処理についての法的制約</p> <p>(16) 排気機についての法的制約</p> <p>(17) 上下水道工事施工責任者または指導技術者を置くことの可能性はどうか。</p> <p>(18) 機械及び装置に付属するガス、油等の監督工事施工責任者または指導技術者を置くことの可能性はどうか。</p> <p>(19) 電気工事（動力線、屋内配線等）の施工責任者又は指導技術者を置くことの可能性はどうか。</p> <p>(20) 建築物建築に関する工事施工責任者及び指導技術者（国内関係法規等運給調整を含む）を置くことの可能性はどうか。</p>	<p>(6) カンパバラ地域水供給局が設置の水を供給することができる。センター建設中ある適当な時期に水供給局と相談する必要がある。</p> <p>(7) 上記(8)項参照。</p> <p>(8) (イ) 在ナイロビ日本大使館へ提出である。労働省の主任工場監督官が、建築の過程で、又は機械のレイアウトを行なう時に相談になる。</p> <p>(9) U. E. B. の主任技師が相談になる。</p> <p>(10) 主任工場監督官及びカンパバラ地域水供給局が相談になる。</p> <p>(11) 調査団滞在中に、火器関係法を適合する。</p> <p>(12) 保健省、労働省職業衛生部が相談になる。</p> <p>(13) カンパバラ市委員会が相談になる。</p> <p>(14) 政府は、通常、技術師又は精食により行なう建築計画については、公共企業業者より其指する専門官を監督するために任命する。</p> <p>(15) この質問は、日本政府が、センターの設計及び建築についての専門官の任命について責任をもつと了解されるので、質問の返図は、明確にされるべきである。</p>	<p>(9) センターの建築物建築について、次のものを日本政府は提供する。</p> <p>(10) (イ) 平面図 縮尺 1/600 (ロ) 建物平面図、断面図及び立面図 縮尺 1/100 (ハ) 水及び電気の供給系統配置を示した平面図 縮尺 1/100 (ニ) 鳥瞰図 (ホ) 内外装に関する仕様仕様書 (ヘ) 日本政府の供与建築資料に関する実施設計図及び仕様書</p>	<p>(9) 調査団は、受け入れられたくないので、建築の方法について再考することを約束した。本今回調査団は帰国前である程度設計の計画を作成することを約束した。</p>
---	--	--	---

<p>III. 訓練内容について</p> <p>149 ウガンダ小規模工業技術訓練センターの課程及び訓練内容(技術、技能訓練、産官若訓練等)</p> <p>150 訓練課程については、予備調査団の報告に基づくと製造、鋳造、機械組立及び溶接の5部門であるがウガンダ政府の意向は異なるか。</p>	<p>149 センターの機能は、雇用の者の技術もどに、突然に産業界で働いている工員又は技術学校卒の新雇雇用労働者に対して、デイリレリース(day-release)又はサントククインテンシブシステムの訓練を行なうものである。ウガンダ政府の意向としては、技術者を訓練するのではなく、工具の修理及び生産性を向上促進させることにある。</p> <p>150 人的資源調査(Manpower survey)の結果によると、日本政府が提案している5種類のうち3種類しか必要でない。すなわち</p> <p>(a) 機械工</p> <p>(b) 組立工</p> <p>(c) 溶接及び鋳造工</p> <p>鋳造及び鋳造については、確かに必要なので、この2職種を、機械工及び電気工と入れ替えることを提案する。</p>	<p>149 センターの運営組織</p> <p>150 日本料理理事長の職務権限</p>
<p>149 センターの具体的な内容を本知し(1)なら、(2)も準備とは、機械工、組立工、溶接工、機械工及び電気工)訓練期間については、技能訓練を行なうためには、全日制で1年制は必要である。訓練定員は、機械工上、最高80人、電気工上、最高20人が妥当と考ふる。</p>	<p>149 各コース10人以上を1年間訓練する。できたら機械工上は60人以上、電気工上は20人以上にしたい。訓練期間は8か月</p> <p>150 Craftman Training Centre (職人訓練センター)</p> <p>149 調査団から入手した、日本政府の基本方針の中に提案されている日時に賛成である。</p> <p>1969年3月までにセンター開所のために必要なすべての事が完了するよう希望する。</p> <p>149 日本政府は技術援助協力期間の3年間、150 前はセンターの運営を日本側で担当したい意向であると了解しているが、調査団の計画はどうか。</p>	<p>149 調査団は、日本大使館と相談したい(知)ということなので、更に好意の必要があり保留する。</p>
<p>149 当事項に関しては、最終的決定をする前に、日本より派遣される技術専門家を招集する必要がある。調査団に対しては、(a)機械 (b)組立 (c)溶接、鋳造 (d)機械工及び電気工上のウガンダに赴ける勤務内容に關して詳細な説明書を提供する。</p> <p>(14) 訓練定員は、機械工上30人、電気工上20人及びその他の職種は10人</p>	<p>(15) 訓練期間1年で6か月ずつの分割訓練に同意する。</p>	<p>149 調査団は、日本大使館と相談したい(知)ということなので、更に好意の必要があり保留する。</p>

<p>24 ウガンダ国(国)連帯の責任および職務</p> <p>25 ウガンダ国の委員の資格、構成および待遇</p> <p>26 ウガンダ国事務局長の構成および待遇</p> <p>27 ウガンダ国職員(包括職員および補助職員)の日本への呼び寄せ訓練施設の可否</p> <p>28 センターの所属機関及びその指揮命令系統</p> <p>29 センター運営費についてウガンダ国の手当措置</p> <p>30 運営費不足の場合の補填の方法</p> <p>31 生産工程の併設について</p>	<p>32 政府は、適切な資格のあるカウンセラー・パートを任命する。カウンセラー・パートの労働条件は、普通の公務員と同じである。カウンセラー・パートを日本へ訓練のために送るのは、日本政府の同意をえた技術援助の一環として行なうものと理解する。</p> <p>33 労働者</p> <p>34 II (4) 参照</p> <p>35 必要な場合は、通常の手続きを適用する。</p> <p>36 試合の過程での射撃チームである。</p>	<p>37 政府は、適切な資格のあるカウンセラー・パートを任命する。カウンセラー・パートの労働条件は、普通の公務員と同じである。カウンセラー・パートを日本へ訓練のために送るのは、日本政府の同意をえた技術援助の一環として行なうものと理解する。</p> <p>38 労働者</p> <p>39 II (4) 参照</p> <p>40 必要な場合は、通常の手続きを適用する。</p> <p>41 試合の過程での射撃チームである。</p>	<p>37 センターは、工場に対する技能訓練を行なうことを主眼とする。</p> <p>38 従って、いわゆる生産工程の併設に好ましくない。しかし訓練をより効果的にするため、応用技能の過程において市場価値のあるものが結果的に作られることについては差し支えない。</p>	<p>39 技能検定2級合格者のみになることが好ましい。</p>	<p>42 労働省訓練局になるであろう。開所までに技術教育審議会及び技術訓練委員会が充足する。</p> <p>43 全く関係なし。独立したものである。</p> <p>44 技能検定2級合格の工具及びそれと同等の技能を有するもの。訓練生は、雇用主に依頼され、少くとも2年間、その特定期間において実務経験を有するので、入所にあたり資格証明書を求めらるべきではない。</p> <p>45 労働者は、一部の工具の取扱者となるウガンダ経営者連盟(Like Federation of Uganda Employers)を通して雇用主と連絡をとる。また労働者は、文部省を介して、技術学校及び地域職業学校とも連絡をとる。</p>	<p>39 生産工程の併設は不適当であるという考えに同意する。センターで出来た製品を販売することについては全く同意である。</p> <p>40 入所最低資格として技能検定2級合格者というのは了解した。</p>	<p>41 技能検定2級合格者のみになることが好ましい。</p>	<p>42 ウガンダ経営者連盟に所属していない雇用者に雇用されている労働者も訓練生として受け入れらるべきではないか。</p> <p>43 同 意</p>
<p>32 訓練生の募集方法及び募集責任機関</p>					<p>42 訓練生の募集方法及び募集責任機関</p>			

<p>(35) 訓練生用寄宿舎の設備 高度、寄宿舎での生活様式</p> <p>(34) 訓練生に対する訓練期間中にかけられる身及び給与、待遇等</p> <p>(35) 訓練生の訓練終了後に受ける取扱い及び修了後の進路(将来像)...</p> <p>修了証書の授与、公的証明制度、資格が免除(技能検定試験)就職あっせん等の具体的方策。</p> <p>M 日本人役員の特典について第三国(国連を含む)の専門家に与えられる特権、免除および便宜よりも不利でないことを原則とする。</p> <p>(8) 予定されている日本人役員用舎の状況</p> <p>(4) 位 置</p> <p>(5) 宿舎の規模(日本国連盟①日本人一般役員及び家族については適当な専任-敷底面積1坪) 2 兵室1 バス 台所 ガレンジ 電話付150㎡ ②理事長はその地位によさしいものとする)</p> <p>(4) 宿舎新築の場合の設計にあたっては、出来るだけ日本風の意向を醸成してもらいたいかが如何</p>	<p>(34) 訓練生は、プライベートを十分保てる二人一部屋の寮に入寮させるべきである。訓練生は、各々ベント兵衛ケガ、椅子、タンス又は机を所有すべきである。宿舎計画官の語に上るとモンター-候補地は、工業及びそれに關する事業のためのものである。従つて計画の採擇に必要である。</p> <p>(34) 訓練生は、訓練終了後進路に長見つける必要がある。</p> <p>(35) 訓練生は、訓練終了後に修了証書を受け、コース(Refresher Course)に参加することになる。モンターの訓練生に対して適切な修了証書を発行することが好ましいと考えられる。しかしながら、ウガンダにおいて工具の技能のレベルの測定及び給与面決定に使われている技能検定を免除するといふ考えはない。</p> <p>M 日本人役員は、日本政府により予てに了承を得、ウガンダ政府が認められたプログラムに基づき、日本から派遣される他の専門家と同等の特権、免除及び便宜と同等であり、国連専門家と同等ではない。</p>	<p>(34) 訓練生用寄宿舎は、日本側は、モンター-敷地内に建設されると解していたが、ウガンダ側の要項のように適当な敷地がなければ差しつかえない。結果的には、種々の経費が多くなるとが予想される。</p> <p>(34) 訓練生者の取扱い、モンター-の訓練の結束に非常に影響を及ぼす。従つて、1年間の訓練終了時には、ウガンダで現在行なわれている技能検定の1種と同等の技能を習得すると考えられるのである。修了生には、1種の資格を与えるものとする。技能検定と連携をとることは非常に重要なことである。モンター-に Refresher Course を設けようとして考へておきたい。</p> <p>(8) 1967年11月1日付書簡</p> <p>(40) によれば、ウガンダ国の国家公務員(Public Officers)と同等に取扱いというりことであるが公務員の職階表、服務規定はどうなっているか。わが国の役員は、どこに位置づけられるか。宿舎についてはどうか(具体的に Grade を示してほしい)医療についてはどうか(無料か。具体的医療施設は?) (家族を含む)公務新築についてはどうか(地位別出賃額は?)</p>	<p>(38) ウガンダ政府は、素はこのモンター-協力の一端であるので日本政府によって建設されるべきだと了解している。</p> <p>(34) このモンター-の修了生に対して試験(35) 協を行なうひとつの試験団体(Examining Board)が設けられることになるところ。調査団は、現行技能検定の1種以上の基準を定めたいと述べている。この点については原則的には、了解した。Refresher Course についても了解した。</p>	<p>(86) 日本政府の了解を得た技術援助専門家に選定される前条件を示した。</p> <p>(40) AI フォームを調査団に手渡した。</p> <p>(41) AI フォームを調査団に手渡した。</p> <p>(42) この点についてさらに詳報したい。</p>
--	---	--	--	--

<p>(イ) 宿舍は要員子弟の確保状況</p> <p>(ロ) 家具什器</p> <p>(37) 日本調遣要員兼任にあたり宿舍の提供がまわらない場合に、適当な既設の家賃、ホテル等をウガンダ親負担で確保提供することの可能性はどうか。</p> <p>(38) 宿舍又は保養寮は、センタールへの通勤及び生活上便利にかつ好環境の場所であるか。</p> <p>(39) 特種免除として、所得税、関税(関税免除の対象、期限、家族の場合約の取扱い)等のほか、日本人専用食料品等について入国時のみならず、その後引除き関税免除の措置がとれるか。</p>	<p>(イ) 確保状況</p> <p>Hard furniture はつががけ高はつかない。</p> <p>(37) ウガンダ政府は、10人の日本人専門家に対して適切な家賃を提供することを了承している。提供できない場合は、ホテルを確保する。</p> <p>(38) 宿舍は、センタール予定地より近いところにある。</p> <p>(39) とれない。食料品については、カンパラの食料品店で手に入る。</p>	<p>(37) 10人の日本人とは、家族も含むものと了解する。</p> <p>(38) センタール要員については、家族も含めて、次のような特種、免除、便宜を享受されたい。</p> <p>(イ) 専門家が海外から受けるすべての給与および手当に関する所得税免除</p> <p>(ii) 最初に到着した年の次の物品の関税免除</p> <p>(A) 身の廻り品および家庭用品(電器冷蔵庫、その他電気製品を含む)</p> <p>(B) 専門家及び家族が使用する自家用自動車1台</p> <p>(C) 専門家の執務上使用する専門機材</p> <p>(最初の到着した期間とは6か月と解釈される)</p>	<p>(37) 勿論である。</p> <p>(38) 日本人技術援助専門家は、次のことが免除される。</p> <p>(i) 累進課税及び所得税</p> <p>(ii) 最初に到着した年の次の物品の関税</p> <p>(A) 到着後3か月以内における身の廻り品及び家庭用品(電器冷蔵庫及びその他の電気製品を含む)</p> <p>(B) 自家用自動車1台(到着後6か月以内における)</p> <p>(C) 専門家が執務上使用する専門機材(到着後3か月以内における)</p>	<p>(48) ウガンダ政府としては、特別に予算措置をとることとはしたくないので、この件は、建勸進委に關して、ウガンダに來る日本人専門家が何人いるかによる。</p>
<p>(40) ウガンダ国内で勤務する期間中の長病者については、本人および同居家族に対し医療施設の完備は精進で無料診療が可能か。</p> <p>(41) 公送旅行に要する費用は、ウガンダ期間の費用とするが、1人1か月のどの位の額の出費が可能か。</p> <p>(42) 休職制度等については(注)ウガンダ派遣要員と同等としたかウガンダ派遣要員の現状如何)</p> <p>(43) 日本國建設工事関係者については、宿舍を旅については日本調遣要員の待遇と同等とする。</p>	<p>(40) 日本人要員及びその家族は、公務員の同等の地位の人と与えられるものと同等に取扱う。</p> <p>(41) 同家公務員と同様に取扱う。</p> <p>(42) 2年間に16日間の臨時旅行休暇</p> <p>(43) 質問の意味が明確でない。説明をしてもらいたい。</p>	<p>(48) 兩國政府が、必要と認められた場合は、陸軍関係の専門家は、A1フォームに基づく専門家として取扱いたい。</p>	<p>(48) ウガンダ政府としては、特別に予算措置をとることとはしたくないので、この件は、建勸進委に關して、ウガンダに來る日本人専門家何人いるかによる。</p>	

<p>Ⅷ 供与機材器具について</p> <p>(44) 機材の輸送先はどこか。</p> <p>(45) C I F モンパナ産としたら、供与機材器具に対する引取り料（輸入関税）及び円陸輸送費はウガンダ側の負担とする。</p> <p>(46) 供与機材器具の運行するための一時的保管場所はどこか。</p> <p>(47) 供与機材器具の現貨輸送能力（参見責任期間はどこか）以下4項目についてはウガンダ側の負担とする。</p> <p>(48) 供与機材器具の現地修理の可否</p> <p>(49) 供与機材器具の部品現地補充の可能性</p> <p>(50) 補充部品に対するウガンダ政府の措置</p> <p>(51) 訓練用各種資材の現地調達の可能性</p> <p>(52) 機材及び機材の運行工事施工責任者又は指導技術者を置くことの可能性はどうか。</p> <p>Ⅷ ウガンダ政府専用官の指名とその権限について</p> <p>(53) 専任調査員ウガンダ中のウガンダ担当者の指名とその権限</p> <p>(1) 訓練担当</p> <p>(2) 機械関係（採掘用レイアウト等）担当</p> <p>(3) 建築関係担当</p> <p>Ⅷ その他</p> <p>(54) ウガンダ国においては、メートル法か。</p>	<p>(44) 労働省</p> <p>(45) 了解できない。</p> <p>(46) 日本国は、すべての供与機材を自己の負担において、モンパナ産または輸送することを了解していることを意味している。</p> <p>(47) 倉庫施設を提供したい。必要経費は同国日本政府の負担である。</p> <p>(48) 輸送機材は提供出来る。(45)項の回答と同様費用は日本政府の負担である。</p> <p>(49) 修理に関しては、種々の工場が利用可能である。労働者は、株式会社(51)前記、カンパラに日本の製造会社がエージェンシーを持っているか否か確かめたい。</p> <p>(52) 前記(9)項及び(12)項を参照のこと</p> <p>(1) 労働省が、機材の提供について他の省と連絡をとり指名について責任をもつ</p> <p>(2) 労働省工場監督官及び公共企業省が相談相手になる。</p> <p>(3) 公共企業省が担当</p> <p>(54) 1970年までにメートル法に切り換えられることが決定している。設備及び列数は、これに合わせるべきである。</p>	<p>(45) センター用機材及び建築資材の供与(46) 項については、相手国の最も近い(47) 港でC I F 産して供与するのが原則で買方の解答の様な前例はない。従って日本政府はC I F モンパナ産の経費（荷送料、関税、円陸輸送、倉庫料）を負担するのは不可能である。</p> <p>(48) 機材の修理費は、センター運営費(50) に含まれるので、ウガンダ政府が(51) (26)(27) に基づき支出するものである。</p>	<p>(45) この点に際する日本政府の方針は(46) 項に記してある。</p> <p>(47) 項に記してある。</p> <p>(48) 機材の修理費は、センター運営費(50) に含まれるので、ウガンダ政府が(51) (26)(27) に基づき支出するものである。</p>	
--	---	--	---	--

<p>(65) 次の関係法規を入手したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 雇労関係 (ロ) 工場関係 (ハ) 積立関係 (ニ) 労働関係 (ホ) 養老関係 (ヘ) 職業訓練（事業内訓練）関係 (ロ）その他 <p>(56) 技能検定 (Trade Test) について</p> <p>(67) テクニカルスクールについて 教育内容（カリキュラム）、卒業状況、入学資格、卒業後の資格、卒業後の進路（進学、就職）状況等</p> <p>(68) トレイドスクールについて 教育内容（カリキュラム）、卒業状況、入学資格、卒業後の資格、卒業後の進路（進学、就職）状況等</p> <p>(69) 国連センターについて 名称、所在地、配属図、センターの任務、訓練内容（コース）、検定一覧、国連派遣員、ウガンダ職員等。</p>	<p>(66) 法令は、すでに在ナイロビ日本大使館へ送してある。</p> <p>(56) 徒弟訓練及び技能検定部が実施している。</p> <p>(57) 文部省が労働省と連絡をとりながら責任をもってやっている。</p> <p>(68) (57)項参照。労働省としては、調査団が現職中に、テクニカルスクール及びトレイドスクールのカリキュラム等に関する調査を依頼する。</p> <p>(69) このセンターとは全く無関係で誤立したものである。</p>			
--	---	--	--	--

6 設 置 構 想

1) 概 要

ウガンダは1962年、長年にわたる英国の支配から独立し、ついで1966年政変により、オボテ大統領によつて政権が担当されて以来、急速に近代国家、工業立国への歩みを始めた。

オボテ大統領は、ウガンダ人によるウガンダ開発を主張し、各般にわたる行政施策も一貫した方針のもとに展開されており、技術訓練センターを設置せんとする所以も、また、この方針にもとづくものである。

ウガンダの産業の実態、なかんづく企業経営と労働力配置の実情を通観するとき、資金も人材もその中核となるべきものは、ヨーロッパやアジアの諸国民によつて独占されており、また、ウガンダもこれに依存せざるを得ない状況におかれている。このことは、永年にわたる外国人支配による植民地的思想がウガンダ人の中にも根強く存在し、また一部の外国人はウガンダの国情に進んで同和しているからである。

今回、我が国が協力して設置せんとする技術訓練センターは、以上の事実を認識し、ウガンダ共和国建国の理想を実現するため、ウガンダの工業その他の産業をウガンダ人の手によつて開発し発展させることを念頭において、構想を樹てることを前提としたものである。

技術訓練センターの設置構想については、実施調査団とウガンダ政府責任者と相互にとり交した討議議事録に示されているところであるが、さらに、基本となるべき諸点について述べれば次のとおりである。

① 技術訓練センターは、ウガンダの青少年のために、彼等が将来ウガンダの工業その他の産業において、その中核を握る熟練労働者となるための、基礎的知識と応用のきく巾広い技能をしつかり身につけるための施設とすることである。

開発途上のウガンダにおいては、過度の学歴尊重、ホワイトカラー優先の考え方が支配的であり、そのためには、菜つ葉服を着て、油にまみれて働く若人達を社会的に尊敬する風潮を醸成しなければ、ウガンダの産業の発展は期し得られないのである。したがつて名は体を表わすどの考え方から、センターの名称を、UGANDA VOCATIONAL TRAINING INSTITUTE とし、学校と対比して何等遜色のない施設であることの宣言を行なうこととした。

② 技術訓練センターにおいて、訓練を習得する者は、単にセンターの修了資格を取得することのみをもつて、こと足れりとするべきでなく、真に実力を培い、現にウガンダ産業の生産現場において、指導的立場にたつている外国人熟練労働者の職務を代替されるよう着実な訓練を積み上げることとし、このため訓練内容の充実はもとより、終了時に厳格なる技能試験を課し、現に行なわれている技能検定制度のI級検定の、さらに上位の段階に格付けを行ない、彼等に対し産業界における就業上の地位を確保することとした。

③ 予備調査において提案された生産課程の併設は、職業訓練の本質が、系統的、段階的に、一定の計画にもとづき着実に積み上げなければ、その効果を期待することができず、また、訓練のかたわら生産をあげるようなシステムは、偏つた職業訓練に陥ることも想定されるのでこれを排除することとし、訓練計画を優先させ、結果的に収入がある場合に限り、これを訓練費用に還元させることとした。

④ 技術訓練センターの訓練内容は、ウガンダにおける産業の現状と、将来の方向につながるものでなければならないので、政府並びに政府関係機関その他産業界の動向を打診し、また、実施調査において現実に確認を行ない、合理的にこれを設定することとした。

⑤ 技術訓練センターの施設設備は、真に熟練労働者の養成訓練に適応するものでなければならず、学校教育施設ないしは経営指導施設等と相異するので、独自の観点から構想をたて、かつ、漸新な設計を行なうこととした。

2) 敷地及び建物

(1) 設置場所

センター設置の場所については、調査団出発前にウガンダ政府からカンバラ市ナカワに設置したい旨の連絡があり、現地到着後直ちに現場を視察し、また、関係方面の説明を聴いた結果下記の如き条件を具えて居るので、候補地域内に約15エーカー(6ha)の地域を別紙図面の通り選定した。

① 候補地としてあげられた土地は、国有地であつて、国連の計画による約150エーカー(60ha)の工業団地開発が予定されている。この中には国連の中小工業経営指導センターの建設用地約10エーカーが予定されて居るほか、計画工業団地内にはモデル中小工業団地及び分譲工業用地が予定されており、現在、ウガンダ政府都市計画当局で計画案を検討中である。

② 本候補地は、幹線国道(Jinja Road)に沿つて、カンバラ都心から約4kmの距離にあり、交通条件は最も良いと考えられる。

③ 電力、電話、上水道の幹線も Jinja Road に沿つて敷設されている。但し、下水道については、地形上カンバラ市下水道の集水区域に入れられないので、計画工業団地として別系統の計画が考えられている。

④ 地形は大体 $\frac{1}{10}$ 程度の緩勾配を示し、植林及び自然の疎林におゝわれている。

⑤ センター予定地内に数構の住宅が建てられているが、3~6カ月の予告期間と補償費の支払によつて撤去することは充分可能である。

⑥ 計画工業団地全体が、工業地域に予定されているので、センター構内に訓練生宿舍を建設することに一部異論があつたが、労働省が都市計画当局と話し合つた結果、同一構内に寄宿舎を含むすべての施設を建設することとなつた。

(2) 敷地の状況及び建物配置計画

前項の諸条件を勘案した結果、別紙図示の通り国連センター用地に隣接した約15エーカーの用地を当センターの用地として選定したが、その概況は、次の通りである。

① 地形は南西から北東に向つて平均 $\frac{1}{10}$ 程度の緩勾配をもち Jinja Road に接する部分は、道路高に対し、東端では ± 0 、西側は約+2mとなつており、予定されている沿道保留地(追加幅30m)を含めて計画すれば道路からセンター入口へのアプローチも充分余裕をもち、且つ景観的にも良好な結果が得られる。

② 現在の土地利用状況

予定地内には、現在数棟の住宅が散在して居るほか全体として租林におかれ、一部には、保存に価する樹林もある。

③ 周囲の土地は、西南に国連センター予定地、南より東北にかけて国連工業団地、Jinja Road をはさんで北側には警察大学及び自動車検定所がある。

次にこのような土地条件及びセンターの内容規模を勘案して、建物配置計画を定めるための方針は次の如きものが適当と考えられる。

① センターの機能に支障のない限り地形に順応した建物配置を採用し、整地工事の量を出来る限り節減すること。

② 西日の影響を極力避けるため、本館、宿舍については特に東西軸配置を採るよう考慮すること。

③ 寄宿舍については、建築費の増加が著しくない限り、小単位に分散配置して、地形に適した良好な居住環境を保持すること。

④ 実習場は、同一地盤高の敷地に建設することが望ましいので、出来得る限り緩勾配の部分を選んで配置すること。

⑤ 本館、実習場、寄宿舍の相互配置については、機能上の連絡関係のほか、用途に応じた環境保持にも配慮すること。

(3) 建築計画

① 所要室

A 本館

理事長室、副理事長室、管理事務室、経理室、調整員室、教官室、会議室、一般教室、視聴覚教室、製図室、図書室、静養室、使丁室、便所、湯沸室、

B 実習場

機械工作室、機械仕上室、板金工作室、溶接熔断工作室、電気仕上室、自動車整備工作室、鍛造室、試験室、指導員室、工具庫、資材庫、ロッカー室、便所、受変電室、

C 寄宿舍

居室(80人分)、食堂及び厨房、シャワー室、洗面・洗濯室、便所、

D 門衛所、危険物貯蔵庫、受変電室、

② 設計方針

設計にあたっては、原則として、現地の自然条件に適合し、かつ出来得る限り現地産資材を活用した実用的な建物としなければならないが、各建物別の設計方針として考慮すべき点は、次の如くである。

A 本館

イ 管理部門と學学関係部門との区分を明確にすること。

ロ 地形の関係上東西軸配置を採り難いときは、廊下を西側に配する等の配慮をすること。

ハ センターの中心施設として、建築費の極端な増加を来たさない範囲に於て意匠設計につい

ても充分意を用いること。

B 実習場

イ 各訓練科目の有機的連けいを図ることを目途とし、かつ、実習場の運営管理を円滑にするため、出来る限りコア・システムを採用すること。

ロ 建築構造は出来るかぎり軽易なものとするか、自然換気、日射による室内温度の上昇、豪雨の排水、騒音防止等に配慮するほか、作業面の自然採光についても充分配慮すること。

③ 寄宿舍

A 2人1室、机、戸棚付とし、10～20人1棟の小単位の棟に分けて、地形に順応した配置を容易にすること。

B 厨房、シャワー室、洗面・洗濯室、便所等給排水施設の集中する部分は出来る限り近接して配置すること。

C 食堂については、大教室又は集会室としての活用等についても配慮すること。

3) 訓練用機械設備

(1) 一般的事項

本センターの設置目的にてらし、訓練設備とその配置について考慮した一般的条件は次のとおりである。

① 訓練対象者によるもの

技能検定G II完全有資格者には、前に述べたとおり技術学校卒業者及び一般の経験工の2通りがある。

技術学校卒業者については、学校においてロンドン市組合協会の基準にもとづき一通りの実技を行なっているが、その時間数はきわめて少なく、理論に重点が置かれている。

また、技術学校の設備の状況は、調査の結果、各技術学校にも格差があり一様に論ぜられないが、十分とはいえない。

次に一般の経験工は、産業界の調査の結果、単能的経験者が多く、巾の広い応用はきかないし、加えて関連知識は皆無といつてよい。

これらの両者が有資格者として本センターに入所するので、機械の選定とその配置にあたってはこれらの要素を十分検討しなければならない。

② 訓練方法によるもの

サンドイッチ・システムによる訓練が6カ月毎に行なわれるので、入所6カ月間は基本実技を訓練し、一たん産業界に復帰しセンターの所外指導のもとにO. J. T. (on the Job Training) が行なわれ、さらに次年度の入所6カ月間は、応用実技を中心とした訓練が展開されることとなる。機械の選定とその配置にあたっては、これらの要素を十分検討しなければならない。

③ 訓練目標によるもの

このセンターの訓練修了者の技能程度は、技能検定G I以上を目標とし、その実績如何によつてはsuper G I (仮称)を考慮することになるので、G Iの技能検定以上の内容を満たすべき機械の選定と配置を検討しなければならない。

④ 訓練定員によるもの

各訓練コースにおける定員は、重要な要素である。

⑤ その他

イ 将来予想されるウガンダ産業界の伸びを勘案し、現在必要性の高くない機械設備であつても選定することがある。

(このセンターの役割として将来は再訓練コースが考えられている。)

ロ ウガンダにおいては、工業試験所あるいは工業奨励館的なものがなく、国連センターにおいて中小工業の経営者に対する経営管理指導のための施設、展示が考慮されているに過ぎない。その意味において、機械の選定と配置にあつては、デモンストレーション的役割も考慮することがある。

以上の点のほか、日本における公共訓練施設あるいはわが国の技術援助により設立された他国センターの内容等をも勘案した。

(2) 建物との関係

① 各実習場は、それぞれの訓練コースにもとづいて所要の機械設備、附帯設備を保有することが訓練効果の面からきわめて望ましいことであるが、本センターの場合、機械部門を中心に、各実習場間を相互に関連させて機械設備、附帯設備の重複を避け、当方技術援助額の有効的活用を図ることとした。

すなわち、機械、仕上、溶接、板金の実習場を同一棟とし、試験室、指導員室、工具庫、資材庫等を共通とし、集中管理方式を採つた。

② 鍛造場は、予備調査団報告によれば、訓練職種として必要とされていたが、討議の結果、鍛造職種の訓練は不必要となつたが、機械工作の面から必要最小限の鍛造場を置くこととし、別棟とした。

③ 試験室は、金属材料の機械的試験あるいは仕上面の精度測定等の必要性を考慮し、必要最小限のものを設置した。

④ 電気仕上実習場は、訓練の性質上別棟とした。

⑤ 自動車整備実習場は、同じく別棟とし、敷地の出入の便を考慮した。

⑥ 危険物貯蔵庫もことの性質上別棟とした。

⑦ 全実習場とも指導員室を設け、かつ実習場内で講義ができるようなスペースを考慮した。

⑧ 本館に製図教室、視聴覚教室を設置した。

(8) 具体的事項

① 機械及び仕上部門

(1)で述べた一般的事項を基本として、一貫した機械工作の流れとして機種を選定し、かつその配置を行なつた。

旋盤については、普通旋盤とし、自動旋盤は訓練の性質上これを除外し、ターレット旋盤については同様に計画にあげなかつたが、機材費に余裕があれば考慮することと致したい。

特に歯切盤、中ぐり盤、平削り盤を配置することにしたのは(1)⑤を加味したものである。

② 溶接部門

交流アーク溶接を主体とし、特に板金との関係上点溶接機及び合金溶接用として不活性ガス溶接すなわちアルゴンガス溶接機を採用した。

③ 板金部門

各種シヤ、万能折曲機、パワープレス等建築板金、自動車板金用機械等をあげた。

④ 試験室

万能材料試験機を中心に設置するが、研究機関ではないので最低必要限度のものを選定し、配置した。

⑤ 鍛造場

(2)②で述べたように最低必要限度の機械設備を選定し配置した。

⑥ 電気仕上部門

技能検定 G I の検定基準の内容を検討し、主としてモーター関係を中心として機械設備を配置した。

しかしながら、屋内外配線の電気工事についても一通りの訓練が行なえるよう考慮し、さらには将来に向つて軽電関係についても訓練が行なえるよう考慮したい。

⑦ 自動車整備部門

自動車機械整備を中心に、実習場には、車検用機器を一貫して使用しうるよう考慮し、機械工作、エンジン、シヤシー等それぞれの訓練用機器を設定配置した。

(4) その他

以上訓練設備とその配置についての考え方を一通り述べたが、これらの訓練用機器はすべてメートル法によることとし、かつ8年間のわが国の協力期間中に考えられる予備部品を開所同時に準備することが必要である。

なお、各実習場に必要作業台、工具箱等はウガンダ側において準備せしめることとした。

4) 訓練職種

技術訓練センターにおける訓練職種は、さきに予備調査団の調査結果にもとづき、機械、板金溶接、鍛造及び鋳造の5職種を設定すべきものとして、一応の決定をみていたところである。しかし、その後ウガンダ政府は、技能労働者需給に関する調査を実施し、その結果、鍛造及び鋳造の2職種を、機械仕上工及び電気仕上工に変更方要請があつたので、実施調査団としては、ウガンダにおける産業労働事情等諸般の角度からこれを検討し、当面訓練職種の設定にあつては、鍛造及び鋳造の2職種については、時期尚早であるとの結論に達したので、先方の要望どおり変更することとした。

ウガンダの産業中、機械金属製品製造部門の実情は、製品を作るための工作機械のすべてを英国、ドイツ、アメリカ、イタリ-等の外国製品に依存しており、ウガンダの工業その他の産業をウガンダ人によつて開発するためには、ウガンダ国土に埋蔵されている資源を発掘し、製錬して素材を作り、ウガンダ人の手によつて製品化することが望まれるが、現実の問題としては、原材料、製品の殆んどを外国産品に依存している実情においては、鍛造又は鑄造に関連する企業も殆んど存在せず、また、訓練を行なつても雇用の見通しがたたないことから、前述のとおり機械仕上、電気仕上に変更することが妥当であるとの結論に達したものである。

訓練職種として、新たに、自動車整備を追加することとしたが、ウガンダにおける陸上輸送は、材料、製品その他人員輸送に至るまで自動車の果す役割りはきわめて高く、自動車を中心とする企業の比重も急激に高まりつつある。さらに、①政府関係その他産業団体等の意向を打診したところによれば、近い将来において我が国に対し自動車整備工訓練のための追加援助の要望がなされることは必至であること、②日本製の各種自動車の輸入が近年急速に増加しつつあること、③今回、我が国が援助すべきものと予定している予算の範囲内で概ね措置し得ること、④機械設備の援助内容について、他の開発途上にある諸国との均衡を考慮したこと、等により自動車整備を追加することとし、討議議事録に示すとおり、次の6職種を設定することとした。

(訓練職種)	(1回の訓練生数)	(年間の訓練生数)
機械加工	10人	20人
板金加工	10人	20人
溶接・溶断	10人	20人
機械仕上	20人	40人
電気仕上	20人	40人
自動車整備	10人	20人

5) 訓練課程

訓練課程を設定するにあつては、技術訓練センターにおいて、訓練によつて仕上げられる人間像、労働力としての価値はいかにあるべきか、また、その人達は、生産の現場においていかなる位置を占めるべきであるか等、ウガンダの工業その他の産業の現状並びに推測せられる将来を見通し、技術的に十分の検討を行なう必要があつたので、実施調査団としては、再度にわたる詳細なる実施調査と、政府並びに政府関係機関その他産業界の意向等を聴取した結果、①雇用労働者を対象とする熟練工養成のため長期訓練課程、②雇用労働者を対象とする単元的短期再訓練課程、の2コースに集約することが適当であるとの結論に達した。前者は、いうまでもなく、オールラウンドの技能工を養成するものであり、将来、ウガンダの産業界において、職長その他の役付工として、指導的役割りを分担するものである。後者は、単能的技能工として、技能職種のうち、特定の生産分野について、きわめて優れた能力をもち、単能的技能の結合により、総合性を発揮して生産の実をあげることをねらいとする。

ウガンダ側としては、この両課程を、同時に発足させることを要望したが、実施調査団としては、職業訓練はいわば息の長い仕事であり、形式だけを整えて実質が伴わない場合は、かえって職業訓練の伸長を阻害するとの観点から、先づ、長期訓練課程を発足させ、関係者が十分の理解と経験を経た上で、短期再訓練課程を設置することが望ましいとの考え方から、この要望については、今後の課題として、技術訓練センター発足後に検討することとした。

長期訓練課程の内容は、次のとおりである。

(1) 訓練期間 通算して、1カ年とする。

〔註〕 後述のとおり、6カ月のサンドイッチ・システムを採るので、この期間は技術訓練センターの施設内における訓練期間である。

(2) 訓練時間 通算して、1800時間とする。

(3) 訓練定員

(訓練職種)	(1回の訓練定員)	(年間の訓練定員)
機械	10人	20人
板金	10人	20人
溶接・溶断	10人	20人
機械仕上	20人	40人
電気仕上	20人	40人
自動車整備	10人	20人

(4) 訓練生の入所資格

訓練生の入所資格を定めるにあたっては、その人達が将来、真にウガンダ産業の担い手としての素質を附与することが前提となるので、入所選考方法とも関連して、慎重に検討した結果、次のとおりこれを定めることとした。

- (イ) ウガンダ国籍を有するものであること。
- (ロ) 雇用労働者であつて当該企業の事業主から推せんされた者であること。
- (ハ) 技術訓練センターにおける訓練とO. J. T. (on the Job Training) が調和を保つて行なわれる状態におかれている雇用労働者であること。
- (ニ) 技術学校を卒業し、または、実務経験により技能検定2級に合格しているか、あるいは、それと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
- (ホ) 訓練修了後、引続き当該職種にかかる雇用労働者として、就業するものであること。

6) 訓練内容

技術訓練センターにおける訓練は、訓練生の能力に応じ、かつ、生産現場の技能の実態に即応して行なわれなければならない。そのためには、訓練生の標準的技能水準を、適性検査等により測定し、その標準的技能水準を、訓練を開始する基点として、職種別の訓練計画をたてることとなる。訓練生の中には、技術学校を卒業した者、初等教育のみを終了経験によつて入所した者等、質の面において、

混在することが予測され、特に、知識の面においては、標準値を見出すことが困難となり、そのため、学科教習の焦点をどこにおくか、この点、訓練方法とも関連して、十分なる分析検討を行なう必要がある。

訓練内容の具体的細目については、わが国から技術訓練センターに派遣される職業訓練専門家とウガンダ側の専門家によつて協議決定されることとなるが、実施調査団としては、職種別の訓練内容は次のようなものが適当であると考える。

(1) 機 械 工

(訓練内容)

旋盤を主とする工作機械による金属加工作業に必要な知識として、機械工学大意(機械の要素、機構学など)、電気工学大意(簡単な電気理論、電気機器など)、機械工作法(工作機械、鋳造、鍛造、板金、溶接など)、材料、材料力学、製図などの専門学科を400時間程度教習し、これと併行して計測器の使い方、手仕上げ、ねじ立て、各種工作機械の操作、刃物研削などの基本作業を教えた後、旋盤を主とする工作機械による切削加工、すり合わせ、はめ合わせ、工作機械の調整などの技能を訓練する。

なお、ウガンダ国民として一般教養(100時間程度)をつちかう。

(訓練目標)

ウガンダ国技能検定1級以上の技能を付与することとし、具体的には旋盤により、外周、内面、テーパ、ねじなどの切削加工、ボール盤、形削盤、フライス盤、研削盤、歯切盤などの操作ができ、指導員の指示のもとで、簡単な工作機械の製作、調整、検査などができること。

(2) 機 械 仕 上 工

(訓練内容)

手工具や工作機械による機械部品の仕上げ作業に必要な知識として、機械工学大意(機械の要素、機構学など)、電気工学大意(簡単な電気理論、電気機器など)、仕上げ工作法(工作機械、手仕上げ、組立て、鋳造、鍛造、板金、溶接など)、測定法(計測機器、測定法など)、材料、材料力学、製図などの専門学科を400時間程度教習し、これと併行して、計測器の使い方、手仕上げ、ねじ立て、各種工作機械の操作、刃物研削などの基本作業を教えた後、形削盤、研削盤、ボール盤を主とする工作機械による切削加工、すり合わせ、はめ合わせ、工作機械の調整などの技能を訓練する。

なお、ウガンダ国民として一般教養(100時間程度)をつちかう。

(訓練目標)

ウガンダ国技能検定1級以上の技能を付与することとし、具体的には形削盤とボール盤による各種切削加工、研削盤による研削加工、フライス盤によるフライス削り等ができ、手仕上げにより、すり合わせ、はめ合わせができ、指導員の指示のもとで簡単な工作機械の仕上げ、組立て、調整、検査などができること。

(3) 溶接工

(訓練内容)

溶接作業に必要な知識として、溶接法(電気溶接法、ガス溶接法など)、機械工作法(鋳造、鍛造板金、溶接など)、材料、製図などの専門学科を400時間程度教習し、これと併行して、計測器の使い方、手仕上げ、ねじ立て、板金加工、火造り、電気溶接、ガス溶接、ガス切断などの基本作業を教えた後、直流と交流のアーク溶接、点溶接、ガス溶接、ガス切断、構造物・板金製品の溶接組立と溶接修理などの技能を訓練する。

なお、ウガンダ国民としての一般教養(100時間程度)をつちかう。

(訓練目標)

ウガンダ国技能検定1級以上の技能を付与することとし、具体的には直流と交流のアーク溶接機、点溶接機、アルゴンアーク溶接機による電気溶接とアセチレンガスによる溶接と溶断ができ、指導員の指示のもとで、構造物、機械部品の溶接、組立て、溶接修理ができること。

(4) 板金工

(訓練内容)

自動車車体などの金属薄板の加工作業に必要な知識として、工作法(切断法、折曲げ法、板金機械など)、各種板金法(自動車板金、建築板金など)、溶接法(溶接方法、ろう付けなど)、材料、製図などの専門学科を400時間程度教習し、これと併行して、計測器の使い方、板金加工、手仕上げねじ立て、各種板金機械の操作、溶接、ろう付けなどの基本作業を教えた後、現図書き、板取り、器具と板金機械による板金加工や板金組立てなどの技能を訓練する。

なお、ウガンダ国民としての一般教養(100時間程度)をつちかう。

(訓練目標)

ウガンダ国技能検定1級以上の技能を付与することとし、具体的にははさみ、つちなどの器具の使い方、プレス、ローラ、シャーなどの操作やアーク溶接、ガス溶接、ろう付けなどができ、指導員の指示のもとで、一般小物やダクト類の板金製品の製作、検査ができること。

(5) 電気仕上工

(訓練内容)

電気機器の組立てや修理の作業に必要な知識として、電気理論(電流、電圧、電力など)、電気応用(電熱、電灯照明など)、電気機器及び器具(回転機一般、変圧器、電池など)、電気機器修理法(機械工作法一般、電気工作法と電気機器の修理法など)、電気製図などの専門学科を400時間程度教習し、これと併行して、手仕上げ、ハンダ揚げ、電気機器の分解と組立て、巻線と絶縁処理、電気測定などの基本作業を教えた後、電気機器の分解、組立て、修理、調整、内外線工事などの技能を訓練する。

なお、ウガンダ国民としての一般教養(100時間程度)をつちかう。

(訓練目標)

ウガンダ国技能検定1級以上の技能を付与することとし、具体的には変圧器、小型誘導電動機などの電気機器の分解、組立て巻線、絶縁処理、点検ができ指導員の指示のもとで変圧器、誘導電動機などの電気機器の修理、調整及び屋内配線工事と保守などができる。

(6) 自動車整備工

(訓練内容)

自動車の整備作業に必要な知識として、自動車工学(自動車の種類、型式など)、内燃機関工学(内燃機関の種類、構造など)、電気装置(バッテリー、点火装置など)、整備法(基本工作、エンジンの分解、組立てなど)、製図などの専門学科を400時間程度教習し、これと併行して、計測器、電気計器の使い方、手仕上げ、自動車整備用機械の操作、板金加工、溶接、塗装、自動車各部の分解組立てなどの基本作業を教えた後、エンジン、エンジン付属装置、車体、シャシーの整備、検査、試運転などの技能を訓練する。

なお、ウガンダ国民としての一般教養(100時間程度)をつちかう。

(訓練目標)

ウガンダ国技能検定1級以上の技能を付与することとし、具体的にはエンジン、エンジン付属装置車体、シャシーの分解、組立て及び機械部品の加工、手仕上げ、すり合わせ、はめ合わせができ、指導員の指示のもとで、エンジン、エンジン付属装置、車体、シャシーの分解、点検、修理、調整、故障発見、検査、試運転などができること。

機械課程 カリキュラムの例

訓練時間 1,800時間

(1週38時間 48週 1,824時間 24時間は、入退所等の諸行事)

学 科 (500時間程度)

科目名	内 容	前期	後期
(基礎学科)	社会 英語 数学	○	○
(専門学科)			
1. 機械工学概論	機械の要素、動力伝導装置、機構、蒸気原動機、内燃機関	○	
2. 電気工学概論	簡単な電気理論、電気機器、電気応用、送配電	○	
3. 機械工作法	測定用器具、手仕上げ、組立て、穴あけ、旋削、形削り、フライス削り、歯切り、中ぐり、平削り等の機械切削、切削理論	○	○
	鋳造、鍛造、板金、溶接		
4. 材 料	機械材料、鉄と鋼、非鉄金属、非金属	○	
5. 材料力学	力学、応力とひずみ、はり、軸、柱等		○
6. 製 図	用器画法、機械図面の読図、機械部品のスケッチ、機械部品の作図、機械図面の写図	○	○

※ 前期とはサンドイッチ・システムの前半年6カ月、後期とは後半年6カ月をいう)

実 技 (1,300時間程度)

基本実技(主として前期で行なう)	
1. 測定けがき基本作業	長さの測定、面の測定、角度の測定、けがき等
2. 工作基本作業	はつり、やすりかけ、弓のこ切断、きさげかけ、ねじ立て等
3. 機械基本作業	
(イ) 旋盤基本作業	旋盤の使い方、心出して心もみ、丸棒削り、穴あけ、穴くり、リーマ通し、テーバー削り、曲面、球面削り、ねじ切り等
(ロ) その他の工作基本作業	金切りのこ盤の使い方、ボール盤の使い方、形削盤の使い方、フライス盤の使い方、研削盤の使い方、歯切り盤の使い方、平削盤の使い方等
4. 刃物研削基本作業	両頭研削盤の使い方、刃物研削盤の使い方
応用実技(主として後期に行なう)	
1. 機械加工作業	(1) 旋盤による機械部品の丸棒削り、テーバー削り、穴あけ穴くり、曲面削り、球面削り、ねじ切り等 (2) ボール盤による機械部品の穴あけ、中ぐり、リーマ通しねじ立て等 (3) 形削盤による機械部品の平面削り、垂直削り等

<p>2. 仕上げ、組立て作業</p> <p>3. 機械調整作業</p> <p>4. 製品検査作業</p>	<p>(4) フライス盤による溝削り、曲面削り</p> <p>(5) 歯切盤の使い方</p> <p>(6) 平削盤の使い方</p> <p>(1) 機械部品の手仕上げ、組立て</p> <p>(2) 機械部品のすり合わせ、はめ合わせ、組立て</p> <p>機械各部のゆるみ、摩耗、振れ等の発見と調整、簡単な修理</p> <p>機械部品の外観検査、寸法検査</p>
---	---

7.) 訓練方法

訓練方法は、訓練生に対し、定められた訓練目標に、いかにして、最短時間数をもって、かつ確実に到達せしめるかの、手段と方法であって、職業訓練の成果を左右すべき重要な問題である。実施調査においては技術訓練センター開所前に、両国専門家によって具体的訓練方法が決定されることとしているが、基本的事項を掲げれば次のとおりである。

(1) サンドイッチ・システムの採用

訓練効率からみた場合、1カ年の継続全日制訓練が望ましいが、ウガンダにおける産業界の諸事情から、雇用労働者を長期にわたり、技術訓練センターに派遣することは、困難な実情にあるので、6か月ごと、通算して1カ年の、サンドイッチ・システムによる訓練方式をとることとした。

そのため、この方式による欠陥を補う必要があり、実施調査団としては、企業から派遣訓練生が前期の訓練期間を終え当該企業に復帰した場合、主として、実技を中心とする応用訓練を課することを提案し、合意に達している。この応用訓練は、技術訓練センターの責任者が、一定の様式にもとづき訓練生に対し、反復習熟すべき項目を示し、その状況を企業の責任者が確認して、再び訓練生が技術訓練センターに復帰するにあたり、報告を求めるものであり、後期の訓練計画を樹立するにあたってきわめて有効な資料となる。

(2) 訓練目標の設定

訓練計画をたてるにあたっては、訓練目標を設定しなければならないが、この訓練目標は訓練生の標準技能と、産業界が求めている技能水準と、両者に関連して定めなければならない。

また、将来の技能変化の予測を行ない、訓練生を、産業の構造の変化、技術革新の進展に順応させる配慮を行なうことが必要である。

(3) 学科と実技

訓練内容は、学科と実技に分類せられる。さらに①学科においては基礎学科と専門学科に区分すべきである。訓練生の資質は、前述のとおり知識において相当の格差があるので、学科の学習は知的能力に応じてクラス編成を行ない、必要によっては定められた訓練時間数の外に治療的、補習教育を実施し、可能な限り能力水準の調整を行なうことが肝要である。

また、②実技においては、職業訓練指導員がやってみせる、そして訓練生にやらせる、これを修正する、いう順序により、着実に技能を身につけさせることが肝要であり、さらに理解力を一段と増進させるため、各種の視聴覚教材等を使用し、訓練効果を高める配慮を行なうべきである。

(4) 終了試験

訓練生の技能が、定められた訓練目標に到達しているかどうか、適正な試験基準を設定し、終了時の試験を行ない、合格者に対しては、証明書を発行しなければならない。このことは、訓練生に対する産業界、その他社会一般の認識につながるものであり、技術訓練センターの評価を左右する。

訓練生のうち、終了試験に合格しない者については、さらに、技術訓練センターにおいて、補充訓練を施し最終的には、訓練生全員が訓練目標に達し、派遣された企業の生産現場に復帰するよう、理事長以下職業訓練指導員は、最善の努力を行なうべき義務が課されている。

(5) 技能検定との関係

討議議事録の附表1.によれば、訓練生は訓練修了時に、技能検定1級の資格より高い水準に達することが期待されている。

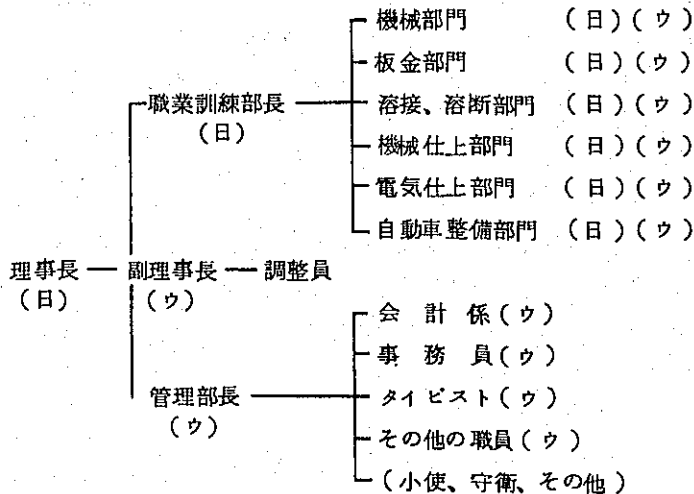
実施調査団とウガンダ側責任者との話し合いの過程においては、現行、技能検定の1級検定の上に、公的試験団体の承認のもとにスーパー、グレード(仮称)の段階を設け、技術訓練センターの終了者に受験させることの合意がなされている。

技能検定の実施は、前に述べたように労働省の直轄部局である。

8) 組織及び職務権限

技術訓練センターの組織及び機能は次のとおりとする。

(1) 組織



(註) 組織図中、(日)とあるのは、日本側要員を示し、(ウ)とあるのは、ウガンダ側の要員を示すものである。

(2) 職務権限

技術訓練センターは、ウガンダ国労働省の直轄機構となり、行政機関としての性格を有するもので

あり、労働大臣及び委任をうけた労働事務次官等の指揮監督をうけることとなる。

理事長以下の職員について、職務の概要を示せば次のとおりである。

(1) 理事長

技術訓練センターの最高責任者として、職員の服務、その他所務を総括し、ウガンダ側副理事長の補佐をうけ、職業訓練に関する技術的事項について責任を負う。

(2) 副理事長

日本側の理事長の助言をうけて、技術訓練センターの事務一般及び運営について責任を負う。

(3) 職業訓練部長

理事長の監督をうけて、各訓練部門の日本側職業訓練指導員及びウガンダ側補助職業訓練指導員を指揮し、職業訓練の技術的事項について、指導、相談を行ない、また必要に応じ、直接職業訓練を担当する。

(4) 管理部長

副理事長の監督をうけて部内職員を指揮し、技術訓練センターの庶務、会計、財産及び物品の管理、その他事務一般について指導し、または必要に応じこれを直接担当する。

(5) 職業訓練指導員

各担当訓練部門において、職業訓練部長の一般的指導監督をうけ、主任職業訓練指導員として、訓練目標の設定、訓練計画及び指導案の作成、終了時試験基準の作成及び試験の実施並びに、ウガンダ側補助職業訓練指導員と協力して、職業訓練を担当する。

(6) 補助職業訓練指導員

各担当訓練部門において、職業訓練部長の一般的指導監督をうけ、主任職業訓練指導員を補助して、職業訓練を担当する。

(7) 管理部職員

管理部長の指導監督をうけ、定められた担当事務等を処理する。

9.) 要員の構成

技術訓練センターの要員は、日本側及びウガンダ側において、次の人員を確保するものとする。

(1) 日本側要員

理事長	1名	
職業訓練部長	1名	当分の間、職業訓練指導員を兼務するものとする。
機械部門指導員	1名	
板金部門指導員	1名	
溶接・溶断部門指導員	1名	
機械仕上部門指導員	〔1名〕	当分の間、職業訓練部長の兼務とする。
	1名	
電気仕上部門指導員	2名	
自動車整備部門指導員	1名	
調整員	1名	
計	10名	

(2) ウガンダ側要員

副 理 事 長	1 名	
管 理 部 長	1 名	当分の間、事務職員を兼務するものとする。
機械加工部門補助指導員	1 名	補助指導員は、日本側職業訓練指導員の補助者となるため日本において特別の訓練を受けたものであること。
板金加工部門補助指導員	1 名	
溶接、溶断部門補助指導員	1 名	
機械仕上部門補助指導員	1 名	
電気仕上部門補助指導員	2 名	
自動車整備部門補助指導員	1 名	
事務職員 その他	{ (1 名) 13 名	当分の間、事務職員を管理部長が兼務するものとする。
計	22 名	
合 計	32 名	

10.) その他の事項

(1) 経費の負担区分

日本国及びウガンダ国の、それぞれ負担すべき経費の区分は、次のとおりである。

(イ) 日本国の負担

- ① 日本側要員の給与、赴任旅費及び帰国旅費
- ② 技術訓練センターの設計に要する経費のうち、合意にもとづく基本設計に要する経費
- ③ 技術訓練センターの建物（寄宿舎を含む）の建築にあたり、必要となる資材のうち、ウガンダ国において調達することが困難と認める資材について、円貨換算、30,000,000円の限度を超えない額の建築用資材及びウガンダ国の輸入港までの輸送に要する経費
- ④ 訓練用機械器具及び予備の機械部品類並びに、ウガンダ国の輸入港までの輸送に要する経費
- ⑤ 技術訓練センターの建物の建築に関し、技術的助言を与えるため、必要な人数の建築専門家を派遣するための経費
- ⑥ ウガンダ側補助要員の受入れ訓練に要する経費

(ロ) ウガンダ国の負担

- ① 技術訓練センターの用地（寄宿舎用地を含む）及び整地に要する経費
- ② 技術訓練センターの建物（寄宿舎を含む）の設計、施工に要する経費のうち、日本国の負担にかかる設計及び建築用資材を除くすべての経費
- ③ 技術訓練センター（寄宿舎を含む）の運営、管理に要する経費

なお、この経費のうちには、日本側職員のウガンダ国内での公務旅行のための経費、電気料及び水道料、訓練用原材料を含むものである。

- ④ 日本側要員及び家族のため、ウガンダ国公務員住宅に匹敵する、無料の家具付の宿舎を提供するに要する経費
- ⑤ 日本国政府により供与される訓練用機械器工具、部品及び建築用資材の輸入港よりの輸送及び据付、運転、保守に必要な経費
- ⑥ ウガンダ側要員の給与その他福利厚生等に要する経費
- ⑦ 技術訓練センターにおいて、訓練をうけるため、企業から派遣される者の給与、交通費、その他の経費については、ウガンダ国政府において、責任をもって、措置するものであること。

(2) 技術訓練センターの開所時期

技術訓練センターの開所は、1969年4月1日を目途とし、両国政府は討議議事録、附表Ⅲに掲げる予定表により、相互に協力するものであること。

(3) 技術訓練センター要員の研修

技術訓練センターの運営及び職業訓練の円滑なる実施を図るため、両国要員の研修を、次により行なうものとする。

(イ) 日本側要員の研修

日本側要員の選考にあたっては、海外技術協力の趣旨を理解し、積極的に開発途上の諸国民に対して、情熱をもって、協力する者でなければならない。研修の主目的は、①ウガンダ国及び東アフリカ諸国の政治、経済、産業、労働、教育等について、予備知識を与えること、②特に、ウガンダ国の国内事情については、前記に併せ、歴史、民族、生活事情、言語、風俗その他の社会事情をも十分理解させること、③技術協力の本旨を理解させ、要員がおかれている立場が、個人でなく、日本国を代表するものであり、かつ、ウガンダにおいて、類似の協力援助を行なっている他の諸外国の要員の活動状態をも認識し、これに劣らざる責任感をもたせること、④職業訓練を担当するにあたり、その前提となる語学について、十分なる素地を与えること、⑤指導員の指導内容は、広汎多岐にわたるので、能力に応じて学科、実技の追加訓練、再訓練的研修を実施すること、等を主目的とする必要がある。

(ロ) ウガンダ側要員の研修

ウガンダ側要員の研修は、技術訓練センターの副理事長、管理部長及び補助職業訓練指導員とし概ね、次の基準に該当する者のうちから、これを選考するものとする。

- 1) 中学校（前期又は後期）、技術学校又は教育養成所を卒業した者、若しくは、これと同等以上の者
- 2) 技能検定1級資格を有する者であって、それぞれ担当する職種に関し、実務に関する経験5年以上を有する者
- 3) ウガンダの国籍を有する者
- 4) 年齢22才以上、35才未満の者
- 5) 英語が堪能である者

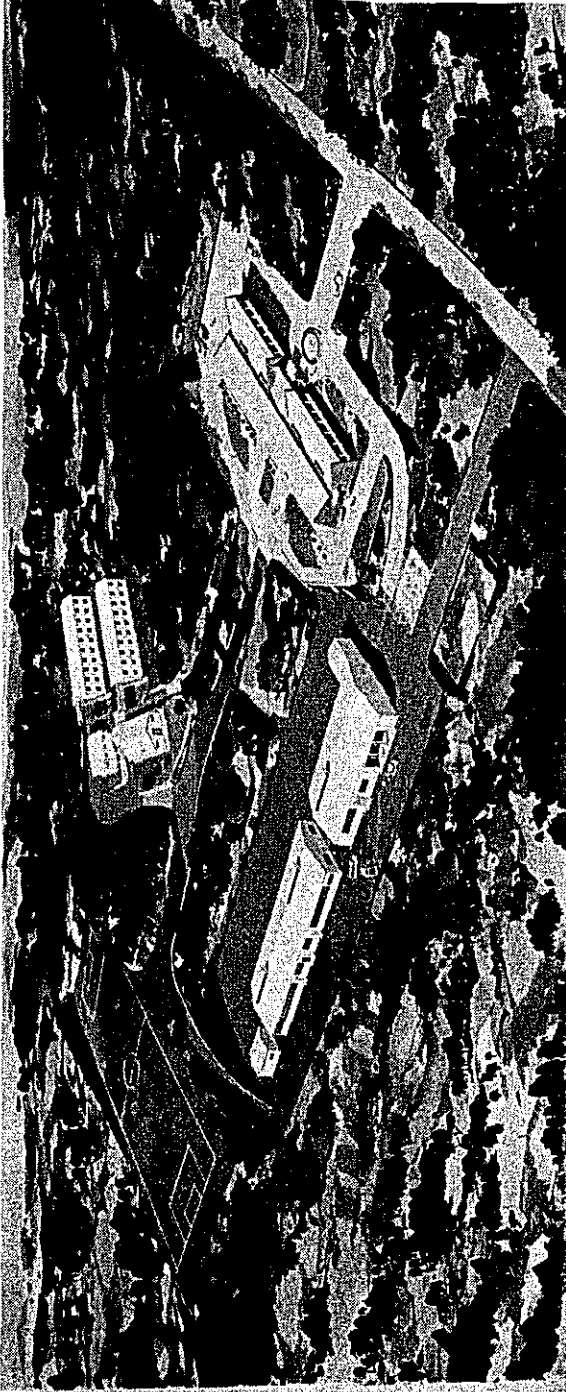
6) 帰国後、5年以上技術訓練センターにおいて、補助指導員として、勤務する者

7) 必身ともに健全で、良識を有し、かつ、誠実であること。

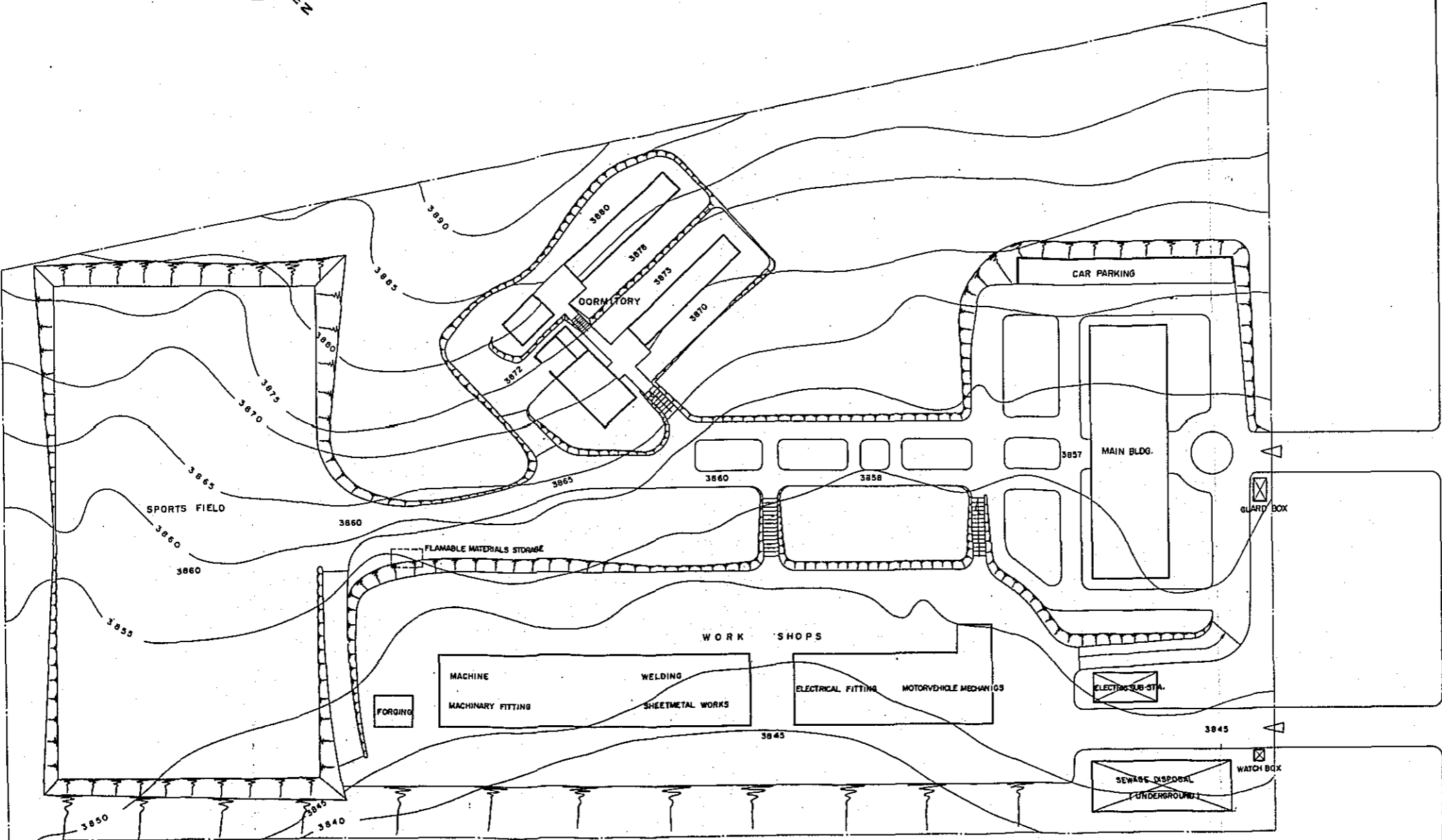
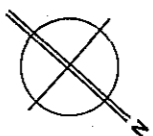
ウガンダ側要員の研修の主目的は、①我が国の政治、経済、産業、労働、教育事情等日本国を理解させ、さらに日本人の一般的性格を認識させること、②ウガンダ側要員は、日本の協力期間終了後、技術訓練センターの理事長または職業訓練指導員となり、ウガンダ人によるウガンダ国の技術訓練センターを運営し、または管理する責任をもつこととなるので、広汎な予備知識と訓練指導技術の習熟に努め、かつ、責任感と意識の昂揚を図ること、③要員に対する研修は、1968年5月1日から約8カ月間とし、この間、日本語及び技術研修を行なうものであること、④研修にあたっては、各人のもつ能力を測定把握して、研修の必要度を測定し、これを効果的に行なうものとする、⑤研修期間中、研修員の規律保持につとめ、指導者としての人格形成について、配慮すること等を主目的をおくこととし、実施にあたっては、関係機関が相協力して、これを行なうものとする。

(4) 協力期間

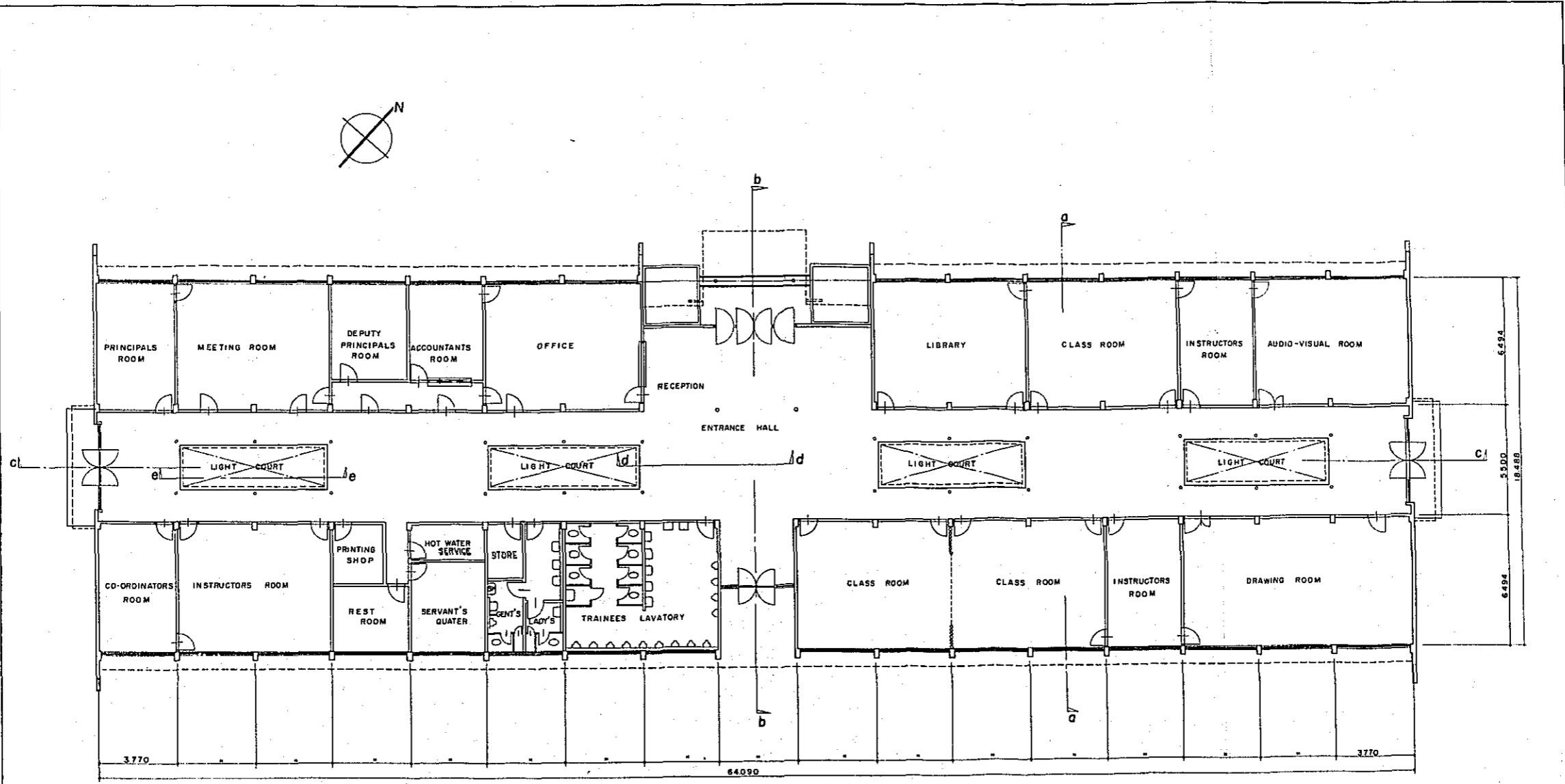
日本国の協力期間は、原則として、技術訓練センター開所後3カ年をもって終了することとなるが、ウガンダ政府の要請があれば、海外技術協力の趣旨からさらに延長することが望ましい。また、日本側要員の派遣期間は、それぞれの事情によって、短縮し、または、延長することも検討しなければならない。



UGANDA VOCATIONAL TRAINING INSTITUTE
(BIRDS--EYE VIEW)



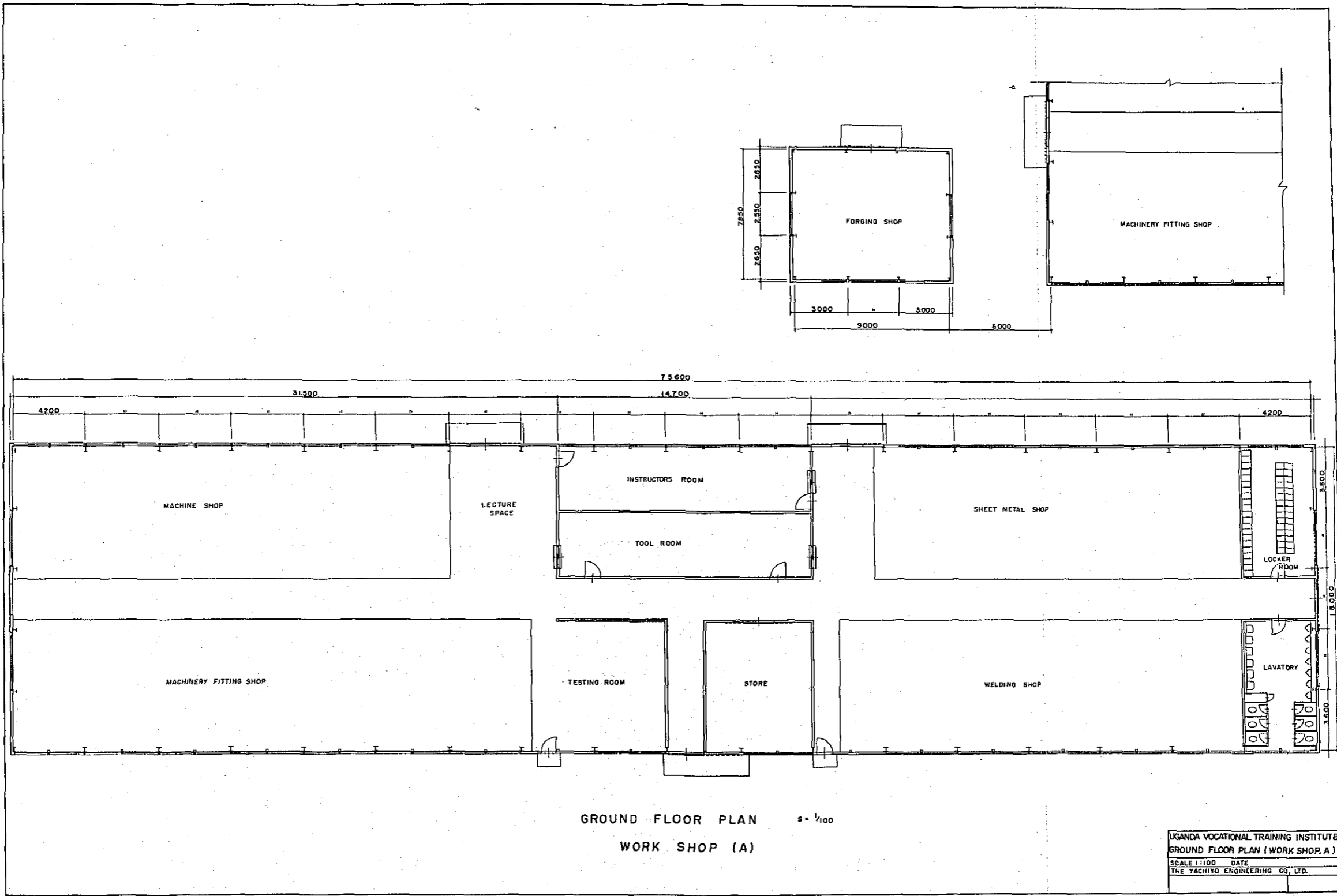
UGANDA VOCATIONAL TRAINING INSTITUTE
PLOT PLAN
SCALE 1:500 DATE 1988.1.23
THE YACHIYO ENGINEERING CO. LTD



GROUND FLOOR PLAN
(MAIN BLDG.)

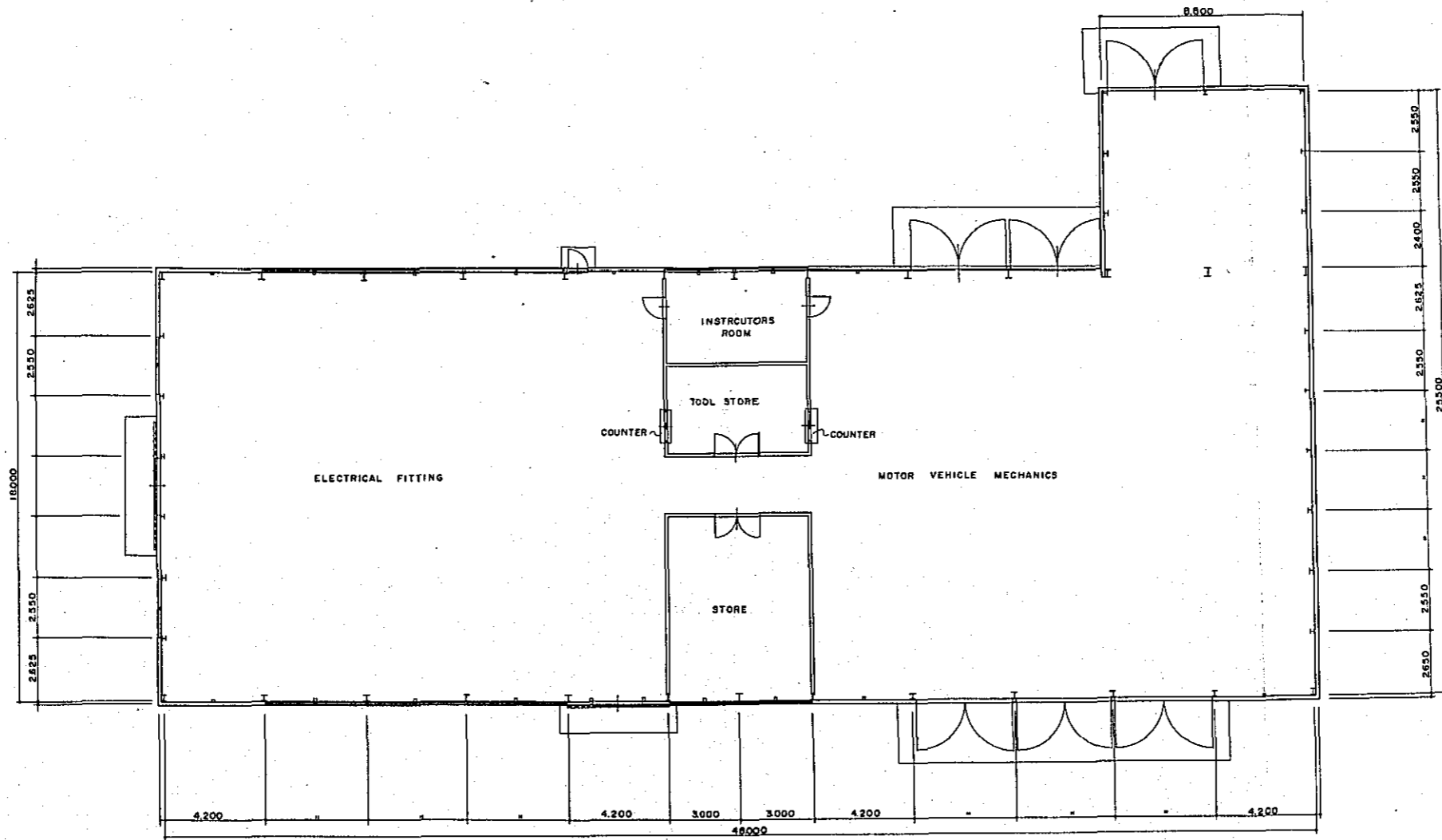
s = 1/100

UGANDA VOCATIONAL TRAINING INSTITUTE	
GROUND FLOOR PLAN (MAIN BLDG)	
SCALE 1:100	DATE
THE YAGHIYO ENGINEERING CO. LTD.	



GROUND FLOOR PLAN s = 1/100
 WORK SHOP (A)

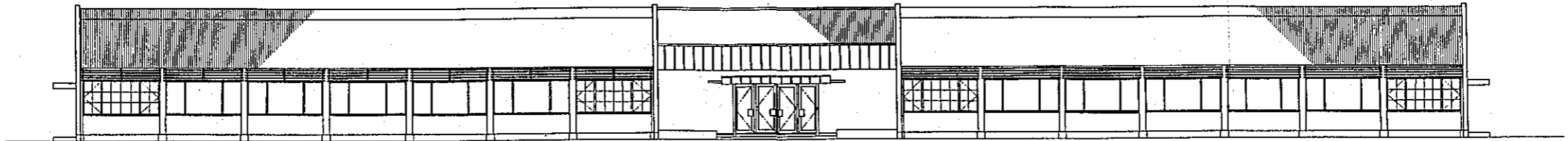
UGANDA VOCATIONAL TRAINING INSTITUTE	
GROUND FLOOR PLAN (WORK SHOP, A)	
SCALE 1:100	DATE
THE YACHIYO ENGINEERING CO., LTD.	



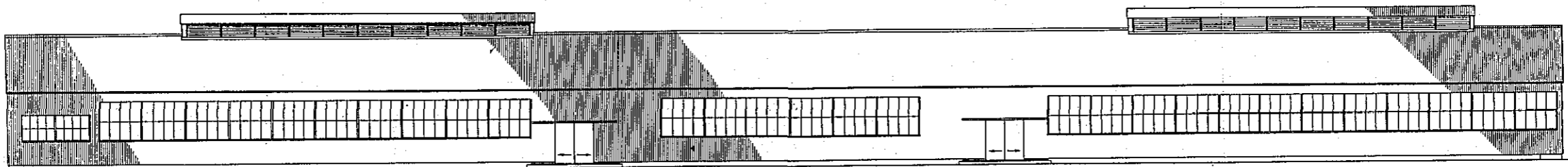
GROUND FLOOR PLAN s = 1/100

WORK SHOP (B)

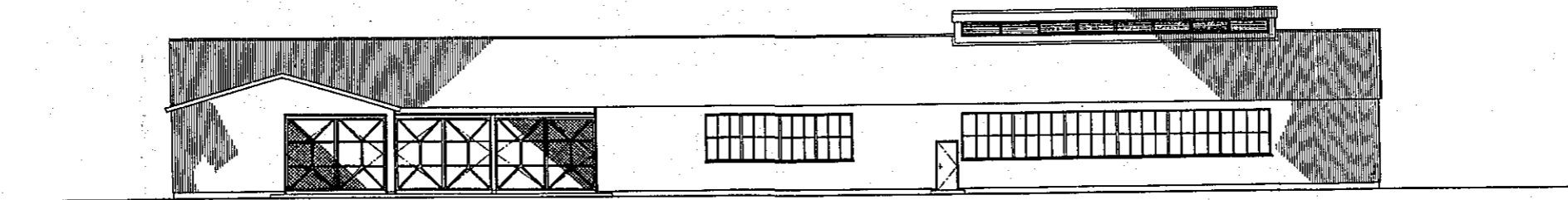
UGANDA VOCATIONAL TRAINING INSTITUTE	
GROUND FLOOR PLAN (WORK SHOP. B)	
SCALE: 1:100	DATE
THE YACHT ENGINEERING CO., LTD.	



W, ELEVATION s = 1/100 (MAIN BLDG)

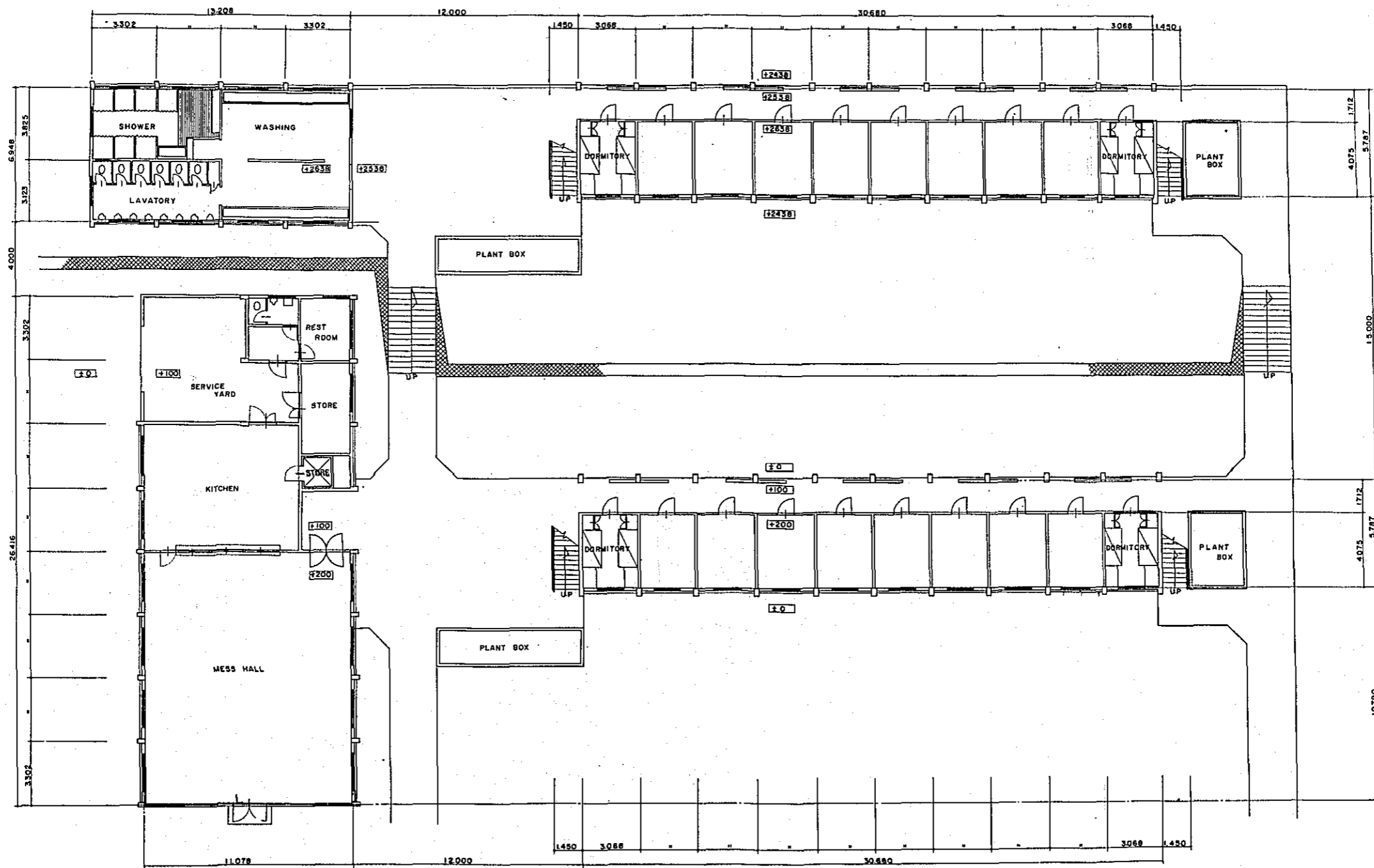


S, ELEVATION s = 1/100 (WORK SHOP. A)



S, ELEVATION s = 1/100 (WORK SHOP. B)

UGANDA VOCATIONAL TRAINING INSTITUTE	
ELEVATION (MAIN BLDG. & WORK SHOPS A, B)	
SCALE 1:100	DATE
THE YACHIYO ENGINEERING CO. LTD.	



GROUND FLOOR PLAN

s = 1/100

UGANDA VOCATIONAL TRAINING INSTITUTE
GROUND FLOOR PLAN
SCALE 1:100 DATE
THE YACHIYO ENGINEERING CO. LTD.

7 ウガンダ概観

(1) 一般事情

(地理)

ウガンダは北緯4°から南緯1°、東経30°から35°の間に位し、東はケニア、南はタンザニヤに、また西はコンゴ、北はスーダンに接している。

面積は91,076平方マイルで略々わが国の本州の広さに匹敵するがその18% (16,364平方マイル)はヴィクトリヤ湖を含む湖沼によって占められている。

地形は東端に4322メートルのエルゴン山、西端に5109メートルのルエンゾリ山があり、一方北西部はやゝ低地帯をなしているが、これらを除く大部分の地域は一部にゆるやかな起伏をもった、1300メートル前後の高原となっている。このため赤道直下にもかかわらず気候は温暖で年間を通じて殆んど変化がない。

Entebbeの気温

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
平均最高気温	26.7	26.8	26.7	25.8	25.5	25.2	25.1	25.2	25.9	26.3	26.1	26.0	25.9
平均最低気温	16.9	17.2	17.9	18.0	18.8	16.9	16.1	16.2	16.4	17.0	17.3	17.1	17.0

各地の年間平均気温

	Entebbe	Fort Portal	Gulu	Kabale	Mbarara	Tororo
最高気温	25.9	25.3	29.2	23.2	26.3	28.7
最低気温	17.0	12.8	17.0	10.1	14.4	16.3

雨量は一般に年間1,500mm前後であるが、Kabale、Mbarara方面ではやゝ少く1,000mmを下廻っている。

雨期は3月から5月で、そのほか9月から11月が小雨期となっているが、地域によっては若干の差があり、西部では小雨期に当る9月から11月にもっとも雨量が多く、また西北部では4月から9月が雨期となっている。

Entebbeの雨量

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平均雨量	100.4	96.8	165.1	290.2	270.1	94.0	61.4	86.2	82.9	106.5	155.9	127.7	1637.2
平均降雨日数	4日	16	15	20	18	9	4	6	5	8	11	13	129

各地の年間雨量

	Entebbe	Fort Portal	Gulu	Kabale	Mbarara	Tororo
年間雨量	1637.2	1484.7	1555.7	991.0	913.2	1446.3
年間降雨日数	129	162	145	126	104	137

人口は1966年の推定では7,740千人となっているが、このうち7,638千人がウガンダ人（アフリカ人）で、その他約1.4%の102千人が非アフリカ人である。非アフリカ人の殆んどはアジア人（88.5千人）で、そのほかは白人（9千人）、アラブ人（2.1千人）などであるが、彼等は何れもウガンダの行政及び産業経済の中核を占めている。

なお日本人は僅か12名にすぎない。

ウガンダ人は他のアフリカ諸国にみられると同様きわめて多くの種族にわかれており、詳細に区分すると数十乃至百数十といわれ、主な部族だけでも21種族があげられる。

このうちBugandaの種族であるBaganda族が圧倒的に多い。

主な種族及びその居住地域を示せば下記のとおりである。

種族名	比率(%)	主な居住地域	種族名	比率(%)	主な居住地域
Baganda	16.2	Buganda	Rundi	2.2	Buganda
Iteso	8.1	東部地域	Karamojong	2.0	北部地域
Banyankore	8.1	西部 "	Alur	1.9	"
Basoga	7.8	東部 "	Bagwere	1.7	東部 "
Bakiga	7.1	西部 "	Bakonjo	1.7	西部 "
Banyarwande	5.9	"	Badama	1.6	東部 "
Lango	5.6	北部 "	Banyole	1.4	"
Bagisu	5.1	東部 "	Madi	1.2	北部 "
Acholi	4.4	北部 "	Kumam	1.0	東部 "
Lugbara	3.7	"	その他	7.2	
Batoro	3.2	西部 "			
Banyoro	2.9	"	計	100.0	

(財政)

ウガンダの予算年度は7月に始まって、6月に終り、recurrent budgetとnon recurrent budgetに分かれている。

収支の状況はrecurrent budgetはこの数年次第に改善されつつあり、66/67年度には待望の黒字財政となり1億シリング以上の剰余を残した。しかしNon recurrent budgetでは約3.5億シリングの赤字となっておりこれを合せるとなお相当額の赤字財政となっている。

(shs. 1000)

	収 入		支 出	
	recurrent	non recurrent	recurrent	non recurrent
1963/64	665,774	37,414	590,570	118,252
1964/65	830,102	21,917	734,652	213,132
1965/66	761,930	81,562	807,936	387,238
1966/67	917,736	46,112	816,356	397,722

なお収支の明細は下記のとおりである。

収 入

	1965/66	1966/67
直 接 税	17 9,190	250,701
所 得 税	9 1,500	133,541
輸 出 税	8 7,440	116,920
そ の 他	250	240
間 接 税	3 88,608	473,495
輸 入 税	2 35,416	279,505
物 品 税	1 30,147	158,340
そ の 他	23,045	35,650
利 子 ・ 利 潤	19,264	23,995
譲 受	10 2,825	93,010
売 却 等	10 2,602	106,147
資 本 勘 定	5 1,003	16,500
合 計	8 43,492	9 63,848

支 出

	1965/66	1966/67
一 般 行 政	303,744	267,011
公 共 事 業	94,486	105,669
道 路	84,654	100,434
そ の 他	9,832	5,235
社 会 事 業	235,944	256,474
教 育	122,612	158,621
保 健	86,040	76,339
労 働	2,630	2,199
そ の 他	24,662	19,315
経 済 開 発	199,597	244,304
農 業	10 1,847	164,582
そ の 他	97,750	79,722
そ の 他	36 1,403	34 0,620
地方自治体交付金	13 6,700	1 26,263
そ の 他	2 24,703	2 14,357
合 計	1,1 95,174	1,2 14,078

(国民総生産と国民所得)

ウガンダの国民総生産は近年順調に増加しており、1966年には243,000千ポンドと前年比

9%の増加を示している。

1人当り国民所得は83\$で日本の約 $\frac{1}{8}$ 以下という水準である。

しかし、この平均値も、中産階級が人口の多くの部分を占める日本や欧米などで示される平均値とは異なり、白人とインド人に支配されているウガンダの経済構造がもたらす貧富の差を考えると、全く低いものといえる。

(2) 政治行政事情

ウガンダは1962年英国の支配から独立したが1966年の政変により、同年2月に従来の憲法が廃棄され、これにかわって大統領と中央政府に強い権限を与える新憲法が採用され、一方オボテ首相はウガンダ共和国の大統領に就任した。

1. 憲法

現在のウガンダ共和国憲法(The Constitution of the Republic of Uganda)は、1967年9月8日に施行されたもので、ウガンダ共和国最高の法律である。

2. 大統領(President)

大統領は国の元首(Head of State)であるとともに政府の長(Head of Government)であり、かつウガンダ軍の総司令官(Commander-in-chief of the Armed Forces of Uganda)であり、ウガンダ全国民を代表するものであるが、司法上の責任はもたない。

この大統領としての資格はウガンダ国民であり35才以上の国会議員(a member of the National Assembly)であることが条件である。

大統領の選出に当っては、各政党は、大統領候補を1人任命し、任命された候補者のうち国会に最も多数の議員を有する政党により指名され、かつ全国国会議員の40%以上の支持を得たものが大統領になる。その任期は5年となっている。

3. 副大統領(Vice-President)

大統領が国会議員の中から任命する。

4. 大臣及び副大臣

大統領が各大臣及び副大臣を国会議員の中から任命する。

各大臣は担当省の行政に責任を持ち、大統領の文書による命令(指図)に従って担当省の指揮、監督を行なうと共に内閣に対しても責任を持つ。

副大臣は、大統領が、憲法第34条に基づき指定する大臣の仕事を補佐する。

5. 法務長官(an Attorney-General)

大統領より任命された大臣であり、ウガンダ政府に対する法律上の最高助言者である。

6. 内閣

大統領、副大統領及び大統領より任命された大臣からなる内閣は、ウガンダ政府の政策を明確にし、かつ実施する。そして機能を遂行するにあたって議会に対して共同責任を持つ。

内閣の会合は、大統領（大統領がいないときは副大統領）により召集され、大統領が自ら司会する。

7. 議会 (a Parliament)

(1) 議会の構成

議会は、大統領と国会 (a National Assembly) から成る。

(2) 国会の構成

国会は、82人の選出議員又は、大統領が任命する人数の特別議員よりなる。

(3) 国会議員の資格

国会議員の資格は21才以上のウガンダ国民で公用語を話しかつ国会運営に支障を期さないよ
う十分な読解能力を有するものとされているが、次のものは国会議員になることは出来ない。

- ① 地域 (District) 又は地方自治体 (市町村) (Municipality) の議会 (Council) の議員
- ② ウガンダ以外の国に忠誠を誓ったもの
- ③ ウガンダ国内法により不健全な精神の持主であるとの判決をうけているもの。
- ④ ウガンダ国内法により破産をし、かつその責務の消滅していないもの、と判決をうけているもの
- ⑤ ウガンダ国内の裁判所により死刑又は6カ月以上の刑の宣告を下されているもの

(4) 議長 (Speaker)

国会議員の中から国会議員によって選出される。

但し、大臣、法務長官、副大臣は議長になれない。

(5) 副議長 (Deputy Speaker)

大臣、法務長官、副大臣を除く国会議員の中から国会議員によって選出される。

国会議員は、国会解散後初の国会の時に、副議長を選出する。

(6) 選出議員の選挙

国会議員は、議会が選挙区 (民) に示した方法により直接選出される。

選挙民の登録及び選挙行為については、選挙委員会の指揮監督に任せられる。

(7) 選挙民の資格

21才以上のウガンダ国民で登録時に6カ月以上ウガンダに住んでいるもの

(8) 選挙委員会 (Electoral Commission)

大統領より任命された1人の委員長 (Chairman) 及び2人以上の委員よりなる。

但し、国会議員、地域議会議員、地方自治体 (市町村) 議員、又は公務員は、選挙委員会の委員になることは出来ない。

(9) 選挙区

ウガンダは、多くの選挙区に分けられる。住民の数により合理的、实际的に決められる。

選挙区の住民の数は、通信手段、地形及び人口の密度等を考慮して、人口割当てよりも多くまたは少なくなることもある。

選挙委員会は、5年ないしは10年以内の間隔で選挙区区分を再調査し、再検討する。

選挙委員会は、国会議員の定員の変化、調査又は国勢調査等から必要と認められた時は選挙区を変更することができる。

(10) 特別議員

国会で大多数を占める政党は大統領が認めた方法により議員を選出することができる。この議員を特別議員という。

(11) 最高裁判所は、次のことに関して聴取し、決定する権限を有する。

- ① どの国会議員も不当な方法で選ばれなかったか
- ② どの国会議員の席も空席でないか
- ③ 不当な方法で、議長は選ばれなかったか、又そのために議長の席は空席でないか

(12) 国会の定数

出席議員数が20人以下の時は延期される。

国会の議決は、出席議員数の過半数の票をえてなされる。

(13) 法的権力の行使方法

議会の法律制定権は、国会を通過し、大統領の同意をえた法案に基づいて行使される。

(14) 議会の召集、停会及び解散 (Summoning, Prorogation and Dissolution)

議会は、ウガンダ国内において、大統領の指令により開会される。

1年に少なくとも1回開会される。

国会が解散されると国会議員の総選挙 (a General Election) が60日以内に行なわれ、総選挙後30日以前に国会が召集される。

8. 事務次官 (Permanent Secretary)

事務次官は次のことを行なう。

- ① 省の組織及び運営
- ② 省の仕事に関する大臣への報告
- ③ 政府の政策の実施
- ④ 公金の支出について責任

9. 警察 (the Uganda Police Force)

ウガンダ警察は、警視総監 (an Inspector-General) の指揮下にある。

10. 地方自治

ウガンダは、Acholi, Ankole, Bugisu, Bukedi, Bunyoro, Busoga, East Mengo, Karamoja, Kigezi, Lango, Madi, Masaka, Mubende, Sebei, Teso, Toro, West Mengo and West Nileの18の地域よりなる。

地方自治について議会は次のことを規定出来る。

- ① 地方議会及びその他地方組織の設置について
- ② 地方議会の議員の任命について

③ 地方庁の設置、地方庁の人事及びその職務内容について

④ 大臣に対し、地方議会又はその他の地方組織の議務機能及び責任を問う権限を与える。

11. 最高裁判所

憲法及び国会により定められたあらゆる法律(令)の規定に関して、全ウガンダを通じて最高の権限を有する。

最高裁判所長官は大統領により任命される。

陪席判事は、裁判委員会(Judicial Service Commission)の意見をきき大統領が任命する。

裁判委員会は、最高裁判所長官(この委員会の議長でもある)、法務長官及び大統領より任命された3人以下の委員よりなる。

12. 財政

ウガンダ政府のために調達され又は受けとられたすべての歳入又は公金は、一つの整理公債基金に払い込まれる。

原則として整理公債基金からの回収は出来ない。

歳出の承認

大蔵大臣は、次年度のウガンダ政府の歳入、歳出額について国会に示さなければならない。補正予算については、補正予算法案(a supplementary Appropriation Bill)が国会に提出され承認をえてみとめられる。

地方への補助

議会の承認をえた事項に関して、ウガンダ政府は、各地方自治体等(District Administration, Urban-Authority)に議会の決定に従って補助金を出す。

13. 教育委員会(The Teaching Service Commission)教育委員会は、大統領の諮問機関で、国会が指命し、大統領が任命した議長及び数人の委員よりなる。国会議員、学校行政に関する各種委員会の委員及び公務員は委員になれない。

委員の解任は、内閣の意見をきき大統領が行なう。

14. 地方事業委員会(District Service Committee)

国会が指命し、大統領が任命した議長及び数人の委員よりなる地方自治体の人事

15. 公務員の任命

中央政府及び地方自治体の公務員の任命、規律の監督及び人事異動は、大統領が行なう。

大統領は、これらの権限を、文書命令(directions in writing)によって、公共事業委員会、教育委員会、地方委員会、又は国会で承認をえた公務員又は、その他の担当部局へ委任することが出来ると共にその委任を廃止することもできる。

しかし、各省事務次官、会計検査官、監察庁長官又は、Head of Department についての権限は委任出来ない。

大統領の権限を委任されたものは、国会により定められた法令に基づいてその権限を行使しなければ

ばならない。

大使又はその他ウガンダ政府の代表となるものの任命、移動等は大統領が行なう。

16. 土地委員会 (The Land Commission)

大統領が任命する 5 人以下の委員よりなる。

土地委員会は、憲法又はその他の法律に基づきウガンダ政府の国有地についての保持及び監督を行なう。

17. KAMPALA はウガンダの首都である。

18. ウガンダの公用語は英語である。

政府機構

大統領

大統領秘書長

- 1) 大 蔵 省
- 2) 内 閣
- 3) 文 部 省
- 4) 通 産 省
- 5) 公 共 企 業 省
- 6) 農 業 協 同 組 合 省
- 7) 保 健 省
- 8) 鉱 物 ・ 水 資 源 省
- 9) 経 済 企 画 省
- 10) 情 報 ・ 放 送 ・ 観 光 省
- 11) 国 防 省
- 12) 勞 働 省
- 13) 狩 猟 漁 業 省
- 14) 自 治 省
- 15) 内 務 省
- 16) 公 共 事 業 省
- 17) 外 務 省
- 18) 文 化 社 会 省
- 19) 検 察 庁
- 20) 裁 判 所
- 21) 審 議 会 ・ 委 員 会 等

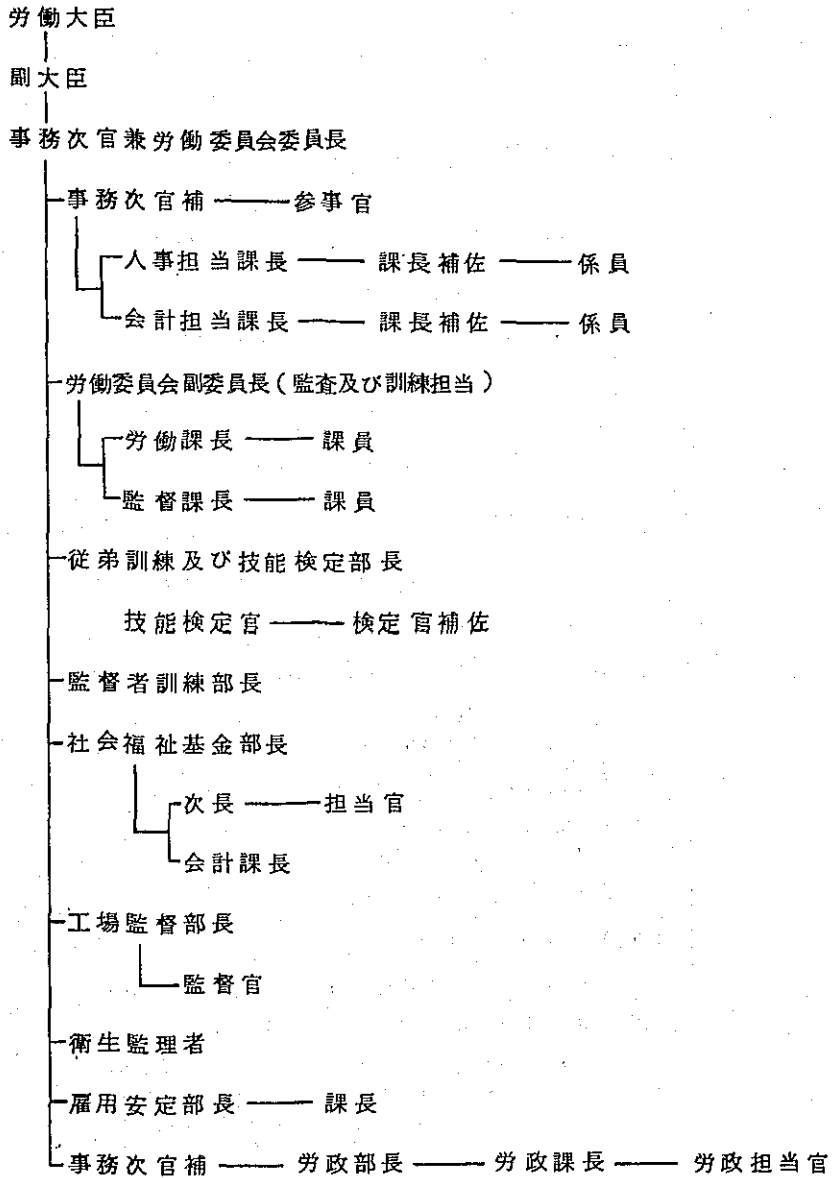
The Government of Uganda

His Excellency the President

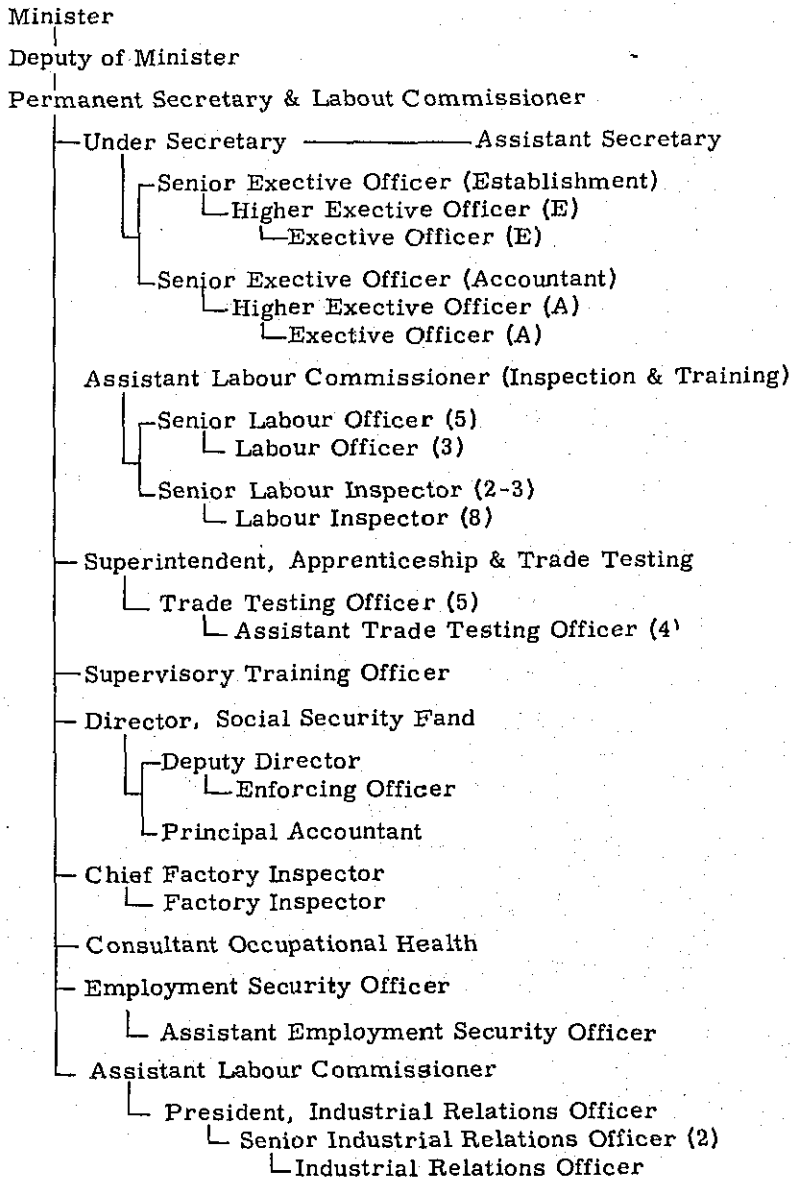
Principal private Secretary to the President

- 1) Ministry of Finance
- 2) Cabinet Office
- 3) Ministry of Education
- 4) Ministry of Commerce and Industry
- 5) Ministry of Works, Communication and Housing
- 6) Ministry of Agriculture and Co-operatives
- 7) Ministry of Health
- 8) Ministry of Mineral and Water Resources
- 9) Ministry of Planning and Economic Development
- 10) Ministry of Information, Broadcasting and Tourism
- 11) Ministry of Defence
- 12) Ministry of Labour
- 13) Ministry of Animal Industry, Game and Fisheries
- 14) Ministry of Regional Administrations
- 15) Ministry of Internal Affairs (include Government Protective Security Guard Police)
- 16) Ministry of Public Service
- 17) Ministry of Foreign Affairs
- 18) Ministry of Culture and Community
- 19) Attorney-General's Chambers
- 20) Judicial
- 21) Councils, Boads, Committees etc.

労働省の組織



Organization of Ministry of Labour



(3) 産業経済

① 産業

ウガンダは他の旧植民地諸国と同様、農業が産業の中心をなしている。とくにその肥沃な地味と気候に恵まれた国土は各種の農作物に適しており、コーヒー、棉花、紅茶、煙草、さとうきび等の輸出関係農作物の栽培が盛であり、ウガンダの輸出額の80%近くが、これら農作物によって占められている。

従ってその他の産業は、鉱業としてキレンベの銅山が有名であり、またケニヤにまで給電しているオーエン・フオールの発電所が知られているが目につくほどのものは乏しい。製造工場としてはトロロのセメント工場その他若干の工場を除いては纏った規模のものは殆んど見当たらない。

しかしオボテ大統領は、就任以来、ウガンダの工業化に力を注いでおり、前記オーエン・フオールの豊富な電力をもってとくに輸入代替品の国産化のための産業奨励をしている。

1966年以降完成した工場には、カンバラのU.D.Cの被服工場やポートベルの蒸溜酒工場があり、その他カセセにトロロと同規模のセメント工場の建設計画があるほか靴やスーツケース、ポリエチレン製包装具の工場が建設されており、またウガンダ醸造工場やU.D.Cの被服工場の拡張計画もある。

かかる工業化の進展に伴って資本投資も増加しつつある。もっとも1966年には前年の32百万ポンド以上から31百万ポンド以下へと僅かながら減少したが、このことは1965年の極めて高い資本投資やウガンダの緊急事態といった事情を考慮すれば満足すべきものといえよう。現に1966年の水準を1964年に比較すると27%の増加となっているのである。この資本投資の増加の最も大きな原因は建設業から生じており、設備や機械に関する投資の額は減少している。

② 貿易

ウガンダの貿易は独立以来、つねに出超を保っているが、1964年に30百万ポンドに近い出超を記録して以来、翌年は、16百万ポンドに急減し、その後1966年には18百万ポンドに回復し若干は改善されつつあるものの、なお出超ののびは、一時と比べて寧ろ衰えを見せている。このことはウガンダの輸出が、コーヒー、棉花、銅、紅茶等の一次産品に対する依存度が高いため、国際価格の変動に左右されやすいことと、これら産品の輸出が現在頭打ちの状況にあることなどが原因の一端となっているようである。

しかも一方輸入額は産業開発に伴う資本投資の増加に伴って、とくに建設資材の輸入が増加し、また、自動車などの輸入も増えて、年々膨脹の一途を辿っており、こゝにウガンダが輸入代替品の国内生産に力を注いでいる理由があるわけである。

ちなみに最近のウガンダの輸出入の実情を示せば次のとおりである。

貿易収支

千ポンド

	1963	1964	1965
輸入			
東アフリカ以外	30,922	32,807	40,870
東アフリカ内	9,933	13,602	16,685
合計	40,855	46,409	57,555
輸出			
東アフリカ以外	51,475	64,430	62,714
東アフリカ内	8,241	9,647	9,727
再輸出	3,023	2,015	1,238
合計	62,739	76,092	73,678
差引	21,884	29,683	16,123

主要輸出品

百万ポンド

	1964	1965	1966
コーヒー	35.4	30.4	34.8
原綿	15.9	16.8	15.9
銅	6.2	8.0	5.8
茶	2.2	2.4	3.2
動物飼料	1.6	1.9	2.3
獣皮及び皮革	1.1	1.3	1.8

主要輸出国

千ポンド

	1964	1965
アメリカ	18,239	14,092
イギリス	8,006	10,697
ベルギー	2,539	7,017
中国	3,702	6,588
インド	4,787	3,477
日本	1,790	1,635

主要輸入品

千ポンド

	1964	1965
一般機械	3,259	4,019
綿織物	2,939	3,810
自動車及び部品	4,109	5,617
合成織物	2,084	1,923

主要輸入国

千ポンド

	1964	1965
イギリス	1,1130	15,679
日本	4,900	4,157
西独	3,729	3,812
アメリカ	1,372	1,937
イタリー	1,114	1,635

③ 金融

○ The Bank of Uganda

ウガンダの中央銀行で1966年8月15日業務を開始した。

この銀行の開行は、1919年以来つづいた近隣国とのつき合いに終符をうち、ウガンダの一つの金融政策の始まりとなった。

この銀行設置は、疑いもなくウガンダ経済の成長及び財政の安定化に寄与するものと考えられる。まず数カ月の中に、the Bank of Ugandaは、組織づくりとウガンダ自身の紙幣及び貨幣の発行及び東アフリカ金融委員会(East African Currency Board)の紙、貨幣の回収に専念した。

ウガンダ紙幣は、1966年8月15日に、ウガンダ貨幣は、1967年1月2日に各々発行された。1967年3月末には、ウガンダ国内に通用していた東アフリカ通貨250百万シリング(約75%)以上が回収された。

1967年3月末のthe Bank of Ugandaの預金総額(Total resources)は、41.09百万シリングである。

ウガンダ通貨の流通状況

百万シリング

年	月	紙幣	貨幣	計
1966	8	87.9	—	87.9
	9	134.7	—	134.7
	10	154.7	—	154.7
	11	193.6	—	193.6
	12	266.8	—	266.8
1967	1	296.0	6.1	302.1
	2	304.5	8.2	312.7
	3	305.1	9.0	314.1

(各月末の数字である)

その他1966年における金融財政面についての顕著な変化は、①商業銀行であるThe Uganda Commercial Bankの完成、②現在の金融政策及びウガンダ郵便貯金銀行関係法を再審査する審査委員会の任命、③個人に対して住宅の建築又は買付に關して長期貸付を行なうことを主目的とする抵当会社(Mortgage Finance Company)設立の決定及び、④保險会社法(the Insurance Company Ordinance)の改正を行なったことである。

○ 商業銀行(The Uganda Commercial Banks)

資金は、全部政府出資金である。この商業銀行はウガンダ商業銀行法(The Uganda Commercial Bank Act)に基づき1965年10月9日正式に業務を開始した。

認定された銀行資本は、40百万シリングである。この銀行の第1年目の実績は著しく、預金額は42.2百万シリングから74.7百万シリングへと77%増額した。

貸付け及び立替金は、20百万シリングから39百万シリングへと約100%増額した。

預金総額は、65百万シリングから99.1百万シリングへ52%増額し、第1年目の純利益は、1.2百万シリングである。

○ カンバラ手形交換所(Kampala Clearing House) ウガンダ銀行(the Bank of Uganda)は、カンバラ手形交換所の活動を管理監督している。

○ 郵便貯金銀行(Post Office Savings Bank) 郵便貯金銀行における預金額、払戻し額等は、次のとおりである。

百万シリング

年	預金額	払戻し額	残 額
1962	12.9	14.1	27.2
1963	10.9	14.1	25.2
1964	10.7	11.6	24.4
1965	10.2	11.4	23.8
1966	9.9	10.8	27.5

(利息も含まれる)

④ わが国との関係

最近のわが国のウガンダとの貿易状況は、別表のとおりであり、わが国は約32億円の入超(輸出21億、輸入53億)となっており、その主な品目は、銅、綿及びとうもろこしであり、輸出品の主なるものは、織物、自動車、鋼板となっている。

銅については、われわれ調査団が訪問したKilembe Mines Smelting Siteより多量の精錬銅が日本に送られていた。

現在ウガンダには日本より大和シャツ、丸紅が進出し、U.D.C(Uganda Development Corporation)との合併によりUnited Government Industry Ltdがカンバラ市に設立されている。

本社は1964年1月資本金100万シリング(円貨約5,040万)で設立され、その出資比率はU.D.C51%、United Commercial Agency 21.5%、大和シャツ13.75%、丸紅13.75%となっている。1966年2月に本格的に稼働を開始し、現在従業員は約300人、主な製品はYシャツである。日本よりはFactory Managerとして大和シャツより柏田氏が派遣され、他3人の日本人がTechnicianとして活躍しており、工場拡張を計画中である。

自動車産業は、いすゞ自動車株が進出しており、カンバラには、いすゞの技師が常駐している。政府関係の車には外車が多いが、労働大臣はいすゞベレットを乗用車として使用しており、民需車のうちトラックは、いすゞの車が1,000台以上進出している。その他駐在員はいないがトヨタ、ダイハツの車も多少進出しているようである。

また、われわれ訪問当時、神戸製鋼より鉄鋼調査団が来ウしており、製鉄可能の有無について調査中であった。

商社等については、ウガンダに大使館がないので、そのほとんどは、ケニヤ国、ナイロビに常駐しており、現在ウガンダに在住する邦人は約12名とのことであったが、今後は各種産業の進出によって増加することが推察される。

日本（対ウガンダ）輸出入調べ

（昭和42年）

輸 入		輸 出	
品 目	金 額	品 目	金 額
1. 銅	3,085,849千円	1. 織物（綿織物、細巾織物及び特殊織物を除く）	614,504千円
2. 綿	2,046,790	2. 道路走行車輛	416,763
3. とうもろこし	152,227	3. 鉄鋼の板及びユニバーサル プレート	394,441
4. 非鉄単金属鉱	29,422	4. 綿織物（細巾織物及び特殊織物を除く）	142,016
5. コーヒー	29,319	5. 通信機器、ラジオ用又はテレビ用の送受信機器及び無線応用機器	114,480
6. その他の植物性原材料	23,448	6. 織物機械及び皮革機械	60,720
7. その他の動物性原材料	6,342	7. 衣類（毛皮製品を除く）	53,841
8. 動物	4,826	8. その他の電気機器	46,473
9. 採油用の種、ナット及び核	4,780	9. 織物用繊維の糸織物及び繊維製品	43,379
10. 飼 料	3,354	10. 光学機器、写真用機器、映画用機器 医療用機器、計測機器及び精密機器	39,014
11. 香辛料	1,145	11. 楽器、録音機、音声再生機及びこれらの部分品	24,109
12. 革	884	12. チューンレース、ししめ布、リボン、トリミングその他これらに類するもの	21,297
13. 特殊取扱品	143	13. その他の機械類	16,011
		14. ゴム製品	12,483
		15. その他の道路走行車輛	9,196
		16. 刃 物	7,313
		17. 粘土製建設材料及び耐火性建設材料	6,745
		18. その他の雑製品	6,396
		19. パルプ紙又は折紙の製品	5,808
		20. 特殊織物及びその製品	4,987
		21. 家庭用電気機器	4,394
		22. ガラス	4,191
		23. 時 計	3,830
		24. 発電機、電動機、変圧機、整流機器及びスイッチギヤ	3,634
		25. その他の人造プラスチック製品	3,518
		26. その他の繊維製品（衣類及びまき物を除く）	3,515
		27. 製材機械、印刷機械、製本機械、食品工業用機械、建設及び鉱山機械	3,295
		28. 卑金属製の雑製品	3,177
		29. 魚、甲殻類又は軟体動物の調製品	2,944
		30. 人造プラスチック	2,794
		31. 原動機（電気式のものを除く）	2,645
		32. 乳母車、がん具遊び用具及び運動具	2,607
		33. その他の事務用品	2,367
		34. 木製品	2,258
		35. 銅	2,218

輸 入		輸 出	
品 目	金 額	品 目	金 額
		36. ゴム加工材料	2,062千円
		37. その他の化学工業生産品	1,394
		38. 単金属製の家庭用品	1,069
		39. 石油製品	858
		40. 家 具	771
		41. 鉄鋼製、銅製の釘、ねじ、ナット ボルトその他これらに類するもの	761
		42. 送配電用品	708
		43. 貯蔵用又は輸送用の金属製容器	614
		44. 鉄鋼の帯	612
		45. 真珠、宝石、貴金属類の製品	610
		46. 旅行具、ハンドバッグその他これら に類するもの	529
		47. 手道具類及び機械用工具	497
		48. その他の皮製品及び コンポジションレザー製品	437
		49. 写真用又は映画用の材料	325
		50. その他の無機化合物	285
		51. アルコール飲料	272
		52. 印刷物	256
		53. その他の鉱物製品	248
		54. 鉄鋼の管及び管用継手	232
		55. 事務用機器	184
		56. 特殊取扱品	143
		57. 室内衛生用品、暖房器具、照明器具	141
		58. 有機化合物	54
計 (13)	5,388,529千円	計 (58)	2,100,425千円

(4) 労働事情

1. 雇用労働者には、通常農業、商業を問わず、自己雇用者 (Self-employed) 所有者、共同経営者、経営者等は入らず、たとえ現金給与の支給を受けていても、家事手伝 (召使い)、小百姓の雇用者及び軍人は入らない。

2. 農業

1963年の国勢調査では、農業従事者が1,170,000人(世帯主のみ)のうち農業専業者は990,000人である。

1966年には、各々農業従事者1,260,000人、専業者1,060,000人となった。
農家の1戸当たり平均は、4~5人である。

1966年の1年間にこれら農業従事者に雇用された労働者は、200,000人であり、雇用期間は、平均9~12カ月である。

1966年に家事手伝 (召使い) として雇用されたものは30,000人である。

3. 雇用労働者

1960年6月30日現在におけるウガンダ全国の雇用労働者は244,500人であった。その後、3年間は減少の傾向にあり、1963年には、わずかに増加した。1965年に241,700人になり1966年は246,000人となり、1960年をわずかにうまわった。

(1) 農業、林業、漁業、狩猟等、関係の雇用労働者は4,000人である。

紅茶製造については、Tea Estateにおける雇用増加のために急激に増加した。

(1,500人)

サイザル及び砂糖関係については、わずかに増加した。

コーヒー製造業については、コーヒー工場の新設及び既設工場の拡張により増加した。(1,300人)
綿繰業も1965~1966年の間に700人に増加した。

(2) 製造業

いくつかの工場の新設等により1965年~1966年の間に3,000人に増加。

工場新設に伴い600人増加し、既設工場の拡充により1,200人が増加した。特に食料品製造関係については600人増加した。

(3) 商業については、1,600人の増加

ホテル及び娯楽施設関係雇用者は施設の拡張等に伴い2,600人になった。

(4) それに反して建設業及び地方公務員の数は、かなり減少した。建設業については、請負の数によるもので、1965年~1966年の間に3,400人減少した。

地方公務員の減少の主たる原因は、

① Buganda 政府が分裂したこと

② それに伴う財政縮少により各地域の定員が減らされたこと。

表1 雇用労働者数及び所得額

年	人種	民間企業		公共機関		計	
		雇用労働者数	所得額	雇用労働者数	所得額	雇用労働者数	所得額
		千人	100万ポンド	千人	100万ポンド	千人	100万ポンド
1965	アフリカ人	136.0	15.5	92.2	13.5	228.2	29.0
	アジア人	8.5	5.3	1.6	1.3	10.2	6.6
	ヨーロッパ人	2.1	3.4	1.2	3.3	3.3	5.5
計		146.7	24.2	95.0	16.9	241.7	41.2
1966	アフリカ人	143.2	17.3	88.7	14.1	231.9	31.4
	アジア人	8.9	5.9	1.6	1.3	10.6	7.2
	ヨーロッパ人	2.2	3.5	1.4	2.4	3.6	5.9
計		154.3	26.7	91.7	17.8	246.0	44.5

表1は、1965年及び1966年における人種別民間企業及び公共機関における雇用労働者及びその所得額を示したものである。

1965年から1966年にかけて雇用労働者の所得額は民間企業においては、10.2%、公共機関においては5.3%それぞれ増額した。

全所得額が増加したのは民間企業については、雇用労働者の増加と給与の増額によるが、公共機関については、給与の増額のみによる。

民間企業と公共機関の総合計でみると、所得は1961年の29.5百万ポンドから1966年の44.5百万ポンドへ5年間で50%以上の増加を示しているのに較べて雇用労働者数は、わずかに4%しか増加していない。この統計からもいかに給与が上がったかがうかがえる。

表2 産業別、民間企業、公共機関別給与

千ポンド

産 業	1965			1966		
	民間企業	公共機関	計	民間企業	公共機関	計
農業、林業、漁業及び狩猟	3,721	1,164	4,885	3,987	1,348	5,335
鉱業及び石切業	1,171	6	1,177	1,247	8	1,255
製造業	5,626	82	5,708	6,266	91	6,357
建設業	1,561	2,351	3,912	1,522	2,345	3,867
運輸通信業	760	1,354	2,114	918	1,330	2,248
政府（行政）機関	-	7,390	7,390	-	7,010	7,010
サービス業（教育、医療を含む）	7,289	4,549	11,838	7,931	5,669	13,600
計	24,236	16,928	41,165	26,708	17,833	44,541

雇用労働者の数は、1965年から1966年までにわずか1.8%しか増加しないにもかかわらず年間給与額は、8.2%も増加している。

主として、農業部門(0.45百万ポンド)、製造業部門(0.65百万ポンド)、商業部門(0.73百万ポンド)及び教育、医療関係を含んだサービス業部門(1.76百万ポンド)での増加がめだっている。

表3 平均賃金

年	民間企業				公共機関			
	男	増加率	女	増加率	男	増加率	女	増加率
	ポンド	%	ポンド	%	ポンド	%	ポンド	%
アフリカ人								
1963	86	—	108	—	104	—	138	—
1964	93	8.1	110	1.9	140	34.6	175	26.8
1965	112	20.4	142	29.1	146	4.3	176	1.0
1966	119	6.2	150	5.6	158	8.2	185	5.1
アジア人								
1961	554	—	391	—	699	—	610	—
1962	562	1.4	398	1.8	748	7.0	618	1.2
1963	567	0.9	422	6.0	760	1.6	619	0.2
1964	605	6.7	476	12.8	830	9.2	653	5.5
1965	634	4.8	469	-1.5	886	6.7	604	-7.5
1966	677	6.8	485	3.4	884	-0.2	642	6.3
ヨーロッパ人								
1961	1,656	—	651	—	1,906	—	967	—
1962	1,748	5.5	653	0.3	1,937	1.6	950	0.3
1963	1,858	6.3	694	6.3	1,899	-2.0	1,079	13.6
1964	1,897	2.1	796	14.7	1,834	-4.4	1,027	-4.8
1965	1,979	4.3	792	-0.5	1,984	8.3	1,076	4.8
1966	2,001	1.1	808	2.0	1,934	-2.6	1,145	6.4

表3は、年度別公共機関、民間企業別、性別、人種別平均賃金を示したものである。

民間企業では、1965年、1966年の間ですべての人種について平均賃金は上昇した。しかしヨーロッパ人、アジア人女子の上昇率は、アフリカ人男女及びアジア人男子ほど高くない。

公共機関においては、アフリカ人男子の賃金は8.2%も上昇し、それに較べてヨーロッパ人男子、アジア人男子の賃金は下降した。

公共機関における女子の平均賃金も増加したが、アフリカ人女子の上昇率に較べてヨーロッパ人女子、アジア人女子の平均賃金の増加率の方がいささか高い。

公共機関の平均賃金は、1961年以来ヨーロッパの男子を除いては民間企業の平均賃金よりはるかに高い。

1962年以来公共機関に勤務する外国人(Expatriate) 公務員が、離職するにつれてヨーロッパ人公務員の給与は民間企業の増額ほどいかなかった。従って1966年のヨーロッパ人男子の給与は、公共機関で1,935ポンド民間企業で2,001ポンドである。

表4 全雇用労働者賃金

	民間企業				公共機関				計			
	雇用労働者	所得額	平均賃金	増加率	雇用労働者	所得額	平均賃金	増加率	雇用労働者	所得額	平均賃金	増加率
	千人	百万ポンド	ポンド	%	千人	百万ポンド	ポンド	%	千人	百万ポンド	ポンド	%
1961	136.7	16.4	120.0	-	99.4	13.1	131.8	-	236.1	29.5	124.9	-
1962	136.6	17.1	125.2	4.3	94.2	13.5	143.3	8.7	230.8	30.6	132.9	6.4
1963	133.2	18.4	138.1	10.3	88.5	13.1	148.0	3.3	221.6	31.5	142.1	6.9
1964	130.7	19.1	146.3	5.9	94.2	15.8	168.3	13.7	224.9	35.0	155.5	9.4
1965	146.7	24.2	165.2	12.9	95.0	16.9	178.2	5.9	241.7	41.2	170.3	9.5
1966	154.3	26.7	173.3	4.9	91.7	17.8	194.4	9.1	246.0	44.5	181.0	6.3

付

I 最低賃金について

1. 経緯

最低賃金について最初に法的に規定されたのは、1935年からである。同年最低賃金に関する審議会(Advisory Boards)が指命された。最初に特定の産業界に対する最低賃金が導入されたのは1960年である。

1960年1月1日 陸上旅客運送等(The Road Passenger Transport Industry Minimum Wages and Conditions of Employment Order

1962年12月1日 印刷業(the printing Industry ')

1963年2月1日 綿繰業(the Cotton Ginning Industry ')

1963年5月1日 ホテル飲食業(the Hotel and Catering Trades Industry')

1963年4月1日 最低賃金令(the Minimum Wages Order)が制定された。これは主要都市即ちカンバラ(Kampala City)、ジンジャ(Jinja)ブガンダ地域内の町(Buganda Towns)及びその他の政府指定町(Government Towns)に広く適用された。

2. 最低賃金審議会は、1964年の報告の中で、ウガンダの経済事情等を考慮の上、好ましい最低賃金を次の様に定め勧告している。

区分	地 域	最 低 賃 金		
		1時間	1日	1月
A	Kampala, Port bell, Entebbe, Kawempe, Kyambogo, Ntinda, Katali, Nakawa, Mbuya, Muenga, Hill, Makerere, etc	75	5 90	152 00
B	Jinja, Njeru, Begembe, Mbale, Tororo, Masaka, Masindi, Soroti and Mbarara	70	5 60	146 00
C	The Towns of : Arua, Gulu, Fort Portal, Hoima, Kabale, Kitgum, Lira, Moroto, Moyo, Mubende, Mityana, Bombo and Iganga	65	5 20	135 00
Rural Area		42	2 90	75 00

3. その他この審議会が勧告していることは、

① また、雇用主が無料で住宅を提供した場合は、各々次の類を賃金から差し引いてもよい。しかし、雇用主は、それらの住宅への入居を従業員に強いてはいけない。

A	月額	20シリング
B	月額	15シリング
C	月額	10シリング

② また、ウガンダ雇用令 (the Uganda Employment Ordinance) 第32条「月給100シリング未満の人に対して雇用主は無料で住宅を提供しなければならない」の額を「110シリング未満の人」にするべきである。

③ 1日4時間以上労働をさせる場合、雇用主は時間給でなく日給で払うべきである。

④ 男女間の差及び成年及び年少労働者の差は、妥当だとは思われない。

⑤ 訓練生及びアプレンティスは、最低賃金以下の給与を支払ってよいという理由はない。

付

II 労働関係法規

- (1) 産業関係法 (Industrial Relations Law)
- (2) 労働組合法 (Trade Unions Act)
- (3) 労働争議関係法 (Trade Disputes-Arbitration & Settlement-Act)
- (4) ウガンダ雇用法 (Uganda Employment Act)
- (5) 労働者補償法 (Workmen's Compensation Act)
- (6) 婦人雇用法 (Women Employment Act)
- (7) 年少者雇用法 (Children's Employment Act)
- (8) 工場法 (Factories Act)
- (9) 社会福祉法 (Social Security Act)

付
Ⅲ

熟練技能労働者及び職工の不足状況

職位、職種又は 仕事の内容	充足がむずかし いと報告してき た事業所数	非資格で仕事に 従事している者 の数	未充足数
職長の現場監督者	9	174	31
挽材又は合板製作者又は 関連作業従事者	1		
紅茶、コーヒー又はココ ア生産従事者	1		
家具製作及び関連木工作 業従事者	1	25	4
建具工及び関連作業従事 者	1	1	
水木機械運転工	1	1	1
機械仕上げ及び機械組立 工	6	306	11
自動車機械工	8	430	6
機械仕上げ、機械組立て 及び精密器具製造工	2	5	1
電気仕上げ工	1	60	8
電線工	1		1
電気仕上げ及び関連する 電気作業又は電子作業	--	--	--
ゴム及びプラスチック生 産者(タイヤ生産及びタ イヤ修理作業従事者を除 く)	3	2	8

印刷プレス工	2	1 3	4
写真の暗室内作業者	1		
作業従事者	1		
建物塗装工			
建物塗装工	1	6 2	-
建築レンガ積工	1		
レンガ積工及びタイル張り工	3	4 0 1	7
鉄筋コンクリートセメント仕上げ工及び研ぎ出しセメント床作業者	1	6	
屋根葺き工	1		
建築土工、建具及び寄木細工の床工	1 1	4 1 7	
左 官	1	4	
自動車運転工	1		
運送機械運転士 (操作工)	1	3	

参 考

キレンベ銅山(株)ジンジャ製錬所(概要)

1. 所在地 ウガンダ国ジンジャ市

2. 主たる事業内容

(i) ブリスター銅を主として産出及び少量のスラッグ製錬

(ii) 月産高

ブリスター銅	50英トン/日	1500英トン/月
スメルタースラッグ	200米トン/日	6000米トン/月

3. 雇用労働者

(1) 概要

キレンベ銅山(株)の指揮命令系統下におかれている。

ジンジャ製錬所は次の4部門よりなる。

〔生産部門〕

〔技術部門〕

〔管理部門〕

〔冶金部門〕

各部門とも上級管理者、下級管理者(工具管理人、事務員、会計係、タイピスト等を含む)がいる。

技 師 技術部門に製錬技師が1人いる

技術者 大学卒の化学者が1人いる

職 長 生産部門(部長級の職長1人)

(交代職長5人)

技術部門(電気関係1人)

(保全保持関係1人)

(工場関係1人)

一般労働者の構成

AからFまで階級をつけている

A・B級	上級管理者	4人
C級	技術者及び職長	12人
D級	熟練技能労働者及び下級監督者	25人
E級	半熟練技能労働者	88人
F級	未熟練技能労働者	187人

(2)

a) F級の労働者は、全員ジンジャ労働安定所を通して雇用

b) E級及びD級は、F級から昇進したものが殆んどである。1部はジンジャ労働安定所の斡旋による。

c) C級は、D級より昇進したものと又は、キレンベ銅山(株)より移動してきたもの

d) A・B級は、全員キレンベ銅山(株)より送られて来たものである

(3) 給与条件

a) A・B・C級 キレンベ銅山(株)の指示により個人により異なる

b) D級(Grade 11-Grade 13)

3.50シリング～8.50シリング/時間

728.00シリング～1.768.00シリング/月

c) E級(Grade 7-Grade 10)

10.30～23.68シリング/時間

275.00～595.00シリング/月

d) F級(Grade 6-Grade 1)

6.16～9.84シリング/日

(4) 労働条件

週7日、1日3交代制

生産部門 1週48時間労働後1日休暇

3交代とは、7:00AM～3:00PM

3:00PM～11:00PM

11:00PM～7:00AM

技術部門、管理部門及び冶金部門は

月曜-金曜 7:30AM～12:30PM

1:30PM～4:30PM

土曜 7:30AM～12:30PM

日曜 休日

(5) 製錬所の労働者は、ウガンダ銅山製錬労働組合の組合員であり、製錬所内にも選出された役員からなる組合支所がある。

4. 訓練

キレンベ銅山(株)には、訓練部があり総合的計画のもとに行なわれている。ジンジャ製錬所にも簡単な訓練施設があり、英語、数学、冶金学、安全、救急処置等について行なわれている。ここで行なっている訓練は、職長及び下級監督者レベルである。

(5) 教育訓練事情

ウガンダ国内におけるウガンダ人の教育程度は、ヨーロッパ人、アジア人に比較すると、さして高くないが、他の開発途上にある諸国に比較すると初等教育の普及率は高い。しかし中等教育をうける者は少なく、大学教育にいたってはきわめて少ない。従ってウガンダでは、無学文盲の問題というより専門教育、高等教育をうけた資格を有する人が少ないことが最も深刻な問題である。

すなわち政府機関及び民間企業の知的専門的地位の多くはヨーロッパ人、アジア人等で占められている現状であり、この問題を解決するために、ウガンダ政府は、中等教育訓練施設の拡充強化の施策をとっている。

教育を担当するのは文部省であるが、国の財源不足のため、授業料を徴収しなければならず、義務教育制度はとっていない。文部省には、初等中等教育部、高等教育部、財政人事部及び視学監督部（試験、カリキュラム、教科書、教材、教育方法、女子教育等を担当）がある。

中学校、技術学校、教員養成所、地域学校については、最近行政の地方分散化の傾向にあり、文部省の高官と緊密な連絡のもとに Boards of Governner（知事委員会）の指導監督に基づいて教育が行なわれている。

学校運営に関して、1959年 the Education Ordinance が施行された。この法令に従い、学校が設立される場合は登録しなければならないことになっている。

文部省は、この登録に基づき次の諸条件が満たされている場合に援助校（grant-in-aid）選定の対象にする。

1. 教職員及び教育設備が適切であること
2. 生徒にとって、健康上及び精神衛生上適切な場所であること
3. 学校は、法律及び規則に従って運営されること

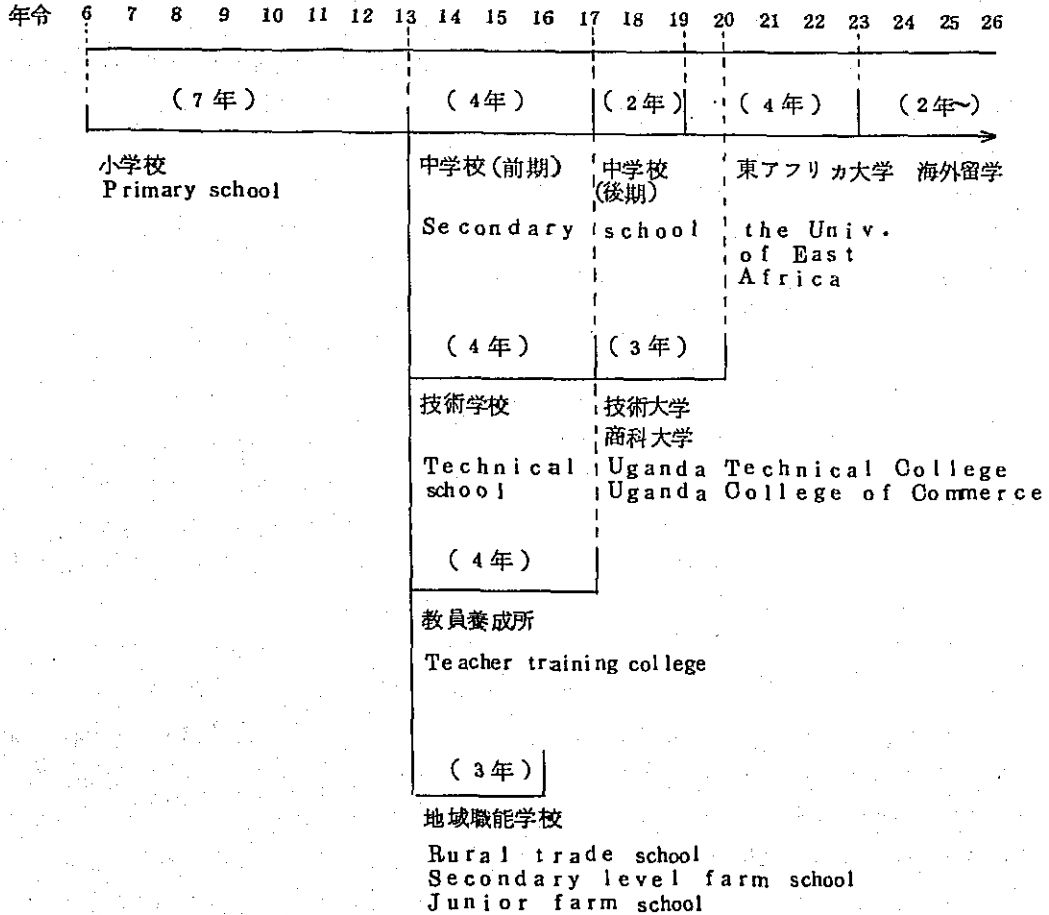
文部省の援助をうけた学校は、前年度の歳出、歳入について報告の義務があり、その報告は、官報で公表される。

保護領の大多数の学校は、奉仕団体（Voluntary Agency）によって運営されている。例えば、the Roman Catholic Archdiocese of Rubaya, the Anglican Province of Uganda, the Anglican Province of Rwanda, the Anglican Province of Burundi, the Uganda Muslim Educational Association がある。

これらの団体は、独自の組織、運営機構及び学校監督方法をもっている。

アフリカの保護領及び保護国においては、非常に多くのプロテスタント宗教団体があるが、Uganda では the Anglican Church がその大部分を占めている。

教育制度



1. 小学校 (Primary school)

小学校の運営は奉仕団体が行ない、政府は資金援助を行なっている。中央政府は人件費を、地方庁は教科書、教材、人件費以外の運営費について援助する。主たる収入源は生徒が支払う授業料である。政府は小学校教育に力を入れたため1950~1960年の10年間に就学児童数は倍増した。

政府の援助を受けない学校の就学児童数も入れると1961年の統計で60%を上まわる就学率である。

但し地域的に格差が大きく北部のKaramoja では24%(女子16%)開発のすすんだBunjoro では82%(女子36%)の就学率である。

義務教育でないため毎年の入学者数は予測出来ないで、空席が9000以上にのぼることもある。また落第者が多く、ある学校では50%の落第者が出ることもある。

初等教育の問題は、適任の教師が得がたいことであり、40人の子供の級をまとめることの出来ない

い教師の再訓練及び落第者が続出することによる教育ロスをどうするか等が現在直面している最大の
問題である。

ウガンダ人優先の小学校以外にアジア人用小学校が93校、及びヨーロッパ人用の学校が12校あ
る。

1966年3月現在の実施状況は次のとおりである。

学 校 数 2,676校(政府の援助を受けているもののみ)

就学児童数 63,354人(男女)

就 学 率 49%

教 師 数 1,782人(教師1人当り 生徒35.6人)

2. 中学校(Secondary school)

中等教育の完成と上級学校進学者の準備教育を目的としている。

普通課程(Common Secondary Course S1-S4, 4年間)

と上級課程(Higher Secondary Course S5-S6, 2年間)とに分かれている。

大多数の学校は生徒が広範囲に分散しており、10マイル以上も歩かねばならない者もいるため全
寮制をとっており、24時間の生活の中で生徒と教師が密接な関係を保ちながら、中等教育のみなら
ず、生活習慣、社会生活をも同時に附与することを目的としている。

中央政府は人件費、建物建築費及び寮への補助金を出資し、地方庁は奨学金を出している。

生徒1人当りの必要経費は49~63米ドル(授業料28米ドル、生活費、寮費を含む)である。

上級課程を修了した大多数の者は、Higher School Certificate Examination
(英国の制度)を受ける。よい成績を修めたものは大学へ進学する。アジア人専属の学校が37校
(6,224人)ある。

1966年4月現在の実施状況は次のとおりである。

学 校 数 68校

生 徒 数 21,548人(1965年より24.4%増加)

普通課程 20,003人

上級課程 1,545人

教 師 数 1,101人(教師1人当り 生徒19.6人)

3. 技術学校(Technical School)

技術、技能教育の概念がはっきりしない状態で、資格を持たない生徒の入学、国の必要とする人材
要請と合致しない教育内容、不経済な入学状況(在籍状況)という問題点をかかえたまま、ウガンダ
における技術教育は過去10年の間に拡大されて来た。

技術学校は、産業界で必要とされるTechnician(技手)を養成することを目的とする。

政府等からの財政援助は、中学校の場合と同じである。

1966年4月現在の実施状況は次のとおりである。

学校数 5校

(Elgon(MBALE), Kitchwamba(FORT PORTAL)
St Josephi(KISUBI), Lira(LIRA),
Masaka(MASAKA))

生徒数 981人(1965年より6.3%増加)(この他にUganda Technical
Collegeの在籍者410人に対しても教育を行なっている。)

教員数 145人

(参考) 調査団は5校のうち、Elgon、Kitchwamba、Masakaの3校を視
察したが、技術学校の卒業生で技手コースは難しく殆んどがホワイトカラー
に進むようである。

教育内容、設備等は各校それぞれ格差がみられる。

年間教育時間は1200時間、1週30時間年40週であり、1週3時間の
内訳は実習実験12時間、工学6時間、科学2時間、製図及び幾何4時間、
英語3時間、数学3時間となり、学科と実技の比率は6:4である。

年間の授業料は400シリング(邦貨約2万円)である。

4. 教員養成所(Teacher Training College)

教員には、Grade II, III, Vの区分がある。

1 小学校教員養成所(Primary Teacher Training College)

小学校教育の最も重要な課題は優秀な教師を得ることにある。

文部省と常に緊密な関連を保ちながら中学校卒業生であってJunior Secondary

Examination Certificate(Grade I及びII)を持っている者に対して4年間の
教育を行なうことにより将来小学校の教師になる人材(Grade II)を養成することを目的とする。

教育内容は、公立の教科課程に関連性を持たせ、実際的であること及び小学校教師の多くが、言語
能力に欠けるために英語教育に支障を期している現状から、自国語及び地方語等の言語教育に重点が
おかれている。

4年間の教育は、教養学科と専門学科から成る。

1年 一般教養のかん養

2年 教育の方法論

(小学校を訪問して集団指導の方法を学び、2年の終りには、教育実習をする)

3年 教育実習を2週間ずつ2回行なう

4年 教育実習を3週間ずつ2回行なう

このほかにDemonstration Schoolでも教育実習を行ない教育実習は合計12週間行なう

学生が教師となるにふさわしいか否かは、教員養成の責任者である中央政府及び地方庁の教育官が
学生の教育実習を視察し、到達程度を評価するシステムになっている。

政府からの援助は、中学校の場合と同じである。

学生1人当りの必要教材費(書籍、ユニフォーム等)は42~50米ドルであり、授業料は77米

トルである。

ロ. 中学校(普通課程)教員養成所(Secondary Teacher Common Course-Training College)中学校(上級課程)を修了したものであってCambridge School Certificate又はGeneral Certificate of Educationを持った人に対して2年間の教育を行ない将来中学校(普通課程)の教師になる人(Grade III)を養成する。

教育内容は、中学校(普通課程)のカリキュラムの内容と十分関連を持たせ英語、数学等の一般教育に重点がおかれるが地学、歴史、科学又は芸術、公民学、音楽等の特別学科を履習することも可能である。

学生が教師となるにふさわしいか否かは、文部省の上級官吏が学生の教育実習を視察し、その結果決定される。一度でも教育実習に失敗すると2度と機会は与えられない。

ハ. 中学校(上級課程)教員養成所(Secondary Teacher-Higher course-Training College)

マケレレ大学の教育学部において、BA又はBSの学位を有する者であって将来中学校(上級課程)の教師になる人(Grade V)に対して1年間の教育を行なう。

1年間は、3学期から成り、最初の2学期に、教育心理学、教育原理学、教育の方法論、家庭教師学、体育、実地教育等について教育が行なわれ、最後の1学期は教育実習に費される。

1966年4月現在の教員養成の実施状況は、次のとおりである。

学校数	Grade	II教員養成	22校]	} 27校
	Grade	II及びIII "	3校]	
	Grade	III教員養成	1校]	
	Grade	V "	1校]	
学生数	Grade	IIレベル	3,500人]	} 4,097人
	Grade	III "	362人]	
	Grade	V "	235人]	
教師数	281人(教師1人当り 学生14.6人)			

5. 地域職能学校(Secondary Level Farm School
Rural Trade School
Junior Farm School)

その地域の社会共同体開発に必要と思われる技能訓練をその地域の責任において行なう。小学校卒業生に対して3年間の訓練を行なうが、その地域の財政能力の範囲内で行なう。例えば一つの建物を建築したい場合には、その建築に必要な技能者を養成するとか、その地区の農業をいかにすべきかについてその開発に必要な農業技能者を養成する等

従って一定した訓練内容を定めることは不可能であり、カリキュラムも設定出来ない。

1966年3月現在の実施状況は、次のとおりである。

1 Secondary Level Farm School

学校数 3校
生徒数 505人
教師数 36人

□ Rural Trade School

学校数 18校
生徒数 614人

△ Junior Farm School

学校数 3校
生徒数 163人

6. 技術大学(Uganda Technical College)

Higher Certificateを有するものを対象に3年間の土木、工学、電気関係の教育を行ないEngineerを養成することを目的とする。

1965年3月現在の実施状況は、次のとおりである。

学生数	635人
Engineering Course	30人
Technical Course	226人
Advanced Craft Course	109人

7. 商科大学(Uganda Commercial College)

1966年9月現在の実施状況は、次のとおりである。

学生数	454人
全日制	192人
Day-release	12人
定時制(夜間)	250人
教師数	19人(常勤のみ)

8. 東アフリカ総合大学(The University of East Africa)

1922年ウガンダの最高学府としてMakerere Collegeが設立された。1938年東アフリカ3国の総合大学となりその名前も東アフリカ総合大学となった。1949年ロンドン大学は、マケレレ大学卒業者をロンドン大学卒業者に準ずるものとして、External Degree(国際学位)を授与するという特別措置をした。1952年ケニア、ウガンダ、タンザニア、3国が共同して運営費を出資するようになった。

1962年10月のウガンダ独立以前、英国政府はThe Colonial Development and Welfare Funds(植民地開発福祉基金)より出資し、今日においてもこの基金から援助が行なわれている。1961年東アフリカ3国は共同して東アフリカ総合大学地域審議会を設置し、1963年6月各国は、

1 Uganda Makerefe College

□ Kenya's Royal College of Nairobi

ハ Tanganika's University College of Dar-Es-Salaam

を設立した。本部はウガンダの主都カンバラにある。3大学設立後はロンドン大学からの学位授与制度を廃止し、東アフリカ総合大学独自の学位を授与するようになった。

1967年3月現在の実施状況は、次のとおりである。

1 在籍者	Makerere	1,580人	} 3,530人
	Nairobi	1,147人	
	Dar-Es-Salaam	803人	

□ 国籍別在籍者数

ウガンダ人	1,190人	} 3,530人
ケニア人	1,070人	
タンザニア人	997人	
東アフリカ以外	273人	

ハ コース別在籍者数

First Grade Course	2,859人	} 3,530人
Under Graduate Diploma Course	247人	
Post Graduate Course	328人	
Other General Course	96人	

9. 海外留学 (Higher Education Abroad)

ウガンダ政府の奨学金または自己資金により、英国、米国その他の国々へ留学する人は年々増加の傾向にあり、留学の内容は、哲学から実践的学科（陶磁器関係、野生動物管理関係等）まで非常に広範囲である。

1967年1月までの留学生の状況は、次のとおりである。

英国留学	1,426人
米国留学	218人
インド留学	168人
その他諸国	516人
	<hr/>
	2,328人

10. 企業内訓練

ウガンダにおける見習工訓練については、前に述べたとおり、まだ法制化されていないので見るべきものはない。調査団は独自に企業内訓練を行なっているキレンベ銅山(株)企業内訓練所を視察したがその概要は次のとおりである。

キレンベ銅山は、約5000人が働き、約2000人が住む一つの鉱山社会を形成しているが、企業内訓練は2年前に開始され、4年間の訓練期間で、鉱山におけるオール・ラウンドを目標にしてきわめて合理的な訓練が実施されていた。

訓練時間は1日2時間学科、6時間実技で、その比率は25%：75%となっている。

専用の訓練実習場が設けられており、訓練修了者には、GI以上のハイ・レベルが与えられると自負しており、訓練効果、進捗等の評価は厳格に行なわれていた。

参 考

① ウガンダにおける技術学校の授業内容

I 機械仕上

1 学年：一般工学：ケガキ用工具、測定用工具、手工具（ヤスリ、ノミ、鍛造用工具、板金用工具）等の使い方に関する基礎訓練及び酸素アセチレン及び電気アーク溶接による簡単な溶接

2、3、4 学年：旋盤、形削り盤、フライス盤等の機械器具についての指導を行なう。作業は、City & Guilds of London Institute の教科基準による。

産業界の要望

卒業生は、機械の運転又は仕上げ、修理保持作業に精通していることを求められる。

中小企業においては、機械工及び仕上げ工の両方が出来ることが求められる。

従って、すべての機械工具及び手工器の使い方に関する訓練が必要である。

II 板 金

一般工学の課程においてある程度含まれるが、技術学校にはコースはない。

産業界の要望：パネルビーディング、酸素アセチレン溶接等の自動車板金が主である。

但し、室内換気装置、排じん装置関係の板金作業の需要も少しはある。

III 溶 接

一般工学の課程においてある程度含まれるが、技術学校にはコースはない。

産業界の 要望：酸素アセチレン及び電気アーク、溶接に関する基礎訓練及び再訓練を行なうのはしい。

IV 電気仕上げ

ある技術学校においては、電気設備科がある。期間は4年間で電気の小さい電動機及びスイッチギアに関する教科も少しはあるが、家庭電気屋（Domestic Electricians）を育てることを主目的としている。

V 自動車整備工

技術学校で4年の教育を実施している。

産業界の要望：一般の自動車修理作業及び自動車関係電気作業、ディーゼル噴射装置等の再訓練

② マサカ技術学校（1967.11.16 校長よりの報告による）

1. 所在地

首都カンバラから南西80マイルのところムバララ（Mbarara）及びブコバ（Bukoba）方面へ走っている道路に面したマサカ町と近接するKatwe地区にある。

2. 目的

ウガンダの産業界に就職する生徒に技能訓練を行なうことを目的とする。

3. 歴史

1954 建物建設
建築大工(9人)及びレンガ積工(12)の訓練を開始
その後自動車機械工、電気設備工、洋服工及び商業コースを開設

1964 商業コース閉講

1966 洋服工閉講

4. 機械設備等

敷地 80エーカー
建物 コンクリートブロック建
水道及び電気完備
校長室及び事務室
寮(200人収容)
食堂及び炊事場
職員室
教室(7)
製図室(2)
図書室(1)
実験室(2)
自動車機械実習場
仕上げ実習場
鍛造実習場
エンジン室
電気設備実習場
建築大工、建具及び小機械実習場
レンガ積み実習場

機械設備

レンガ積工関係	回転モルタン混合機
建築大工及び建具工関係	平面かんな機、丸のこ、ほぞ穴機等
電気設備工関係	各種電動機、料理用窯等
自動車機械工関係	旋盤、鍛冶、溶接設備、機関調律機、空気圧縮機、弁及びせんとりつけ機、車輪整列装置等
炊事場	蒸気炊飯器

5. 建設資金

下賜金として中央政府より支出された。

6. 訓練内容

(1) 訓練コース

レンガ積工

ブロック建築工

建築大工及び建具工

電気設備工

自動車機械工

(2) 期間 4年間

(3) 定員 200人

(4) 教科課程

実技 12時間

技術 6 "

科学 2 "

製図及び幾何 4 "

英語 3 "

数学 3 "

30時間

(5) 訓練実施状況

	1年	2年	3年	4年	計
レンガ積工	17	0	15	14	46
建築大工及び建具工	16	0	15	7	38
電気設備工	21	14	12	12	59
自動車機械工	18	15	8	8	49
計	72	29	50	41	192

7. 入学資格及び選考方法

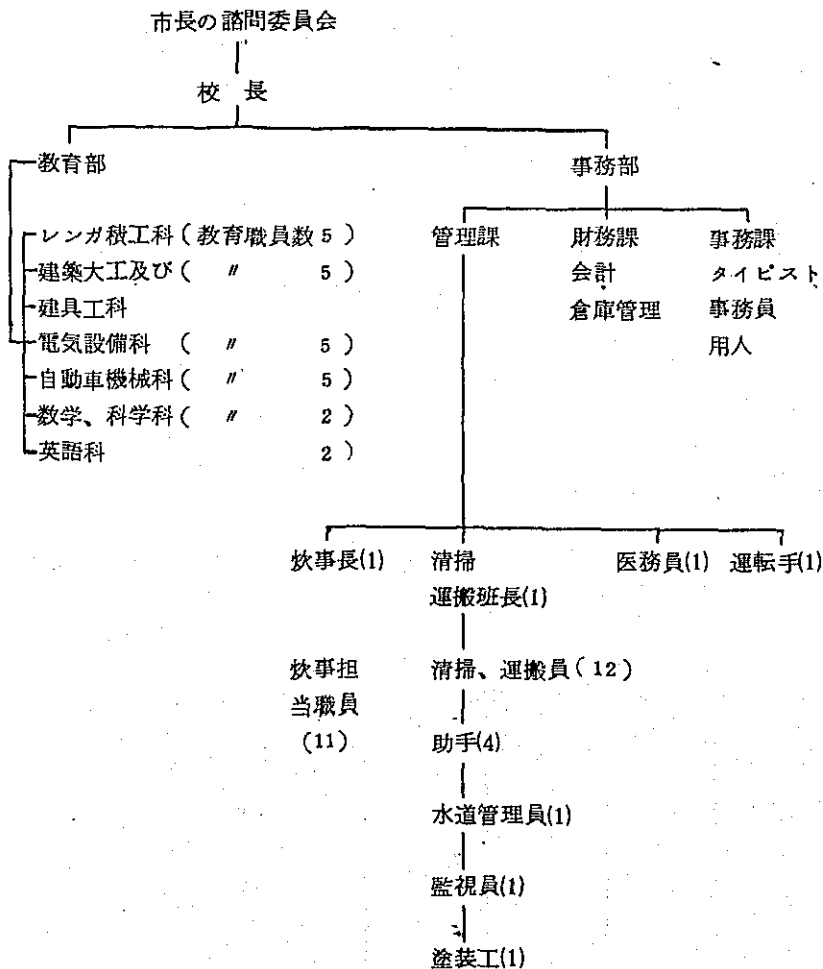
小学校課程7年を完全に卒業したもの又はそれと同等以上のもの

選考方法 成績及び面接

8. 授業料

年間 550シリング(27,500円)及び制服、作業衣及び寝具代を支払わねばならない。

9. 組織



教育部職員現在人員内訳

技術関係教師	14
一般科目教師	1
欠席中	4
欠員	5
計	24

10. 生徒の特典 特になし

11. 課外活動

フットボール、テニス、運動競技、討論会、演芸及び見学

12. 卒業後の進路

大多数のものは見習工として産業界へ就職

特殊なケースとしては、ウガンダ技術大学へ進学、サラリーは就職先により非常に異なる。

13. その他

マサカ市の人口は11,000人にすぎず、しかもマサカ市は余り産業がなく、また近年中に産業開発が行なわれるとは思われない。したがってマサカ市のような地方都市では就職先をさがすのが最も困難な問題である。

(6) 技能検定制度 (Trade Testing)

① 以前は5階級あったが現行は2階級

(2級) Ⅰ 基礎的教育をうけていない者で、特定の職種に関して実務経験3.5年を経過するGrade IIと受験資格が得られる。合格者に対して資格証が交付される。合格して更に1.5年の実務経験をうるまで資格証に但し書「IMCOMPLETE INDUSTRIAL EXPERIENCE」が付けられる。1.5年経過すると但し書(Endorsement)がとれる。(完全Grade II合格者)

Ⅱ 技術学校の課程を修了した者は、修了時に受験資格が与えられ、合格者に対して資格証が交付されるが、資格証に産業界の経験なしと但し書が記入される。その後2年の実務経験により但し書がとれる。(完全Grade II合格者)

(1級) Grade II完全合格後1年の実務経験を得ると受験資格が与えられる。合格者には資格証が交付される。

② 実施職種 32職種

レンガ積工、建築大工、自動車整備工、仕上工、溶接工、機械仕上工、電気設備工、自動車電気工
木工機械工、塗装工、ブリキ工、鍛造工、配管工、洋服工、船大工、鋳造工、印刷工、電気仕上工、
旋盤工、水供給機械工、農業機械工、綿繰機調整工、冷蔵庫調整工、金型工等

③ 担当機関

労働省見習工訓練及び技能検定センターにおいて、学科及び実技のテストを実施し、センターの長が資格証(Uganda Trade Test Certificate)を交付する。

④ 職種決定機関

労働省徒弟委員会(The Apprenticeship Committee, Ministry of Labour)があり、これは関係省庁代表The Federation of Uganda Employerの代表The Trade Union Movementの代表からなる諮問委員会である。

⑤ 技能検定の検定官

見習工教育及び技能検定センターの所長が任命する。

Ⅰ Trade Testing Officer (センターに勤務)

Ⅱ Panel Officer (センターに勤務する職員で担当出来ない検定職種に関し産業界の中から指命する)

資格：a Full Technological Certificate of City and Guilds of London Instituteの資格を有するもの又はこれと同等以上のもの。

b 十分な産業界の経験を有するもの

⑥ 検定料

原則は受験生が支払う、場合によっては、合格した場合に雇用主が支払うこともある。検定料の額

は、 2級 15 Shillings (750円)
 1級 20 " (1,000円)

⑦ 実施状況

毎週月曜～金曜の間見習工教育及び技能検定センターにおいて行なう。

学科 4時間] 計27時間 (4日間)
 実技 23時間

受験申請は、常時行なわれ、1966年における実施状況は別紙1のとおりである。

合格率は、Grade I、Grade II ともに60%であり、しかもGrade II 及びGrade I の合格者でも技能のレベルは必ずしも高くなく、この技能検定センターが直面した大きな問題である。

⑧ 技能検定関係法規

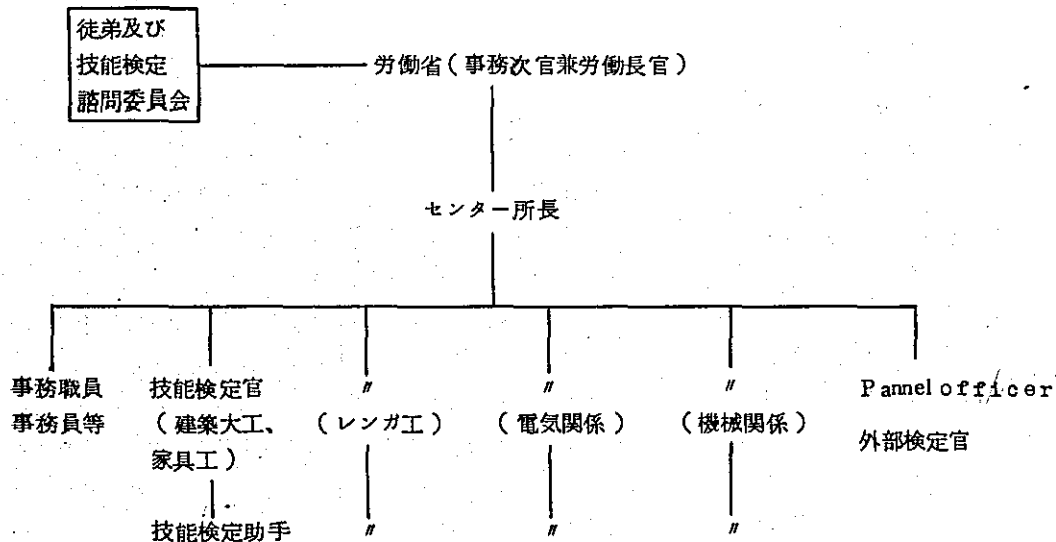
現在は無いが、労働省の諮問委員会である従弟委員会により規則が定められることになっている。

⑨ 技能検定の社会的評価

産業界で働く技能労働者の技能のレベル及び賃金決定の尺度として(Certificate of City and Guilds of London Institute と関連させ)利用されている。

1966年9月1日現在の基準は別紙2のとおりである。

⑩ The Apprenticeship & Trade Testing Centreの組織



参考事項

A 産業界における労働者の構成

無技能労働者 (Unskilled worker)

半熟練工 (Semi-skilled worker) 2級、1級合格者レベル

熟練工 (Skilled worker)	}	ウガンダ人は極めて少ない
職長 (Foreman)		
技術者 (Technician)		
技師 (Engineer)		

B Trade Testingの資格と相互関係を持っている City and Guilds of London Institute の資格は次のとおりである。

- | | |
|--|-----------|
| (1) Intermediate Certificate | 実務経験 2年 |
| (2) Final Certificate | " 4年 |
| (3) Full Technological Certificate | " 0.1. 2年 |
| (Technical School 卒業者) | |
| (4) Technicians | |
| (5) National Diploma Course (Professional) | |
| (英国のセ・イ・ア 取得) | |

付 表

ウガンダにおける技能検定基準 (例)

(1) 電 気 溶 接
(2 級)

資格要件

次のことがらが出来なければならない。

- (1) 交流及び直流の電気溶接設備、その機能と使用方法について作業知識をもっていること。
- (2) 設備の危険性及びとられるべき安全の措置を理解し、電流の切断ができること。
- (3) 眼及び皮膚に対する電弧の危険性及びとられるべき安全措置を知っていること。
- (4) 使用される設備の組み立て、正しい電極の大きさの選定、正しい電流のセット等ができること。
- (5) 必要な手工具を使用することができ、電弧の打ち出し方法を知っていること。
- (6) 溶接作業の準備及び次のような簡単な溶接ができること。
約 1 / 4 インチをこえない鋼板の突き合せ溶接、重ね溶接、すみ肉溶接とスラグの制御、溶接面の仕上げ
- (7) 交流溶接設備と直流溶接設備の相違について正しい知識をもっていること。
- (8) 種々の金属の違いについての知識を説明することができること。
たとえば、軟鋼、硬鋼、鋳鉄、銅、真鍮、アルミニウム、これらの溶接能力、使用すべき電極とこれらの一つのテスト・ピースの溶接
- (9) 電弧で約 1 / 4 インチ厚軟鋼の切断ができること。

(10) 金属に与える熱の影響の知識及びひずみに対してとられるべき措置についての知識を持っていること。

溶接設備の保全方法について知識を持っていること。

(11) Vつき合せ溶接、複Vつき合せ溶接、単複つき合せ溶接準備等色々な種類の溶接継手を理解し必要に応じて説明が出来ること。

(12) 湿度や古い電極の手当て及び取扱いについて知っていること。

(1級)

2級の資格要件に加えて次のことが出来なければならない。

(1) 予熱と冷却のやり方及びその目的について説明すること、また、必要な場合は、実物で説明すること。

(2) 製図をみて溶接ができること。

(3) 上向き溶接。

(4) 電弧による各種金属の溶接。

(5) 丸型及び平型の摩滅した部分を補修し、約1/2インチの穴にすること。

(6) A) すべての安全装置
B) 設備の保全

(7) 歯車の歯を作ること。

(8) T継手の両側のすみ肉溶接

(9) 管溶接

(10) 溶接に適用される冶金等の正しい知識を有すること。

(11) 電気仕上

(2級)

3級の資格要件と必要な工具に加えて、次のことができなければならない。

(1) 下に掲げる工具を正しい条件の下に維持すること。

普通のねじドライバー、Jennies、平たがね(約1/2")切断たがね

(2) 電気仕上げに関する仕事に必要な安全措置について正しい知識を有すること。

(3) 能率的な方法で工具が使用でき、かつ、工具の手当てができること。

(4) 基本的な要素と附属品の組み立てができること。

(5) 簡単な軽電気機械、部品、機械器具、変圧器及び附属品を能率的な方法で分解、修理、組立てができること。

(6) 自分で使用する製品に使われている金属や材料に関する基本的知識を有すること。

(7) 合理的かつ効果的方法で軽金属組み立てを行なうことが出来ること(たとえ、穴あけ、ボルト締め、溶接がされていても)。

(1 級)

2級の資格要件と必要な工具に加えて、次のことができなければならない。

- (1) 下に掲げる工具を正しい条件の下に維持すること。
重いねじドライバー、三角定規、デイベイダ
- (2) 電気、機械の両方に必要な安全措置について広い知識を有すること。
- (3) 仕事に必要なすべての工具の使用に熟練していること。
- (4) 簡単な図面を読むことができること。
- (5) 普通のタイプの電気設備、部品、附属品、機械器具等の分解修理、サービス、正確な修理（必要な配線を含む）及び組立てができること。
- (6) 基礎的配電盤、積算措置、配線工事、製図等組み立てることができること。

(7) 医療事情

1. ウガンダには、政府立の小病院 (Government Hospital) が 21カ所、ミッション病院 (Mission Hospital) が 10カ所、政府立無料診療所 (Government Dispensaries) が 22カ所、ミッション無料診療所 (Mission Dispensaries) が 10カ所あり、これらの医療施設から、1962年8月に設立されたカンバラにある新ムラゴ病院 (the new Mulago Hospital) へ患者が送られることになっている。

新ムラゴ病院は、東アフリカ最大の総合病院であり、かつ東アフリカ総合大学の実習病院でもある。近代施設の整ったこの病院は、アフリカーともいわれ、主として国家公務員を対象に無料診療を行なうことを原則としている。勿論一般の人に対しても適切な料金で診療を行なっている。入院患者に対しては、一般病棟と特別病棟があり、一般病棟は無料であるが、特別病棟については、一定の基準に従い患者が希望すれば入院できる。

2. 東アフリカに多い疾病

マラリア、下痢を伴うビールスによる原因不明の熱、天然痘、小児マヒ、麻疹、百日咳、水疱瘡、腸チフス、バラチフス、癩病、肺結核、赤痢、エキノコックス菌による肺臓又は肝臓の膿瘍、及び回虫症 (ウガンダでは特に十二指腸虫が多い) から来る腸閉塞等。

3. 新ムラゴ病院 (the new Mulago Hospital)

所在地 カンバラ市ムラゴ丘 (P.O. BOX 7051)
敷地面積 28 エーカー (113,316 m²)
建物面積 530,000 sq. ft. (57,000 m²)
ベット数 887 ベット

主要診療科目

内科、外科、整形外科、放射線科、産科、婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、歯科

医療従事者

医師及び看護婦等は、ヨーロッパ人、アジア人、アフリカ人、が各々担当し、韓国からも Dr. Kim, Choong-Woong (金忠雄医師) (外科医) が勤務している。

参 考

① 公務員に発行されている診療券

Name	You are under the care of:	Please bring this card on all visits to MULAGO HOSPITAL
Resistration Number:	Clinic	
Casualty Number:	X-ray appointment	
	your next appointments Day Date Time	

② 政府立病院 (Government Hospital)

ARUA, MOYO, KITGUM, GULU, MOROTO, LIRA, MASINDI, SOROTI, HOIMA,
MBALE, NAMASAGALI, TORORO, MUBENDE, FORT PORTAL, MASAKA, MBARARA
KABALE, BOMBO, MITYANA, ENTEBBE, JINJA (21カ所)

ミッシヨン病院 (Mission Hospital)

VURRA, OTUBOI, NCORA, KAMULI, FORT, PORTAL (2),
BUSHENYI, KISORO, MENGO, NSAMBYA (10カ所)

政府立無料診療所 (Government Dispensaries)

LUWERO, BOWA, NTENJERU, SEMUTO, KALAGALA, NAMULONGE,
NAKIFUMA, KASANGAI, WAKISO, MULAGO, MUKONO, LUGAZI,
KITALYA, KAMPALA, BUIKWE, MENGJAIL, MDIGI, MWERE, KIGO, KOJO
KOME, BUWAMA (22カ所)

ミッシヨン無料診療所 (Mission Dispensaries)

KAPEKA, NAGAKAMA, NAMAGUNGA, MUKONO, ONAMILYANGO, NGOGWE,
NKOKUJERU, KISUBI, MITALA, MARIA, BOMBO (10カ所)

参 考 資 料

8. 参 考 資 料

(1) 建築関係打合せ録

ウガンダ公共企業省 (Ministry of Works, Communication and Housing),
Entebbe

Mr. Bartholomew M. Kafali

(Acting Assistant Engineer in chief)

団員 奥村 胖, 水全ミツ

1. 公共企業省の機能

(1) Architecturals Section (at Kampala)

Architect 2名

Assistant 及び draftsman が数人いる

○ 全政府関係建物 (Governmental building) に関する architectural service (設計監理業務) を自ら行ない又は professional architects に委託して行なわせしめることが任務である。

○ 現場監督については、公共企業省の他の Section から、Clerk of Works (Engineer ではないが現場監督が出来る) の出来る人 (building technician) を Headquarters of the Ministry in Entebbe (監督の全責任を持っている) が任命する。Architect は、1月1回位の割合で現場を inspect する。

(2) Electrical Section (at Kampala)

○ 全政府関係建物の Electric works (電気設備のための建物配線等) に関する desing

○ 工事を contractor に委託した場合も監督 (control) する。

(3) Quantity Surveyors Section (at Kampala)

○ 契約及び検収担当部 (contractor に委託の場合) 見積書 (bills of quantities) の check, 契約書 (contract agreement) の署名及び検収

○ 直営の場合 (?)

(4) Mechanical Section (at Kampala)

○ 政府関係の車輛、建設機械の運転 (operation) 及び維持 (maintenance)

(注) 工事全体を公共企業省で全部担当することもあるため、但し unskilled worker は臨時雇用

(5) Road Section (at Entebbe)

○ 以前は、直営形式もとっていたが、現在は、道路建設は全部 contractor に委託している。道路の維持は、この Section が担当する。

(6) Supplies Section (at Entebbe)

○ 政府機関で購入する (governmental use) 輸入製品の調達業務 (規格の設定、設定のための調査、承認等)

(注) The Vocational Training Institute (仮称) に関する供与機材の輸送に関しては、Chief supplies officer に相談されれば役立つこともあるという助言あり。

(7) Transport Section (at Kampala)

- 実際は、Mechanical Section の control 下にある。
- 政府要員等の公務の輸送を担当する。

(参考)

直営建築工事の実例

(Kampala)

- ・ High Court (最高裁判所)
- ・ Revenue Office (国税庁)
- ・ Headquarter of East African University (東アフリカ大学本部)
- ・ Ministry of Regional Administration (自治省)

(Entebbe)

- ・ Victorial Lake Hotel

2. 政府関係機関

National Housing Corporation

○ 2年前までは、Ministry of Housing and Labour (住宅労働省) が所管団体であった。

○ 現在は、行政組織上は公共企業省の所管団体であるが、本省の組織が確立されないこともあって、資金面については大蔵省と直接交渉を行なっている状態である。

○ 一般市民への家屋の提供を業務とする。この団体の本来の basic policy は、資金を保有し、安い家賃で一般市民に貸与することを目的とする。

しかし現状は、資金不足のため、目的を達成することは、出来ない状態である。

近い将来は、Residential Estate の建設までしたい希望をもっている。

3. The Vocational Training Institute 設置と公共企業省の関係

○ 原則的には、ウガンダ国及び日本国間の Agreement に基づきすべては行なわれるが、現時点で考えられる公共企業省の協力できる可能性の説明

① ウガンダ側が Design を担当した場合

公共企業省が、建築を担当することになる。忙しくて物理的に不可能な場合は、 ?

② 日本側が Design を担当した場合

建築関係法規及び政府関係建物に関する標準仕様に従わねばならない。

- Designの前に、Chief Architect, U.E.B. (Uganda Electric Board) Kampala City Council (Kampala Water Board 等) 等緊密な連絡をとる必要がある。

4. 建築用材料の現地調達可能性についての意見

(1) ウガンダ側で提供可能なもの

(a) 木材関係

仮設材、形枠材、角材、板材、仕上げ材、木製建具は全部 O.K.

(b) セメント及びコンクリート製品

セメント、コンクリートブロック、石綿セメント板は O.K.、エタニットパイプも可能

(c) 陶製品

レンガ、土管、タイル、瓦は O.K.

(d) 板類

合板は O.K.

木毛セメント板、繊維板（軟質及び硬質）、プラスチックタイル等は不明

(e) 金属材料

釘、ボルト、ナット、ストラップハンガーその他建築金物及び建具金物については不明

(f) 塗料及びプラスターについては不明

(g) 防水材料

アスファルト、アスファルトフェルト及びコウキング材については不明

(h) 配管及び電気配線材料

おそらく全部輸入であると考えられる。

(注) U.E.B.によれば、電線は、東アフリカで生産されている。

(2) 日本側供与建築資材

型鋼、セミプレハブ（半加工）、鉄筋、長尺鉄板、金属建具、板ガラスのうち金属建具の中ステールサッシは、Uganda Steel Window Co. Ltd (Kampala) で製造されている。

Plan → Design → Construction

- ① Ministry of W. C. & H.
- ② Professional Architect
- ③ Japanese Architect

Ministry の役割

Ministry of Works, Communication & Housing

Contractor に委託

① Architect が site を調査
(① only ?)

② Building Technician
の指命

③ Documents の作成

Bills of quantities

Contract agreement

(2) 公務員住宅区分

区 分	対 象	寝室	浴室	水洗便所	備 考
Grade A-(I)	ヨーロッパ人	3	数の制限 なし		独立家屋
Grade B-(I)	ヨーロッパ人	3		2	有
(II)	"	3	2	無	"
(III)	"	2	2	有	"
(IV)	"	3	1	"	"
Grade C-(I)	ヨーロッパ人	2	2	無	"
(II)	"	3	1	"	"
(III)	"	2	1	有	独立家屋又はフラット
(IV)	アジア 人	3	1	無	"
(V)	(特に指定なし)	3		各々の場 合による	独立家屋
Grade D-(I)	ヨーロッパ人	2	1	無	独立家屋
(II)	"	1	1	有	独立家屋又はフラット
(III)	アジア 人	3	1	無	独立家屋
(IV)	"	2	1	有	独立家屋又はフラット
(V)	アフリカ 人	3	1	有	独立家屋
(VI)	ヨーロッパ人	1			ホステル(平屋又はフラット)
(VII)	"	1	1	無	独立家屋
(VIII)	アジア 人	2	1	"	"
(IX)	アフリカ 人	3	1	"	"
(X)	"	2	1	"	"
	以下略				
Grade E					
Grade F					
Grade G					
Grade H					

〔政府住宅政策委員会の勧告(1962年)による〕

(3) Salary Scale for Government's Staff

Basic (£)	Overseas Addition (£)	Basic (£)	Overseas Addition (£)
I. Main Superscale			
		A1	
2175	700	1494	603
2200	700	1551	621
2300	700	1611	639
2400	725	1671	657
2500	750	1731	657
2600	775	1791	657
2700	800		
2800	825		
2900	850	V. Medical Scientific Extension	
3000	875	1857	663
3400	1000	1923	669
		1989	675
II. Lower Superscale			
1839	663	VI. Scale C or G	
1914	669	G4	
1989	675	473	
		496	
III. Higher Scale			
1735	657	519	
1800	657	541	
		564	
		587	
		610	
IV. Scale A			
A3		C6	
798	423	633	345
837	429	657	357
876	435	(Executive officers, Technical officers, Registered nurses)	
924	441	C5 or G3	
975	453	687	369
A2		717	381
1026	465	747	396
1077	477	783	408
1128	489	822	417
1179	501	C4	
1230	516	861	426
1281	531	900	435
1332	549	939	444
1386	567	978	453
1440	585	1017	462

(Higher Executive officers,
Higher Technical Officers,
Nursing Sisters)

Basic (£)	Overseas Addition (£)
-----------	--------------------------

C3 or G2

1056	471
1096	480
1134	489
1173	498
1215	510
1257	522
1299	537
1344	552
1389	567

(Senior Executive Officers,
Senior Technical Officers,
Matron)

C1 or G1

1440	585
1494	603
1551	621
1611	639
1671	657

(Chief Executive Officers,
Chief Technical officers,
Matron of Mulago Hospital)

Ministry of Labour
Office of the Minister

Permanent Secretary & Labour Commissioner
Super Scale £2, 800 E. J. B. Mpyisi

Under Secretary
Super Scale £2, 175 Muwanga

Assistant Secretary
Scale A A. Settenda

Personal Secretary
Scale G3

Stenographer/Secretary

(Finance and Establishment Sections)

Chief Executive Officer
Scale G1 H. C. Potel

Senior Executive Officer
Scale G2

Higher Executive Officer
Scale G3

Executive Officer
Scale G4

(Labour General)

Assistant Labour Commissioner
Main Superscale £2, 175

Senior Labour Commissioner
Scale G1 £1, 671 S. M. Kabito
£1, 611
£1, 511
£1, 494

Labour Commissioner
Scale G3-2

Senior Industrial Relations Officer
Scale G1 - Scale G2-3.

Senior Labour Inspector
Scale G4

(Factories Inspectorate)

Chief Factories Inspector
Main Superscale £2,175 A. Nash

Factories Inspector
Scale A £1,791 G. U. Coles
£1,617
£1,876
£876
£1,333
£ 798

Higher Executive Officer
Scale G3 f861

(Supervisory Training Section)

Senior Training Officer
Scale G1 f1,671 L.H. Harris

Training Officer
Scale G2 f747
Scale G3-2 f861

Assistant Training Officer
Scale G4

(Employment Service)

Employment Service Officer
Scale G2 f1,095 N.S. Ntate
Scale G3 £747

Manager, Kampala Employment Exchange
Scale G4 £610/4

Assistant Employment Service Officer
Scale G4 £717
£717
£496/4
£496/4
£473/8

(Apprenticeship and Trade Testing Division)

Superintendent
Scale A F.H. Scholey

Trade Testing Officer
Scale G3-2 £900 G. A. Lukonge

f783
f747
f717

S. K. Sepuya
S. Kizito
P. S. Kabanda

(Occupational Health Unit)

Consultant (Occupational Health)

Main Superscale f2,175

D.B. Byarubanga

Chemist Super Scale A

Technician Scale G3

(Industrial Court Unit)

Higher Executive Officer Scale G3

(4) 物価事情

カンパラ市内における物価調査

調査日時 1967年11月18日(土) 11:00~13:00

- ① Uganda Garden Supply Nakasero Market 及びその近郊
- ② CASHOO Super Market
- ③ 市内食料品及び雑貨商
- ④ 市内文房具店

市場状況: 主な商店は午前7時から午後1時まで開店し、その後は閉店する。日曜日は原則として休店である。

但し、食料品(生鮮食料品他)関係は、午後からも開店しているが、物価は午前より午後の方が高値である。

商店別物価調査

Uganda Garden Supply Nakasero Market

(ウガンダ人が露天で店を出している野菜等市場

アジア人及びウガンダ人のハイ・ソサイアティの婦人は買物に来ている様子だが欧米人はみかけなかった。サーバントが買物に来ればよいのではないと思われる。価格もウガンダ人が購入する場合と白人が購入する場合とは非常に異なるとのこと故、日本人が直接行くマーケットではない。但し生鮮食料品の入取はこの種市場しかない。)

野菜

トマト	1ポンド	/ 30~40
サツマイモ	大7~8個	1/
人参	1ポンド	/ 50
トウモロコシ	3~4本	/ 50
馬鈴薯	1ポンド	/ 25
キャベツ	大1個	1/
しょうが	1ポンド	1/
茄子	小3個	/ 20
玉葱	1ポンド	/ 50
大根	小4本	/ 50
キュウリ	2本	/ 50
カリフラワー	1ポンド	/ 77
青トウガラシ	1ポンド	1/
カボチャ	1個	1/
いんげん	1ポンド	/ 50
ニンニク	1ポンド	3/

いんげん むき豆	1握り	/ 20
うずら むき豆	1ポンド	/ 50
ピーナツ(むき)	1ポンド	/ 70
ピーナツ(皮つき)	1ポンド	/
砂糖キビ	10本	/ 50
さらだ菜	1把	/ 40
	(15~20枚)	
グリーンピース(さや入り)	1ポンド	/ 70~80
赤大根		
フキ		
里芋の様ないも		
丸大根		
カサバ	大1本	/ 50
果物		
バナナ(黄)	小12個	/ 40
(緑)	1組(20本)	1/
=MATOKE		
PAW PAW	大1個	/ 50
パイナップル	1個	1/
ミカン	20個	1/
レモン(緑)	4~6個	/ 50
ブドウ	1ポンド	5/
林檎	1ポンド	2/ 50
肉類		
ビーフ	1ポンド	2/
ビーフ(ステーキ用)	1ポンド	2/ 50
卵	1個	/ 25
鶏(生きたもの)	1羽	10/
いなご	1山	1/

穀類屋にて調査

麦粉	1ポンド	/ 65
ゴマ	1ポンド	/ 90
大豆	1ポンド	/ 50
トウモロコシ粉 (上等)	1ポンド	/ 35

トウモロコシ(干)	1ポンド	／60
米上(インド産)	1ポンド	1／50
中(アメリカ産)	1ポンド	1／20
下(#)	1ポンド	1／
砂糖	1ポンド	／65

食料品及び雑貨商調べ

ビスケット (WRIGHTS)	3.5ポンド	40／
アメ	1袋(30個)	1／50
クラッカー	1箱(7 $\frac{1}{2}$ オンス)	2／75
コーンフレイクス(英)	大箱(340グラム)	4／90
ポテトチップス	大袋	2／
トマトケチャップ	36オンス	4／
COCA COLA	大瓶	1／25
FANTA	大瓶	1／25
WEHISKY 赤 (ジョニウオーカー)		44／50
ビール(PILSNER)	大瓶	2／75
	小瓶	1／80
チューインガム		／50
チョコボール (SMARTIES)		1／
ビスケット ドロップ(キャンディ)	1箱	2／ ／50
アメ	1個	／5
NESCOFFEE(802)	大	14／
石けん(洗濯用)	1本(小6個組)	2／20~2／80
ポリバケツ	中1個	6／
金物(アルミ)おけ	1ポンド	6／

CASHCO Super Market.

欧米人 アジア人が通常利用している清潔なマーケットである。

魚肉類

鶏肉(冷凍)	1ポンド10オンス	5／60
えび(#)	大4~5尾	4／50
魚(#)	大半腹	4／60

挽肉	1ポンド	2 / 40
SHLDR LAMB (SHOULDER)	4ポンド5オンス	17 / 25
SHLDR PORK HAM	1ポンド14オンス	6 / 60
LEG PORK	3ポンド13オンス	15 / 25
STEWING STEAK	1ポンド3オンス	4 /
BEEF STEAK	2ポンド5オンス	9 / 25
鶏肉(1羽)	4ポンド	15 /
ソーセージ	425.3グラム	4 / 75
ベーコン	213グラム	2 / 85
卵	12個	4 / 20
野菜		
馬鈴薯	5ポンド	1 / 50
トマト	5個	1 /
乳製品		
粉ミルク	1 PINT	/ 80
チーズ	8オンス	2 / 20
KENYE BUTTER	1ポンド(缶入り)	4 / 20
	1ポンド(453グラム)	3 / 80
BABY FOOD (LACTOGEN)	1ポンド	6 / 50
DRY MILK(ボール箱) (カーネーション)	1ポンド9 ⁵ / ₈ オンス	10 / 50
嗜好品		
桃缶詰	1ポンド13オンス	4 / 45
紅茶 (BROOKLE BOND)	1ポンド	5 / 50
COFFEE(袋)	1ポンド	5 / 50
COCOA(袋)	1ポンド	6 / 50
NE SCOFFEE (インスタント)	200グラム	11 / 35
MAX WELL (インスタント)	80オンス	13 / 75
その他食品		
パン	1ポンド	/ 75
トマトソース	24オンス	4 / 40
アイスクリーム		

オートミール	2ポンド	3/95
ベーキングパウダー	226グラム	2/95
コンビーフ(缶)	198グラム	2/20
(＃)	340グラム	3/50
インスタントスープ	2 $\frac{1}{2}$ オンス	1/65
＃(缶入)	4オンス(110グラム)	1/95
クリーム NESTLE	113グラム	1/45
COW BELL	170グラム	2/25
MILK NESTLE	170グラム	1/95
MILK NESTLE	14 $\frac{1}{2}$ オンス	1/85
その他雑貨		
トイレットペーパー	1まき	1/50~1/30
SCOTTIES	1箱	3/95
ハミガキ(コルゲート)中1	(チューブ)	2/75
石ケン PALMOLIVE	1コ	/85
LUX	1コ	1/
CAMAY	1コ	1/20
ベビーパウダー	227グラム8オンス	4/75
マツチ	1ダース	3/60
ロンソン FUEL	1本	12/50

文房具店調査

鉛筆	1本	/30
ボールペン	1本	/75
便箋(AIR MAIL)	1冊	2/50
万年筆	1本	2/~5/

添付資料

9. 添 付 資 料

(1) Basic Policy of the Government of Japan

As an integral part of her policy for Overseas Economic Cooperation, Japan has been actively providing technical assistance to developing countries in South East Asia, Middle East and Africa, including the accepting of overseas trainees for training in Japan, dispatching of technical experts, establishment and management of overseas technical training centres in requesting countries, and so forth.

With regard to the proposed Small Scale Industries Training Centre in Uganda, a request for aid in this project was made to Japanese Prime Minister Sato by Uganda President Obote when he visited Japan in 1965, and the Government of Japan then decided to cooperate positively in this project. Our cooperation with a foreign country in the establishment of a technical centre follows in principle the United Nations formula (under which the aid-receiving country provides the land and the buildings, and the aid-giving country provides machinery and equipment and despatches national experts.) In the case of the proposed Centre, however, in consideration among others of the request from the Uganda Government, it was decided, as the first case, that Japan would cooperate in the construction of buildings to be undertaken by Uganda.

In February 1966, the Japanese 3-man Preliminary Survey Mission visited Uganda and conducted negotiations with the Uganda Government on basic matters.

The purpose of the present Japanese Implementation Survey Mission is to consult with officers of the Uganda Government on the concrete methods of establishment and management of the proposed Centre on the one hand, and, on the other, to conduct investigation into technical matters necessary for the establishment, and then prepare a record of discussions on the matters agreed upon between the Uganda Government and the Japanese Implementation Survey Mission to be used as the basis of a bilateral Agreement concerning the Establishment of the Centre.

The Government of Japan sincerely wishes that negotiations between the Uganda Government and the Japanese Implementation Survey Mission be conducted smoothly and produce significant results, that an agreement be signed by the two countries at an earliest possible date after the return to Japan of the Implementation Survey Mission, so that the proposed Centre making contribution not only to the development of Uganda's industry and economy but also to the promotion of goodwill between Uganda and Japan.

(2) Notes on Understanding concerning
The Proposed Small Scale Industries Training Centre
in Uganda

In the following are listed main points of our understanding based on the talks and the Memorandum exchanged between the Uganda Government and the Japanese 3-man Preliminary Survey Mission which visited your country in February 1966, and the note verbale exchanged between the Uganda Government and the Japanese Government (Japanese Embassy in Kenya) after the return to Japan of the Preliminary Survey Mission. We wish that further talks should take place between the Uganda Government and the Japanese Implementation Survey Mission in the future with a view to making an examination of these points.

1. Nature of the Centre

To establish a technical training centre in metal working, necessary for bringing up small scale industries

Agreed to by the
Uganda Ministry of
Foreign Affairs
(dated March 2, 1966)

Memorandum of
the Preliminary Survey
Mission's (herein-
after referred to as the
P. S. Mission's Memo)

The Centre aims at bringing up Uganda skilled workers, inclusive of foremen, in the field of metal working through technical guidance and practical exercise.

2. Trades for training

Forging
Casting
Machining
Sheet Metal Working
Welding

P. S. Mission's Memo

3. **Entry Qualifications of Trainees**
Those who have some knowledge and experience in the field of metal working, and preferably be graduates of the Technical Schools
P. S. Mission's Memo
4. **Period of Training**
One year in principle, which may be extended to two years if necessary
P. S. Mission's Memo
5. **Fixed No. of Trainees**
10 for each course, excepting the machining course whose fixed No. is 30.
P. S. Mission's Memo
6. **A production line will be annexed to the Centre to enhance the effectiveness of the training. Products to be made at the workshop will be marketable ones.**
P. S. Mission's Memo
7. **Uganda Government agency responsible for the Centre, and other agencies associated with the Centre**
Responsible agency -- Ministry of Labour
Associated agencies -- Ministry of Planning and Economic Development, Ministry of Labour
8. **Proposed Site of the Centre**
Nakawa, Kampala
The Centre will be situated at Nakawa and in proximity to other similar establishments so as to effect internal and external economics.

9. Establishment and management of the Centre
- (1) With regard to the construction of the Centre's buildings, the Uganda Government will provide locally available building materials and labour, and the Japanese Government will provide other materials.
 - (2) The Uganda Government accepts the responsibility of housing the Japanese instructors free.
 - (3) During the term of the Agreement relating to the Centre, the Centre will be placed under the direction of the Japanese Expert-Administrator.

10. Relations with the U.N. Management Training and Advisory Centre

According to U. N. officials in charge of KEIKYOGI, Geneva (6th January 1966) the Advisory Centre aims at improving methods of managing enterprises centered on medium and small enterprises, and promoting increase of their productivity. Therefore, instead of conducting training in techniques and skills necessary for particular trades at lecture rooms and workshops established as such, this Advisory Centre provides on-the-spot guidance and holds short-term practical seminars for improving production techniques according to the actual situation of each individual enterprise ; this Advisory Centre therefore does not compete with the Centre to be established with the cooperation of the Japanese Government.

P.S. Mission's Report

(3)

To: Ministry of Labour
Entebbe, Uganda
Attn: Permanent Secretary

Nov. 1st, 1967

Information to be confirmed
by the Japanese Implementation Survey Mission
for the Establishment of
the Small Scale Industries Training Centre in Uganda

1. Proposed Site of the Centre

(1) Land allotted for the establishment of the Centre

- (a) Location (Is it Nakawa, Kampala?)
- (b) Area and shape of the land (please supply a map drawn to a scale of one by five hundred)
- (c) Undulation, nature of the soil, resistance of the soil, and underground water
- (d) Availability of transport facilities
- (e) Conditions of the adjoining land
- (f) Procedures necessary for the acquisition of the land or budgetary measures taken

(2) Electric power supply available at the Centre

- (a) Maximum power capacity
- (b) Voltage
- (c) Frequency
- (d) Sub-station
- (e) Phase

(3) Fuel Supply

Supply situation of heavy oil, coal coke, gas, natural gas, electric heat, etc.

II. Buildings of and Annexes to the Centre

(4) Budgetary measures taken

(5) Construction of buildings

- (a) kinds, ability to supply, quality and ability to procure locally available building materials
- (b) ability to supply locally available machines and tools, their quality and efficiency, and conditions of procuring them.
 - (i) excavation, truck, rammer, etc.
 - (ii) piling machine
 - (iii) crane
 - (iv) motor, pump, etc.
 - (v) riveting machine, welding machine, etc.
 - (vi) spray, cement gun, etc.

- (vii) plumbing machine and instrument
- (viii) Handy instrument (for carpenter, plasterer, etc.)
 - (c) Levels of techniques and skills of architects, skilled workers and labourers by occupation, daily working hours, number of architects, workers and labourers available
- (6) Conditions of water supply (water supply facilities, ability to supply water, nature of water, etc.)
- (7) Conditions of drainage (drainage facilities, ability to drain water, etc.)
- (8) Legislation
 - (a) Legal restrictions on the weight, noise, dust, gas, etc. in respect of the machines and equipment to be installed at the workshop
 - (b) Legal restrictions on the structure of the machines and equipment
 - (c) Legal restrictions on motor, switch, electric heater and other electric appliances and on their structure, volume, wiring system, wiring colour, etc.
 - (d) Legal restrictions on high pressure equipment (air tank, boiler, etc.) and on the handling of such equipment
 - (e) Legal restrictions on the handling of firearms and inflammables
 - (f) Legal restrictions on the Handling of poisonous chemicals
 - (g) Legal restrictions on the disposal of sewage, useless liquid, useless gas, etc.
 - (h) Legal restrictions on hoisting and lifting machines
- (9) Is it possible for your Government to appoint an officer or an engineer to take charge of the water supply and drainage works?
- (10) Is it possible for your Government to appoint an officer or an engineer to take charge of the plumbing work for gas, oil, etc. to be supplied to the machines and equipment?

- (11) Is it possible for your Government to appoint an officer or an engineer to take charge of the electric work (electric wiring for power-driven machinery, in-door wiring) ?
- (12) Is it possible for your Government to appoint an officer and an engineer to take charge of the execution of the building construction works (including liaison and coordination on matters of Uganda legislation) ?

III Contents of Training

- (13) What will be the function and contents of the training to be provided by the proposed Small Scale Industries Training Centre in Uganda (technical training, skill training, management training, etc.) ?
- (14) According to the Memorandum of the Japanese Preliminary Survey Mission, 5 sectors are mentioned which are forging, casting, machining, sheet metal working and welding. Does the Government of Uganda still maintains the name position as to these 5 sectors ?
- (15) Period of training
- (16) Fixed number of trainees

IV Administration of the Centre

- (17) Appellation of the Centre
- (18) Approximate date desired for the opening of the Centre
- (19) Administrative organisation of the Centre
- (20) Duties and authority of the Japanese expert-administrator
- (21) Appointment of Uganda deputy expert-administrator and his duties and authority
- (22) Qualifications, composition and treatment of Uganda counterpart staff
- (23) Composition and treatment of Uganda clerical staff
- (24) Possibility of sending Uganda counterpart staff (deputy expert-administrator and instructor-assistant to Japanese experts) to Japan to receive training (if this is possible, please indicate when, how long, and in which trades)
- (25) Competent authority to which the Centre belongs and the line of supervision over the Centre
- (26) Budgetary measures taken by the Uganda Government to secure the operating expenses of the Centre, and their details

- (27) Method of covering a deficit of the operating expenses
- (28) Establishment of a production line as an annex to the Centre
- (29) Agencies associated with the management of the Centre (advisory committee, etc.)
- (30) Relationships with the United Nations Management Training and Advisory Centre

V Trainees

- (31) Qualifications of trainees
- (32) Methods of recruiting trainees and the agency responsible for the recruitment
- (33) Standards of equipment of the trainees' dormitory, and way of life in the dormitory
- (34) Status, wages and other conditions of treatment of trainees during the period of training
- (35) Treatment of trainees after the completion of training and their future course
 - Award of certificate, public system of certification, exemption from the qualifying test (trade testing), concrete method of providing placement service to them

VI Treatment of the Japanese Staff

The principle should be to provide the Japanese staff with the privileges, immunities and facilities which are no less favourable than those provided to the experts from third countries (including the U.N.)

- (36) Conditions of accommodation for the Japanese staff
 - (a) Location
 - (b) Size of accommodation unit (The desire of the Japanese side: (i) suitable furnished accommodation for the Japanese general staff; minimum unit should have one living room, two bedrooms, one dining room, a bath, a kitchen, a garage, a telephone, covering a total floor space of 150 square metres. (ii) The Japanese expert-administrator should be given one which is worthy of his status.)
 - (c) In case new houses are to be built for the Japanese staff, we wish that our desires should be heard as much as possible. Is this agreeable to you ?

(d) Has the budget for the construction of the housing accommodation for the Japanese staff been secured ?

(e) Furnitures and utensils

- (37) In case housing accommodations are not yet ready for immediate occupancy upon arrival of the Japanese staff in Kampala, is it possible for your Government to provide them with existing houses or hotel at the expense of the Uganda Government ?
- (38) Are the housing accommodation or hotels located at a convenient place in terms of travel to the Centre and day-to-day life and are they situated in good surroundings ?
- (39) As the privileges and immunities granted to the Japanese staff, is it possible for your Government to take measures, in addition to exemption from the income tax, customs duty (articles subject to customs duty exemption, period of the exemption and treatment in the case of the families of the Japanese staff) and others, to exempt the Japanese staff from the customs duty on foodstuff for the exclusive use of the Japanese staff imported into your country not only at the time of their entry into your country but also at subsequent dates ?
- (40) Is it possible for your Government to provide the Japanese staff and their families who accompany them with free medical treatment including medicine at a hospital equipped with complete medical facilities, in case they contract sickness during their term of service in Uganda ?
- (41) Expenses for official trips are to be borne by the Uganda side. How much expenses per head per month can your Government bear ?
- (42) System of holidays and leave
- (43) The Japanese staff for the construction works will receive the same treatment as that of the Japanese staff of the Centre.

VII *Machines and tools provided by the Japanese Government*

- (44) To which agency should we send them ?
- (45) We wish to send them C. I. F. Mombasa, Kenya; the claimant's charge (import duty) on these machines and tools and expenses for the inland transport should be borne by the Uganda side.
- (46) Where will these machines and tools be stored until they are finally installed at the Centre ?

- (47) Local means of transport of these machines and tools (agency responsible for the transport) ?
(Expenses to be incurred in connection with the following 4 items should be borne by the Uganda side.)
- (48) Is it possible to have them repaired locally ?
- (49) What is the possibility of locally procuring machines' and tools' parts to replace worn-out ones ?
- (50) Measures taken by the Uganda Government for procuring such parts.
- (51) What is the possibility of procuring various training aids and materials locally ?
- (52) Is it possible for your Government to appoint an officer or an engineer to take charge of the work of installing the machines and equipment ?

VIII Nomination and authority of the Uganda counterpart staff

- (53) Nomination and authorities of the officers of the Uganda Government in charge of :
 - (a) Training
 - (b) Machines (layout of the workshop, etc.)
 - (c) Building works

IX Others

- (54) Do you use the metric system in Uganda ?
- (55) Please supply copies of the following laws and regulations :
 - (a) Building
 - (b) Factory
 - (c) Machinery
 - (d) Labour
 - (e) Hygiene
 - (f) Vocational training (in enterprise)
 - (g) Others

(56) Trade testing

(57) Technical schools

Curriculum, status of school activities, entry qualifications, qualifications upon graduation, course followed by students upon graduation (higher education or employment)

(58) Trade schools

Curriculum, status of school activities, entry qualifications, qualifications upon graduation, course followed by students upon graduation (higher education or employment)

(59) United Nations Management Training and Advisory Centre

Official appellation, location (full address), layout, nature of the Centre, contents of training (courses), list of machines and materials, composition of the U.N. staff and Uganda staff, etc.

S. Nakata

Chief, Japanese Survey Mission

